

北杜市地域防災計画

令和6年3月

北杜市防災会議

用語について

本計画で使用する機関等の標記は、次による。

No.	標記	機関等名称
1	市	北杜市
2	県	山梨県
3	消防本部	峡北広域行政事務組合消防本部
4	水道企業団	峡北地域水道企業団
5	南部衛生センター	峡北広域行政事務組合峡北南部衛生センター
6	環境衛生センター	峡北広域行政事務組合峡北広域環境衛生センター
7	消防団	北杜市消防団
8	民生委員児童委員協議会	北杜市民生委員児童委員協議会
9	市社会福祉協議会	社会福祉法人北杜市社会福祉協議会
10	県社会福祉協議会	社会福祉法人山梨県社会福祉協議会
11	県 LP ガス協会	一般社団法人山梨県 LP ガス協会
12	北巨摩医師会	一般社団法人北巨摩医師会
13	県歯科医師会	一般社団法人山梨県歯科医師会
14	県歯科医師会	一般社団法人山梨県薬剤師会
15	県薬剤師会	公益社団法人山梨県獣医師会
16	県建築士会	一般社団法人山梨県建築士会
17	日赤山梨県支部	日本赤十字社山梨県支部
18	東京電力 PG	東京電力パワーグリッド株式会社山梨総支社
19	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社
20	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
21	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社
22	市建設安全協議会	北杜市建設安全協議会

【総則編】

総則編 目次

第1章 計画の目的と構成	1
第2章 防災の基本理念及び施策の概要	3

第1章 計画の目的と構成

第1 計画の目的

北杜市地域防災計画（以下、「本計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定により、北杜市防災会議が策定する計画である。

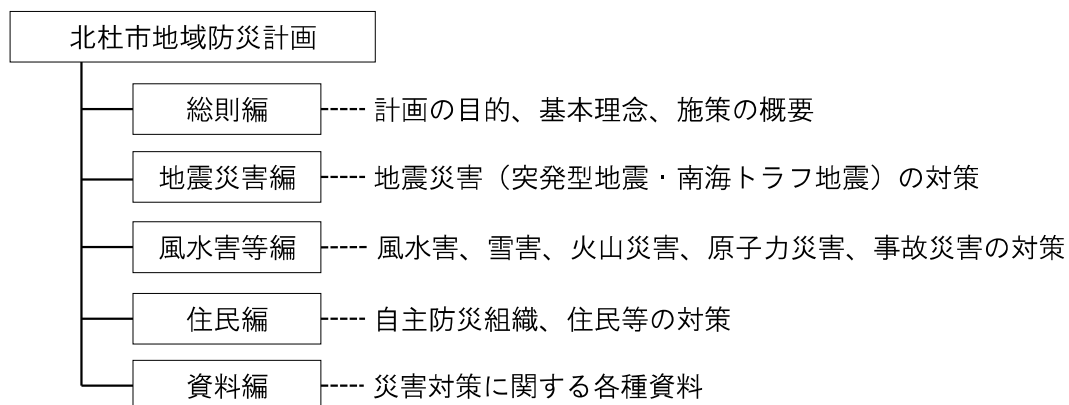
本計画は、市の防災に関し、市をはじめとする防災関係機関、自主防災組織、住民等が行うべき基本的事項を総合的に定めることにより、住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として定めるものである。

なお、本計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92条）第5条の2の規定による南海トラフ地震防災対策推進計画を兼ねるものとする。

第2 計画の構成

本計画の構成は、次のとおりとする。

なお、風水害等編において、地震災害編と内容が共通する対策については、地震災害編を準用することとする。



第3 計画の性格

1 計画の内容

本計画は、市、県、防災関係機関、自主防災組織、住民等の行う防災対策の実施責任を明確にするとともに、相互の密接な連絡調整を図るために必要な基本的事項を示す。

本計画に示した対策の実施細目、具体的内容等については、それぞれが果たすべき役割、地域等の実態を踏まえつつ、別途、それぞれが定める。

2 計画の位置づけ

本計画は、国の防災基本計画、防災関係機関の防災業務計画及び山梨県地域防災計画と関連を有した計画である。

一方、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成25年12月11日法律第95号）に基づき策定された北杜市国土強靱化地域計画は、大規

第1章 計画の目的と構成

模自然災害時に、人命を守り、経済社会への被害が致命的にならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築することを目的とするもので、本計画が定める防災・減災の指針となる計画である。

第4 計画の修正

本計画は、国の防災基本計画、山梨県地域防災計画等の上位計画の改定、災害対策基本法等の防災関連法令の改正、市のその他計画、大規模災害で得られた教訓等を反映して、必要に応じ修正を行う。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

第1 防災の基本理念

災害を防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」を防災の基本的考え方とし、たとえ被災したとしても「いのち」が失われないことを最重視し、様々な対策を組み合わせることで災害に備えていく必要がある。

ひとたび大規模災害が発生すると、被害の拡大を防ぐことは個人又は家族の力だけでは限界があり、また、危険及び困難を伴う場合がある。特に、災害発生初期には、公的な支援が届くのに時間がかかる。

このような場合には、日常、顔を合わせている隣近所の人達が集まって、互いに協力し合いながら、防災活動に組織的に取り組むことが重要となる。

市、県、国等の「公助」による災害応急活動だけでは、住民の「いのち」を確実に守ることは困難であるため、「公助」のみならず、住民、事業所、自主防災組織、各種団体等の様々な主体による「自助」・「共助」の取組を推進していく必要がある。

そこで、大規模災害は必ず起きるとの想定のもと、誰もが日常から危機管理意識を持ち、被害をできる限り少なくしようという「減災」の考え方により、住民、事業所、自主防災組織、各種団体等と行政が協力して防災対策に取り組むことを基本とし、次の基本理念を設定する。

《防災の基本理念》

日常からの防災

—市民のみんなが取組む減災力の強いまちづくり—

第2 施策の概要

1 災害予防

(1) 日ごろの備えや心構えで災害発生時の被害をできるだけ減らす「減災」という概念を踏まえ、一人ひとりが自分の命を守り（自助）、その上でお互いを助け合う（共助）ことができるよう「減災力の強いまちづくり」を目指す。

市内のすべての家庭や地域・事業所において、平常時から自然災害に対する自助力・共助力を高めるため「減災力の強いまちづくり協定書」の締結を推進するほか、地域減災リーダー育成事業、専門家による減災講座出前塾の受講等の取組を進める。

(2) 災害に強いまちづくりを実現するため、主要交通・通信機能の強化、治山治水事業、秩序ある宅地の整備等により災害に強いまちの形成、公共施設及びライフライン機能の安全性の確保等を行う。

(3) 災害応急対策及びその後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、平常時から施設・設備・資機材等の整備・充実、食料・飲料水等の備蓄、関係機関（民間企業、ボランティア、NPO・NGO等を含む）相互の協力体制の構築に向けた、共同での実践的な訓練、研修、協定の締結等を行う。

第2章 防災の基本理念及び施策の概要

- (4) 住民の防災活動を促進するため、防災知識の普及・啓発、防災教育・防災訓練の実施、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援、自主防災組織等の育成強化、ボランティア活動の環境整備、企業防災の促進等を行う。
- (5) 公共交通機関が運行を停止した場合、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が大量に発生することから、「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則及び安否確認手段について、平常時から積極的に広報する。
また、企業等に対して、従業員等を一定期間事業所等内にとどめておくことができるよう、必要な物資の備蓄等を促す等、帰宅困難者対策を行う。
- (6) 複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、防災体制の構築に努める。

2 災害応急対策

- (1) 防災気象情報、南海トラフ地震に関連する情報等の伝達、住民の避難誘導及び災害未然防止活動を行う。
- (2) 災害直後の被害規模の早期把握、災害情報の迅速なる収集、伝達、報告を行う。
- (3) 災害応急対策を総合的、効果的に行うため関係機関の活動体制の確立及び他機関等との連携による応援・受援体制の確立を行う。
- (4) 災害の拡大を防止するための消防・水防等の災害防止活動を行う。
- (5) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）に配慮する等、被災者の年齢、性別、障害の有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。
- (6) 救助・救急活動及び傷病者に対する迅速かつ適切な医療活動を行う。
- (7) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また、被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等による交通の確保、優先度を考慮した緊急輸送等を行う。
- (8) 避難所の適切な運営管理、応急仮設住宅等の提供等、避難生活を支援する。
- (9) 被災者の生活維持に必要な食料、飲料水、生活必需品等の調達及び供給を行う。
- (10) 被災者の健康状態の把握、必要に応じた医療救護所の開設、仮設トイレの設置、廃棄物処理等の保健衛生活動、防疫活動、迅速な遺体の処理等を行う。
- (11) 防犯活動等による社会秩序の維持及び物価・物資の安定供給のための施策を実施する。
- (12) 被災者の生活確保に資するライフライン、交通施設等の応急復旧を行う。
- (13) 流言飛語等による社会的混乱を防ぎ、適切な判断及び行動を促すため、放送事業者、新聞社等の報道機関、ポータルサイト・サーバー運業者の協力を求めながら、被災者等への的確な情報伝達を行う。
- (14) 二次災害の危険性を見極め、必要に応じ住民の避難及び応急対策の実施を行う。また、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。
- (15) ボランティア、救援物資・義援金、市内外からの支援の適切な受入れを行う。

3 災害復旧・復興

- (1) 被災地域の復旧・復興の基本方針の早急な決定と事業の計画的推進を行う。

- (2) 被災施設の迅速な復旧を行うとともに、被災者に対して適切な援護を行うことにより、被災地の復興を図る。
- (3) 二次災害の防止と、より快適な生活環境を目指した防災まちづくりを行う。
- (4) 迅速かつ適切な災害廃棄物処理を行う。
- (5) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建の支援を行う。
- (6) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けての経済復興の支援を行う。

4 国、県等との連携

大規模災害に対応しうる即応体制を充実強化するため、災害時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化、国、都道府県、市町村等との相互応援体制を構築するため、各機関が連携した災害対応の推進を図る。

【地震災害編】

地震災害編 目次

第1章 地震災害編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	1
第2節 北杜市の概況	10
第3節 災害の想定	13
第2章 災害予防計画	21
第1節 地域防災力の向上	21
第2節 防災知識の普及・啓発	23
第3節 災害に強いまちづくり	25
第4節 防災施設等の整備	28
第5節 火災の予防対策	30
第6節 生活関連施設の安全対策	32
第7節 応急活動体制の整備	34
第8節 要配慮者対策	36
第3章 災害応急対策計画	38
第1節 応急活動体制	38
第2節 情報の収集伝達・広報	46
第3節 広域応援体制	50
第4節 消火・救助活動	53
第5節 交通輸送	54
第6節 災害警備	57
第7節 避難対策	58
第8節 医療対策	65
第9節 食料・飲料水等の供給	69
第10節 災害廃棄物処理	72
第11節 住宅等対策	75
第12節 遺体の捜索・処理・埋葬	78
第13節 応急教育	80
第14節 生活関連施設の応急対策	82
第15節 被災者の生活支援	84
第16節 災害ボランティア活動	87
第17節 災害救助法の適用	88
第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画	90
第1節 総則	90
第2節 南海トラフ地震に関する情報	92
第3節 関係者との連携協力の確保	94
第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等	94
第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	96
第6節 防災訓練計画	96
第7節 防災教育・知識の普及・啓発	96
第5章 災害復旧・復興対策計画	97
第1節 災害復旧	97

第2節 激甚災害の指定に関する計画	98
-------------------	----

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1 防災関係機関の役割

1 北杜市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定公共機関：NTT 東日本等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北杜市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援

ウ 防災訓練の実施

エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- オ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
- キ 減災力の強いまちづくりの推進
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示等の発令
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 峡北広域行政事務組合消防本部

- ア 消防力の整備
- イ 防災教育訓練
- ウ 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- エ 災害時の避難、救助及び救急
- オ 消防団との連絡調整
- カ その他災害対策

3 山梨県

(1) 災害予防

- ア 地震防災に関する防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 地震防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 大規模な地震防災訓練の実施
- オ 地震防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 地震防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- キ 地震防災上必要な調査及び被害想定を作成
- ク 建築物等の長寿命化計画の作成・実施等による適切な管理及び耐震対策の強化促進
- ケ 危険物等災害予防対策の推進
- コ 地震防災応急計画の作成指導
- サ 自主防災組織の育成、指導及びその他県民が実施する地震対策の推進
- シ 大震火災対策の推進

- ス 前各号のほか、地震防災応急対策及び災害応急対策の実施上支障となるべき状態の改善
- (2) 災害応急対策
- ア 地震災害警戒本部及び災害対策本部の設置、運営
 - イ 南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達並びに広報の実施
 - ウ 地震防災応急対策及び被害状況、応急復旧対策の把握
 - エ 地震時に備えた人員、資機材の配備手配
 - オ 避難の指示
 - カ 被災者の救助その他の保護
 - キ 市町村長からの要請による物資等の供給、斡旋及び備蓄物資の放出
 - ク 火災発生防止及び水防態勢の整備と発災時の消防、水防その他の応急措置
 - ケ 清掃、防疫その他の保健衛生措置
 - コ 犯罪の予防、交通規則その他の社会秩序維持の措置
 - サ 緊急輸送の確保
 - シ 地震災害を受けた児童・生徒の応急教育の実施
 - ス 県の施設等の安全措置及び応急復旧
 - セ 広域一時滞在に関する協定の締結
 - ソ 他機関への応援要請
 - タ 前各号のほか、災害防止又は災害拡大防ぎよの措置
- (3) 災害復旧
- ア 被災施設等の復旧及び地震災害の再発防止事業の推進
 - イ 激甚災害に関する調査及び指定の促進

4 指定地方行政機関

- (1) 関東財務局（甲府財務事務所）
- ア 東海地震臨時金融対策連絡協議会等による金融業務の円滑な措置の指示
 - イ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置
 - (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
 - (イ) 手形交換の特例措置
 - (ウ) 休日営業の特例措置
 - (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
 - (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
 - (カ) 保険料支払いの迅速化措置
 - (キ) 地方公共団体が応急対策の実施の用に供する場合における普通財産の無償貸付
- (2) 関東農政局（山梨支局）
- ア 災害時における食糧の供給の実施準備について関係機関に協力を求める措置
 - イ 自ら管理又は運営する施設、設備の保守
 - ウ 農林漁業関係金融機関に対する金融業務の円滑な実施のための指導
 - エ 地震防災上設備すべき地すべり防止施設、農業用排水施設並びに農地の保全に係る海岸保全施設等の整備
 - オ 地震防災に関する情報の収集及び報告
 - カ 主要食糧等の在庫状況把握
- (3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）
- ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 民有林直轄治山事業の実施
- ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給
- (4) 関東経済産業局
 - 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保
- (5) 関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保
 - イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策
- (6) 東京管区气象台（甲府地方气象台）
 - ア 南海トラフ地震に関連する情報等の通報
 - イ 地震の観測並びにその成果の収集及び発表
 - ウ 地震情報の発表と伝達
 - エ 緊急地震速報の利用の心得等の周知・広報及び地震防災知識の普及
 - オ 異常現象発見の通報に対する適切な措置
- (7) 関東総合通信局
 - ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援
 - ウ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
- (8) 山梨労働局
 - ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査
 - イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- (9) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）
 - ア 防災上必要な教育及び訓練
 - イ 通信施設等の整備
 - ウ 災害危険区域等の関係機関への通知
 - エ 官庁施設の災害予防措置
 - オ 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達等
 - カ 水防活動、土砂災害防止活動
 - キ 建設機械の現況及び技術者の現況の把握
 - ク 災害時における復旧資材の確保
 - ケ 災害発生が予想されるとき又は災害時における応急工事等
 - コ 災害時のための応急復旧資機材の備蓄
 - サ 東海地震の地震防災強化地域に係る地震防災強化計画
 - (ア) 地震防災応急対策に係る措置
 - (イ) 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備
 - (ウ) 中央防災会議主事会議の申合せ
 - (エ) 大規模な地震に係る防災訓練
 - (オ) 地震防災上必要な教育及び広報
 - シ 南海トラフ地震防災対策推進計画

- (ア) 初動体制の立ち上げ
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 被災状況等の把握
- (エ) 被災者の救命・救助
- (オ) 被害の拡大防止・軽減
- (カ) 被災した地方公共団体支援
- (キ) 被災者・避難者の生活支援
- (ク) 施設等の復旧、被災地域の復興
- (ケ) 強い揺れへの備え
- (コ) 巨大な津波への備え

ス 首都直下地震対策計画

- (ア) 首都中枢機能の継続
- (イ) 避難支援（住民等の安全確保）
- (ウ) 所管施設・事業者における利用者の安全確保
- (エ) 被災状況等の把握
- (オ) 被災者の救命・救助
- (カ) 被害の拡大防止・軽減
- (キ) 被災した地方公共団体支援
- (ク) 被災者・避難者の生活支援
- (ケ) 施設等の復旧、首都圏の復興
- (コ) 強い揺れへの備え
- (サ) 巨大な津波への備え

セ 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施

(10) 関東地方環境事務所

- ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(11) 国土地理院関東地方測量部

- ア 災害時における地理空間情報の整備・提供
- イ 復旧・復興のための公共測量に関する指導・助言
- ウ 地殻変動の監視

5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

(1) 平素における準備

- ア 防災関係資料の整備
- イ 関係機関との連絡・調整
- ウ 災害派遣計画の作成
- エ 防災に関する教育訓練
- オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備

(2) 災害派遣の準備

- ア 災害派遣初動の準備

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 災害等情報の収集
- ウ 通信の確保
- エ 要請等の確認及び派遣要領の決定

(3) 災害派遣の実施

要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣

(4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

(1) 東日本旅客鉄道株式会社

- ア 東海地震予知情報（警戒宣言等）及び南海トラフ地震に関する情報の伝達
- イ 列車運転規制措置
- ウ 旅客の避難及び救護体制の確立
- エ 列車の運行状況等の広報
- オ 発災後に備えた資機材及び人員等の配備体制
- カ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
- キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保

(2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）

- ア 主要通信の確保
- イ 通信疎通状況等の広報
- ウ 復旧用資機材等の確保及び広域応援計画に基づく手配

(3) 日本赤十字社（山梨県支部）

- ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
- イ 応援救護班の体制確立とその整備
- ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
- エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
- オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
- カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄
- キ 義援金の募集及び配分

(4) 日本放送協会（甲府放送局）

- ア 地震情報の伝達及び状況報告（部内）
- イ 非常組織の整備
- ウ 地震防災応急対策のための動員及び準備活動
- エ 地震予知に関する情報等の発信、ニュースの可及的速やかな報道

(5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）

- ア 南海トラフ地震に関連する情報及びその他地震に関する情報の伝達
- イ 利用者への広報
- ウ 災害時における復旧資機材と人員の配備
- エ 緊急輸送を確保するための措置

(6) 日本通運株式会社（山梨支店）

- ア 安全輸送の確保
- イ 災害対策用物資等の輸送のための車両の確保
- ウ 知事及び各機関からの車両借上要請に対処しうる体制の確立

- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行（甲府支店）
 - ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況、避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する各種情報等の報道
 - イ 地域住民に対する情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道のための体制の確立
 - ウ 日本放送協会に準ずる措置
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備
- (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - ア ガス供給施設の保安整備
 - イ 災害発生後の点検のための人員確保、配備手配
 - ウ 被災地に対するガス供給の確保
- (4) 医師会（一般社団法人山梨県医師会、一般社団法人北巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 梨北農業協同組合、峡北森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん

第1章 地震災害編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

エ 農林業生産資材等の確保、あつせん

(2) 北杜市商工会

ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力

イ 災害時における物価安定についての協力

ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あつせん

(3) 病院等医療施設の管理者

ア 医療救護班の編成及び携行医薬品等の整備点検

イ 災害時における病人等の収容、保護体制の準備

ウ 必要に応じた入院患者の避難体制の確立と来院者への伝達

(4) 社会福祉施設及び学校施設の管理者

ア 児童生徒に対する南海トラフ地震に関連する情報等の伝達

イ 避難確保計画等による避難又は状況に応じた下校の督励

ウ 施設設備の整備点検及び消防水利の確保

エ 災害時における収容者の保護受入れの準備

オ 火気使用及び実験学習の中止

カ 応急医薬品の整備

(5) 公共施設等の施設管理者

ア 避難訓練の実施

イ 災害時における応急対策

(6) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）

ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼

イ 民間賃貸住宅の情報の提供

ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

9 その他の公共的団体

(1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、北杜市社会福祉協議会）

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保

(2) 山梨県ボランティア協会

ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整

イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保

(3) 協定締結事業者・団体等

市が実施する防災に関する対策への協力

第3 住民、自主防災組織及び事業所の責務

1 住民（自助）

(1) 自宅の耐震化、室内の安全対策等

(2) 最低3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料及び物資の備蓄

(3) 地域の災害危険箇所、緊急避難場所・避難所、避難経路の確認、災害の教訓等の把握

(4) 家族内の連絡体制等の確認

(5) 自主防災組織への加入、自主防災活動への参加

2 自主防災組織（共助）

- (1) 自主防災組織の体制整備
- (2) 地区防災計画の策定
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練等の実施
- (4) 防災知識の普及・啓発及び地域の危険箇所の周知
- (5) 防災資機材の購入及び点検
- (6) 災害時の情報の収集、初期消火及び救助活動
- (7) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
- (8) 避難所の開設及び運営

3 事業所（自助）

- (1) 管理施設及び設備の耐震化及び安全対策
- (2) 自衛消防隊等の結成
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練等の実施
- (4) 最低3日分の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (5) 従業員への防災知識の普及・啓発及び災害時の行動の周知
- (6) 地域の自主防災活動への参加及び協力
- (7) 事業の継続への取り組み

第2節 北杜市の概況

第1 自然的条件

1 位置及び面積

市は、県の北西部に位置し、西から北にかけては長野県伊那市・富士見町・南牧村・川上村に接し、東から南にかけては、甲府市・甲斐市・韮崎市・南アルプス市に接している。

市の総面積は、602.48 km²で県の総面積の13.5%を占めている。

〈市の位置等〉

位置（市役所）	最標高	広ぼう
東経 138 度 51 分 28 秒 北緯 35 度 46 分 23 秒	2,966m (甲斐駒ヶ岳)	東西約 39km 南北約 28.5km

2 地勢

市は、北は八ヶ岳連峰、北東は瑞牆山・金峰山を代表とする秩父山地、東は茅ヶ岳、南西は甲斐駒ヶ岳から連なる南アルプスに周囲を囲まれている。

市は、八ヶ岳及び茅ヶ岳南麓に広がる火山性の台地部分と、釜無川の沖積平野にあたる扇状地・低地及び須玉川の低地とに区分される。

3 地質

市西部の甲斐駒ヶ岳周辺の山地は火山岩である黒雲母花崗岩、山麓の扇状地は土石流堆積、釜無川及び武川沿いの低地は砂礫から構成されている。

市の北部から中央部の八ヶ岳南麓は、八ヶ岳の山体崩壊による岩屑なだれの堆積物が広く堆積している。

市東部の山地は、千枚岩、硬砂岩等の堆積岩、火山噴出物・火山岩、黒雲母花崗岩等からなっている。

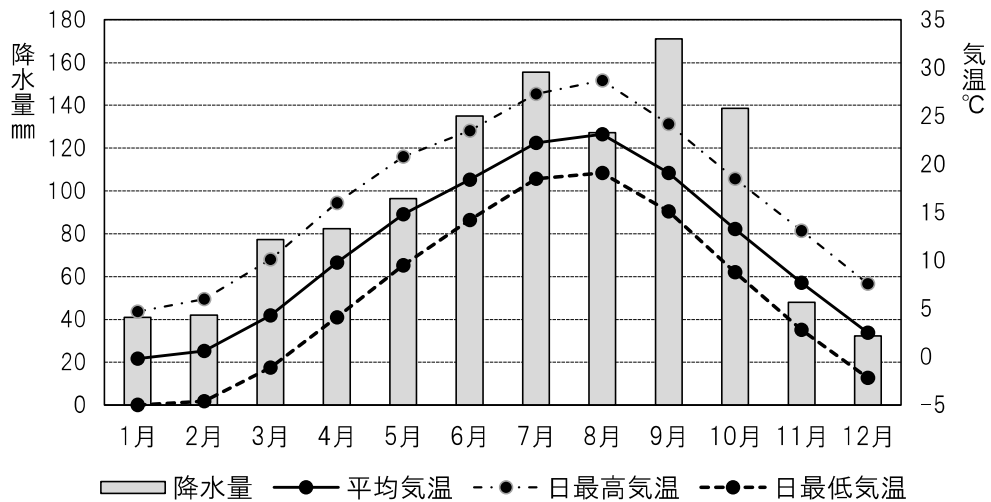
4 気象

市は、太平洋気候の内陸性のため夏冬の寒暖の差が大きい特徴がある。

また、県内では平均気温の低い地域に属し、甲府盆地の中心部よりおよそ3℃程度低くなる傾向にある。

夏季は比較的乾燥し、涼風がそよぐ高原地特有のしのぎやすい気候である。冬季は、降水量が特に少なく、八ヶ岳からの乾燥した北西風が強いものの、晴天が多い特徴がある。

年間降水量は1,100ミリメートル程度で、甲府盆地中心部と同様に降水量は比較的少ない。



※気象庁 HP による。

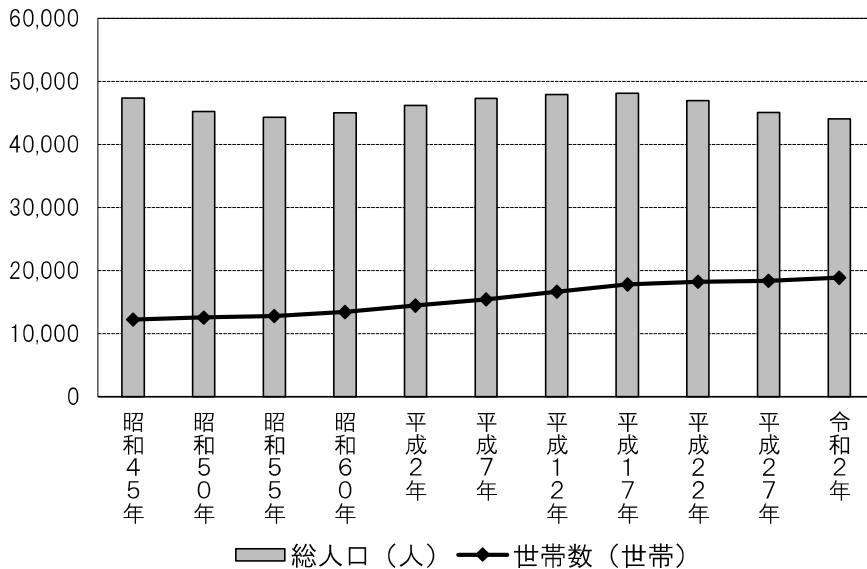
〈降水量・気温の変化 (大泉における 1991~2020 年の平均値)〉

第2 社会的条件

1 人口

市の人口は 44,053 人で、5 年間で 2.35% の減少となっている。世帯数は 18,893 世帯で、5 年間で 2.63% の増加となっており、一世帯当たりの人口は 2.33 人となっている (令和 2 年国勢調査)。

また、65 歳以上の高齢者人口の割合は 40.01% で年々増加傾向にあり、県の割合の 31.1% を大きく上回っている (令和 2 年国勢調査)。



※市 HP による。

〈人口の推移〉

第1章 地震災害編の概要

第2節 北杜市の概況

2 産業

市の産業別就業構造は、昭和35年には産業の中心として第1次産業が高い割合を示していたが、昭和50年代を転機に第2次産業へ移行し、昭和55年以降は第3次産業へと大きく移行している。

現在、就業人口に占める第3次産業の割合は、50%を超えている。

3 土地利用

市の土地の利用状況は、76.4%が森林等となっている。

地域別には、須玉町、大泉町、白州町及び武川町で総面積の80%以上を森林が占めている。

一方、明野町、高根町、長坂町及び小淵沢町は、森林の占める割合が低く、農用地が占める割合が高くなっている。

4 交通

市のほぼ中央を南北にJR中央本線が通っており、小淵沢駅から東へJR小海線が通っている。

また、JR中央本線と平行して中央自動車道が通っており、市内には須玉インターチェンジ、長坂インターチェンジ及び小淵沢インターチェンジがある。

一般国道は、20号が韮崎方面から長野県富士見町方面へ、141号が韮崎方面から長野県南牧村方面へ通じている。

主要な幹線路線バスは、韮崎方面に運行されているほか、市内においては、市民バスがそれぞれの生活圏を繋ぐように運行され、遠くの拠点施設への移動、生活圏内での移動に利用されている。

第3節 災害の想定

第1 地震の環境

1 活断層

山梨県内の主要な活断層は、長野県北西部から甲府盆地の西縁にかけて延びる糸魚川-静岡構造線断層帯及び甲府盆地南縁に延びる曾根丘陵断層帯である。

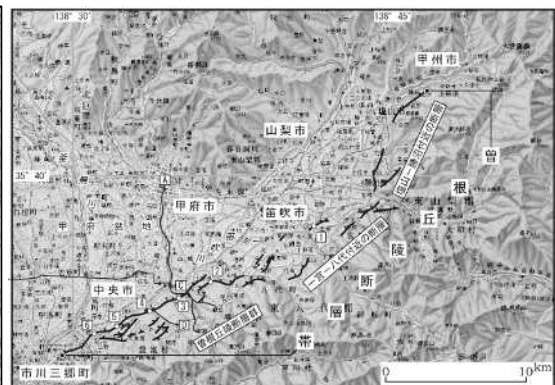
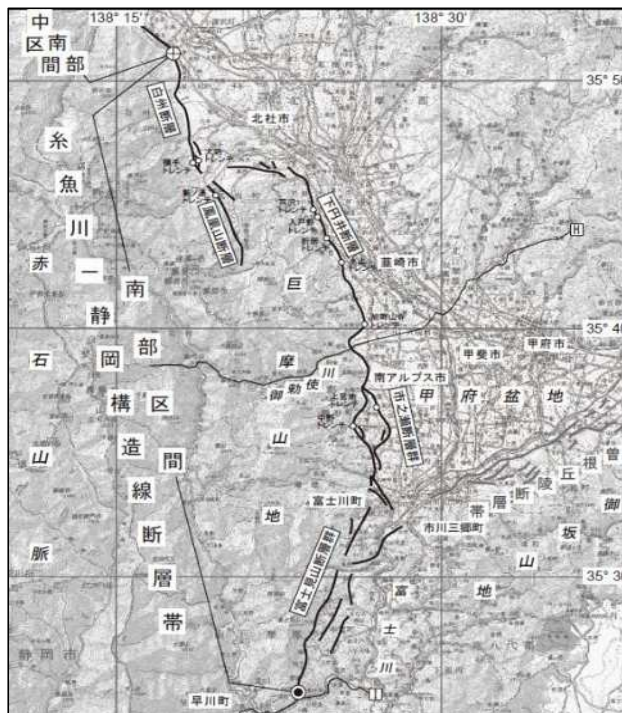
糸魚川-静岡構造線断層帯は、長野県北部から諏訪湖付近を經由して山梨県南部にかけて延びる活断層帯で、4つの区間に分割され、そのうち中南部区間及び南部区間が市域と接近している。

曾根丘陵断層帯は、甲府盆地の南縁に位置する曾根丘陵に沿って分布する活断層帯である。

〈将来の地震発生の可能性〉

糸魚川-静岡構造線断層帯	中南部（諏訪湖北方-下葛木）区間	地震の規模：マグニチュード7.4程度 地震発生確率：30年以内に、0.9%~8%
	南部（白州-富士見山）区間	地震の規模：マグニチュード7.6程度 地震発生確率：30年以内に、ほぼ0%~0.1%
曾根丘陵断層帯		地震の規模：マグニチュード7.3程度 地震発生確率：30年以内に、1%

※地震調査研究推進本部 HP による。



※地震調査研究推進本部 HP による。

〈活断層の分布〉

2 地震災害の履歴

山梨県に被害を及ぼす地震は、主に相模トラフ、駿河トラフ及び南海トラフ沿いで発生する海溝型巨大地震及び陸域の浅い場所で発生する地震である。

過去に発生した地震災害の履歴は、次のとおりである。

第1章 地震災害編の概要
第3節 災害の想定

〈山梨県における地震の履歴〉

災害発生日	被害状況
1703 (元禄16) 11. 23	【元禄地震M8.2】 江戸・関東諸国で震度大、甲府では城・町で潰134軒、半潰166軒、堤破損3,160間、郡内で死者83人、潰家211軒、半潰115軒、山崩れ合計10万坪
1707 (宝永4) 10. 4	【宝永地震M8.6】 未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった。
1707 (宝永4) 10. 5	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐等で本震より強く感じ、大きな被害(潰家7,397軒、同寺254軒、死者24人)となった。
1707 (宝永4) 11. 23	未明から富士山大噴火、関東一円に砂が降り、宝永山が出現する。
1854 (嘉永7) 11. 4	【安政東海地震M8.4】 五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋7割潰れ、鰍沢では住家9割潰れ、死者150人
1891 (明治24) 12. 24	山梨・静岡県境を震央とする地震 (M6.5)、北都留郡で地割れ数箇所、家・土蔵の壁落ち、落石あり
1898 (明治31) 4. 3	山梨県中部を震央とする地震 (M5.9)、南巨摩郡睦合村 (現南部町) で山岳 (安部岳) の崩壊、地面の亀裂、石碑・石塔の転倒、家屋にも多少の被害
1902 (明治35) 5. 25	山梨県東部を震央とする地震 (M5.4)、南都留郡より神奈川県にわたって地面に小亀裂、土蔵等に多少の破損、日影村 (現甲州市) に小亀裂等
1915 (大正4) 6. 20	山梨県東部を震央とする地震 (M5.9)、甲府市水道管亀裂4～5箇所
1918 (大正7) 6. 26	神奈川県西部を震央とする地震 (M6.3)、谷村 (現都留市) で石垣崩壊、石塔転倒、土蔵壁亀裂・剥離等多く、鰍沢町 (現富士川町) でも墓石転倒、土蔵壁脱落等あり、甲府市付近で水道管破裂7～8箇所
1923 (大正12) 9. 1	【関東大地震 (M7.9、甲府震度6)】 県内死者20人、負傷者116人、全壊家屋1,761棟、半壊4,992棟、地盤の液状化現象3箇所
1924 (大正13) 1. 15	【丹沢地震 (M7.3、甲府震度6)】 県東部で負傷者30人、全壊家屋10棟、半壊87棟、破損439棟、水道破損60箇所
1944 (昭和19) 12. 7	【東南海地震 (M7.9)】 甲府市付近で負傷者2人、全壊家屋26棟、半壊8棟、屋根瓦落下29箇所等 (山梨日日新聞)
1976 (昭和51) 6. 16	山梨県東部を震央とする地震 (M5.5)、県東部で住家等一部破損77棟、道路22箇所、田畑31箇所、農業用施設79箇所等
1983 (昭和58) 8. 8	山梨県東部を震央とする地震 (M6.0)、県東部を中心に19市町村で被害、特に大月市に集中、負傷者5人、住家半壊1棟、一部破損278棟、田147箇所、農林業用施設55箇所、道路21箇所、商工被害78件、停電全世帯の66%等、被害総額3億5千万円
1996 (平成8) 3. 6	山梨県東部を震央とする地震 (M5.8)、県東部を中心に14市町村で被害、負傷者3人、住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害総額1億5千万円
2011 (平成23) 3. 11	【東日本大震災 (M9.0、北杜市震度5弱)】 市内で停電。輪番停電の実施等

M：マグニチュード

第2 被害想定

山梨県は、県内に被害をもたらす可能性がある地震を対象として、最新の科学的知見に基づき海溝型・活断層型の想定地震を設定し、被害想定調査（山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日発表））を実施した。

ここでは、計画の前提条件として、これらの調査による被害の程度を取りまとめる。

1 想定地震

想定地震は、次のとおりである。

このうち、市に最も影響がある地震は、①南海トラフの巨大地震（東側ケース）、③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間、④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間、⑤曾根丘陵断層帯である。

〈想定地震〉

想定地震	タイプ	地震規模※1	地震発生確率 (30年以内)
①南海トラフの巨大地震（東側ケース）	海溝型	M9クラス (Mw9.0)	70～80%
②首都直下地震 (M7クラス立川市直下)	海溝型	M7クラス (Mw7.3)	70%程度
③糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	活断層型	M7.4 (Mw6.8)	0.9～8%
④糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	活断層型	M7.6 (Mw7.0)	ほぼ0～0.1%
⑤曾根丘陵断層帯	活断層型	M7.3 (Mw6.8)	1%
⑥扇山断層	活断層型	M7.0 (Mw6.5)	対象外
⑦身延断層	活断層型	M7.0 (Mw6.5)	不明
⑧塩沢断層帯	活断層型	M6.8 (Mw6.4)	4%以下
⑨富士川河口断層帯	活断層型	セグメントA:M7.2 (Mw7.3)※2 セグメントB:M8.3 (Mw7.8)	10～18% 2～11%
⑩【参考】首都直下地震 (M8クラス相模トラフ)	海溝型	M8クラス (Mw8.0)	ほぼ0～6%

※1 M (マグニチュード)：地震の規模を示す指標で震央距離と揺れの大きさから計算される。

Mw (モーメントマグニチュード)：地震の岩盤のずれの規模 (ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ) を基にして計算される。

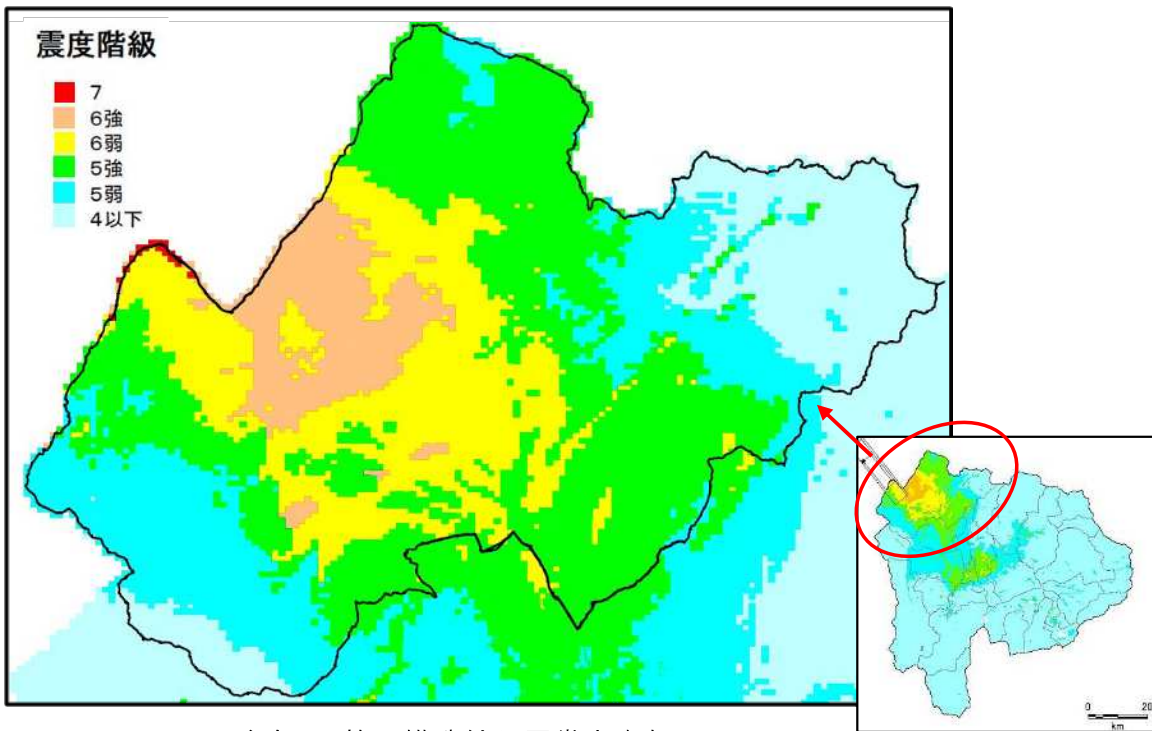
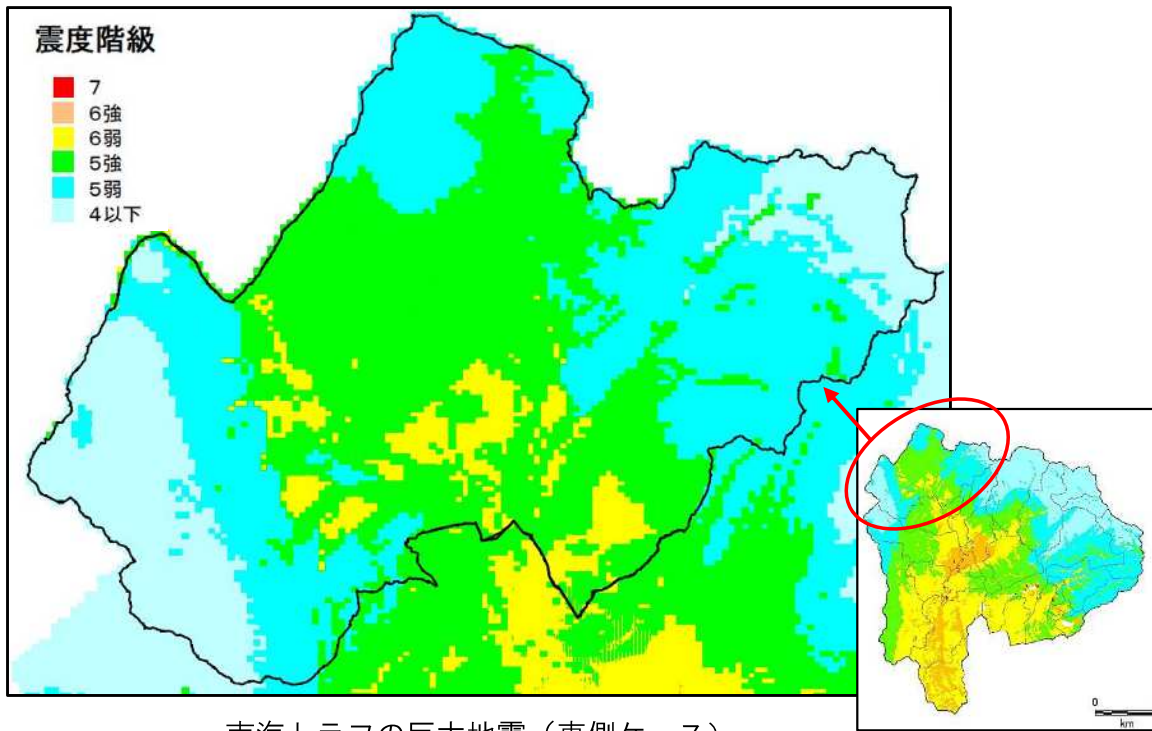
※2 セグメント：活断層において、同時に活動する固有の最小単位 (Aは陸域部、Bは海域部)

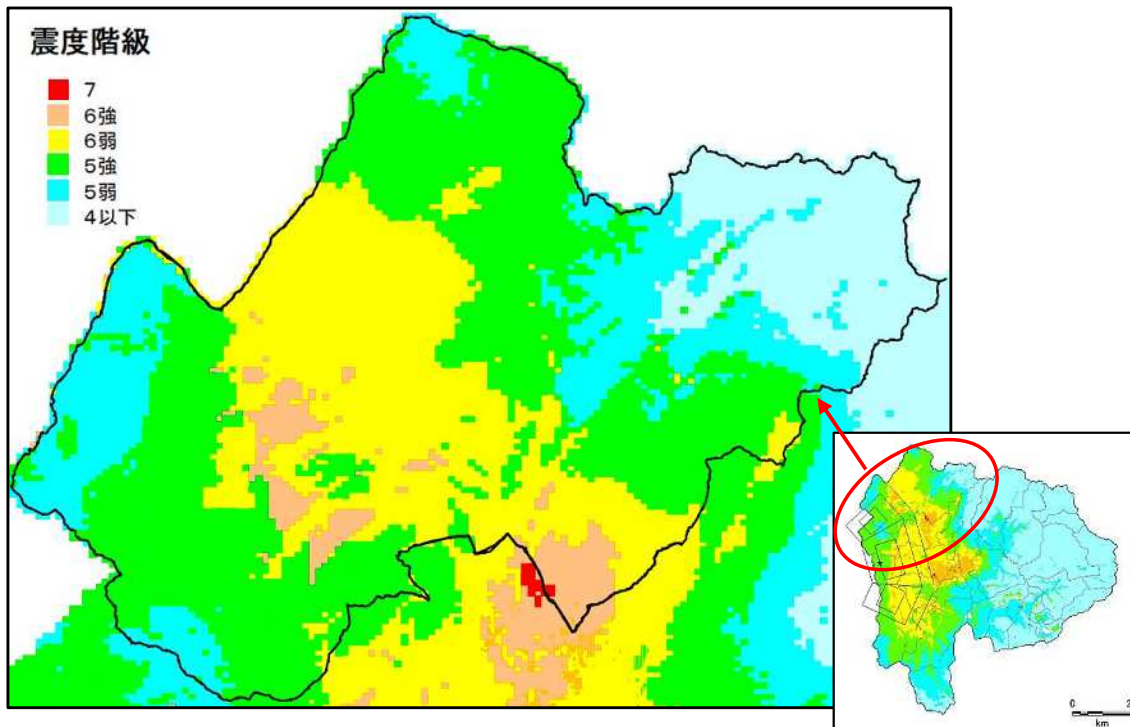
2 地震動

4つの想定地震で予測された最大震度は、次のとおりである。

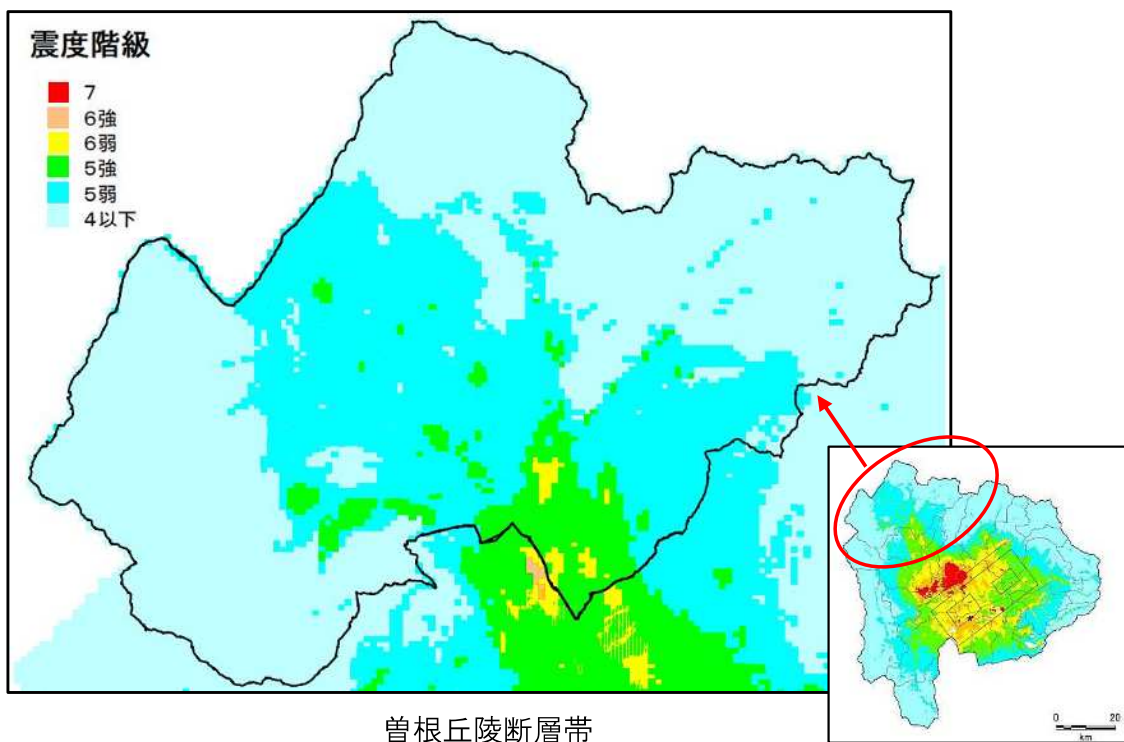
〈地震動予測〉

想定地震	市域の最大震度
南海トラフの巨大地震（東側ケース）	震度6弱
糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	震度7
糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	震度7
曾根丘陵断層帯	震度6弱





糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間

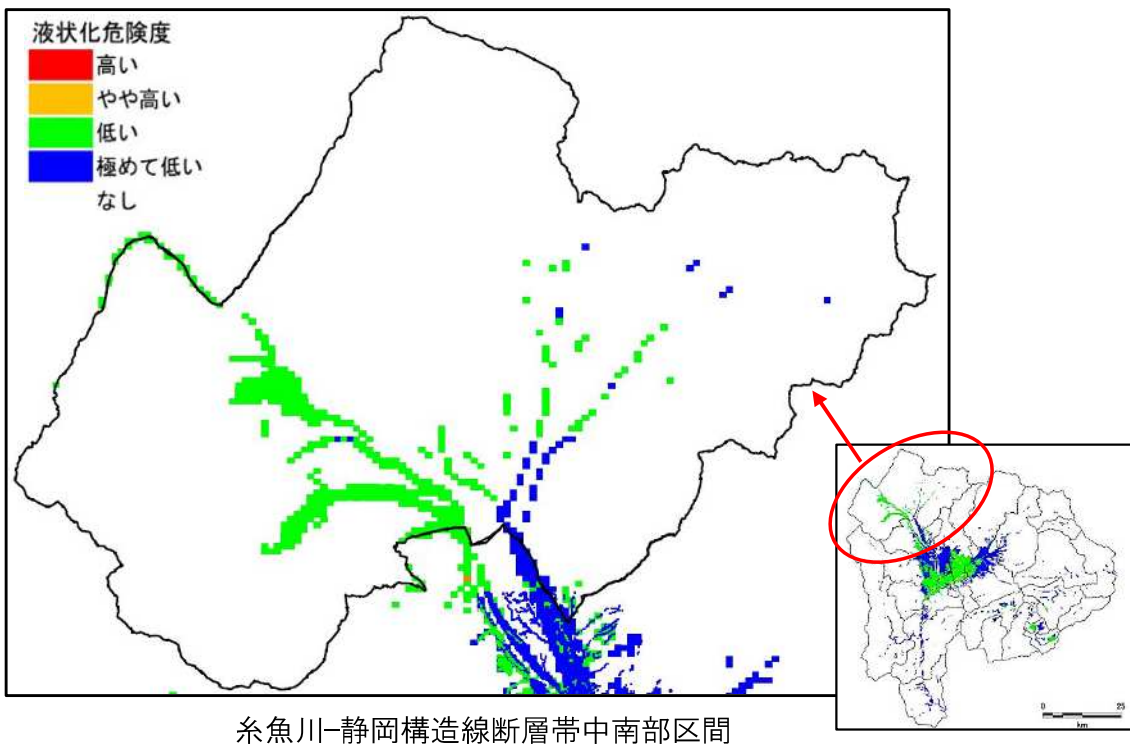
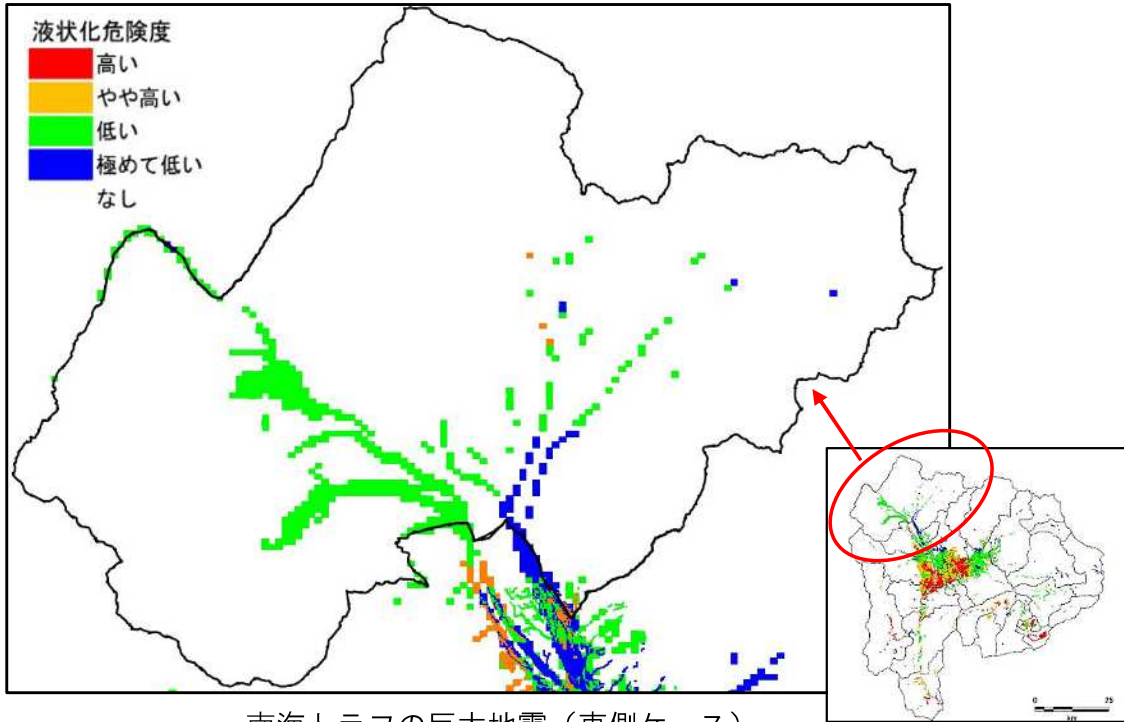


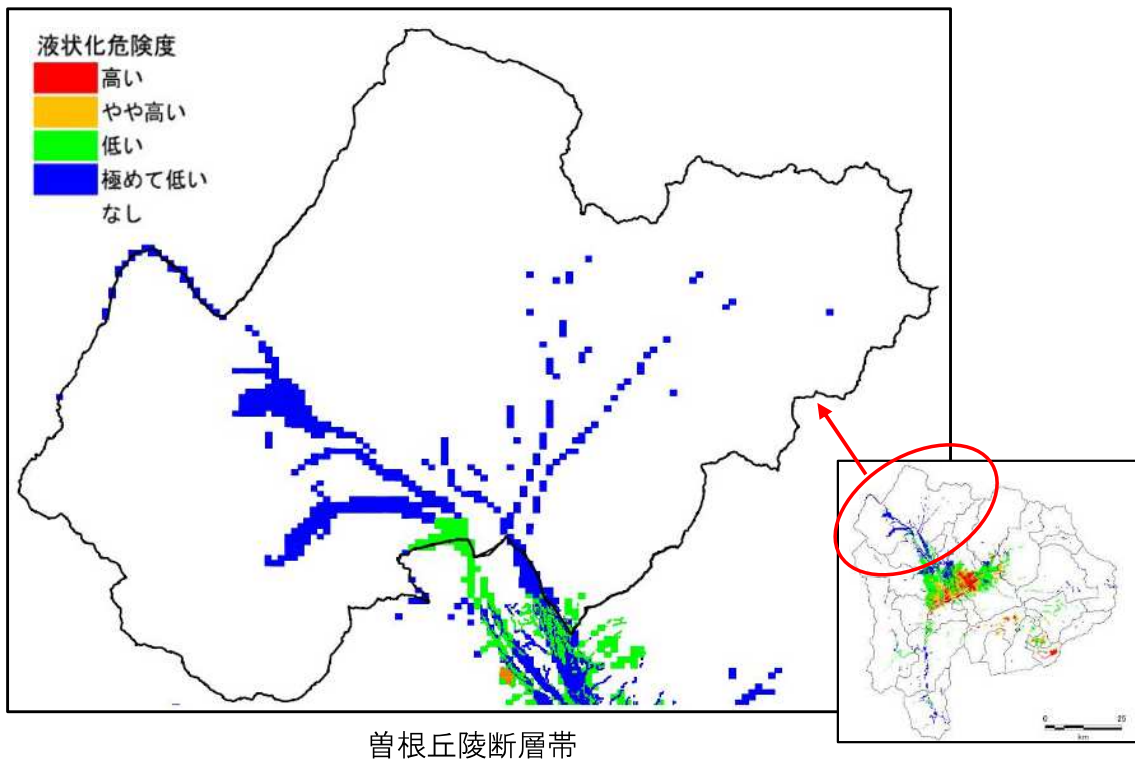
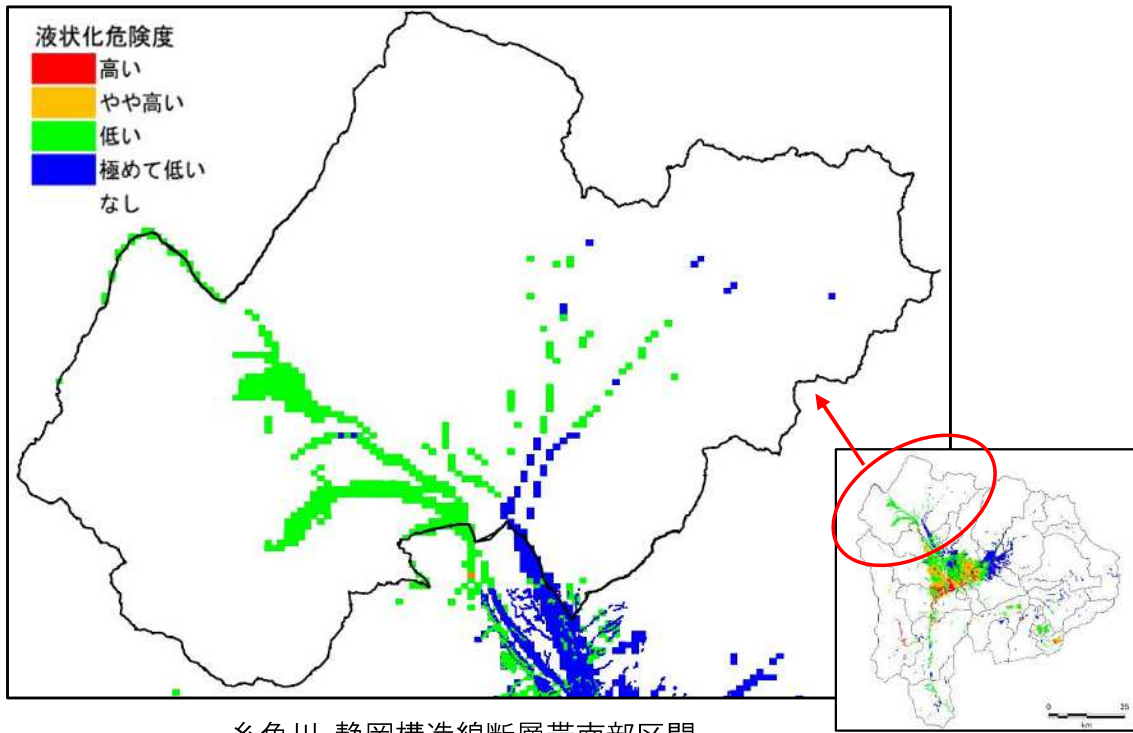
曾根丘陵断層帯

3 液状化危険度

4つの想定地震で予測された液状化危険度は、次のとおりである。

液状化は、塩川、釜無川、大武川といった河川沿いの低地で発生が想定されるが、いずれも、危険度が「低い」又は「極めて低い」となっている。





4 被害量

4つの想定地震で予測された人的・物的被害は、次のとおりである。
なお、地震発生時の条件は、冬季18時、風速8m/sである。

第1章 地震災害編の概要
第3節 災害の想定

〈被害量〉

想定地震		南海トラフの巨大地震	糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間	糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間	曾根丘陵断層帯	
建物被害	全壊	610棟	9,337棟	3,986棟	279棟	
		液状化	5棟	4棟	5棟	1棟
		揺れ	601棟	9,319棟	3,972棟	277棟
	半壊	急傾斜地	4棟	4棟	4棟	2棟
		1,799棟	7,529棟	5,111棟	931棟	
		液状化	38棟	30棟	35棟	6棟
		揺れ	1,753棟	7,493棟	5,068棟	921棟
	急傾斜地	8棟	7棟	8棟	4棟	
	火災	—	10棟	5棟	—	
	ブロック塀の倒壊	682件	2,016件	1,691件	85件	
自動販売機の転倒	2台	6台	7台	0台		
屋外落下物が生じる建物	3棟	708棟	107棟	—		
死者	35人	490人	217人	16人		
ゆれ建物被害	34人	489人	217人	16人		
	(うち屋内収容物)	0人	4人	2人	0人	
	火災	0人	1人	0人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	負傷者	328人	2,461人	1,307人	170人	
ゆれ建物被害	327人	2,458人	1,306人	169人		
	(うち屋内収容物)	9人	66人	33人	3人	
	火災	0人	2人	1人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	(うち重傷者)	48人	758人	327人	23人	
ゆれ建物被害	47人	756人	326人	23人		
	(うち屋内収容物)	2人	14人	7人	0人	
	火災	0人	1人	0人	0人	
	急傾斜地	0人	0人	0人	0人	
	ブロック塀・自動販売機の転倒	0人	0人	0人	0人	
	屋外転倒物・落下物	0人	0人	0人	—	
	要救助者数	55人	878人	352人	25人	
避難者数	1日後	702人	8,582人	3,869人	333人	
	1週間後	1,276人	9,515人	5,695人	390人	
上水道断水人口(直後)	6,886人	19,396人	18,315人	1,418人		
下水道機能支障人口(直後)	4,403人	10,551人	9,680人	2,534人		
LPガス漏洩	40件	185件	195件	6件		
停電人口(直後)	23,530人	33,837人	33,626人	7,954人		
固定電話通信支障(直後)	32,735回線	47,074回線	46,780回線	11,065回線		
空き家	全壊	262棟	4,013棟	1,713棟	120棟	
	焼失	—	4棟	2棟	—	
	半壊	774棟	3,240棟	2,199棟	400棟	
別荘	全壊	189棟	2,891棟	1,234棟	87棟	
	焼失	—	3棟	1棟	—	
	半壊	558棟	2,334棟	1,584棟	288棟	
	死者	29人	405人	179人	13人	
	負傷者	271人	2,034人	1,080人	140人	
	重傷者	39人	626人	270人	19人	

(数値の表示方法)：「—」は該当なし、「0」は1未満のわずかな数値

第2章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 自主防災組織	総務部	
第2 防災訓練	総務部、消防団	消防本部
第3 事業所の防災体制	総務部	消防本部

第1 自主防災組織

自主防災組織は、「自分たちの地域は自分たちで守る」ことを基本として、「住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織」という自覚・連帯感に基づき、住民が自主的に結成する組織である。

1 自主防災活動の促進

自主防災組織は、原則、行政区の単位で結成されている。

市は、自主防災活動の推進方針、自主防災組織の基準等を示した「北杜市自主防災組織育成推進要綱」を制定しており、本要綱に基づき、組織の結成及び自主防災活動を促進する。

なお、活動にあたっては、自主防災組織への女性の参画を促進するとともに、性別、年齢等による役割の固定化がないよう配慮する。

2 自主防災活動への支援

(1) 資器材等の補助

市は、自主防災組織の育成強化のため、北杜市自主防災組織資器材整備費補助金交付制度に基づき、地区防災計画を策定又は地域防災マップを作成した自主防災組織に対し、防災資器材のための補助金を交付する。

(2) マニュアルの周知

市は、自主防災活動の詳細を示した「北杜市自主防災組織活動マニュアル」を作成しており、本マニュアルの活用を周知する。

3 地区防災計画の策定支援

地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、自分たちの地域の人命、財産を守るために共同して行う防災訓練、物資及び資材の備蓄、地区居住者等の相互支援等、自発的な防災活動について定める計画である。

市は、「地区防災計画策定ガイドライン」、「地区防災計画ひな形」を提供する等、自主防災組織等に対し地区防災計画の作成支援を行う。

また、地区居住者等から当該計画の提案を受けた場合、防災会議において必要と認めるときは、地域防災計画に位置付ける。

4 地域減災リーダーの育成

市は、住民一人ひとりの自助力と、自主防災組織の共助力を高めることを目的に、北杜市地域減災リーダー育成事業により「地域減災リーダー」の育成を行う。

また、県の主催する地域防災リーダー講座等への参加を促進する。

なお、地域減災リーダーには女性が含まれるように配慮する。

第2 防災訓練

1 特定地区総合防災訓練

市は、指定避難所ごとに避難所の開設、運営等に関する特定地区総合防災訓練を実施し、施設の使い方等を協議し、マニュアルを策定する。

2 自主防災組織の訓練

自主防災組織は、自主防災活動の一環として避難、初期消火、救命等の訓練を実施する。市及び消防本部は、訓練の指導、資機材の提供等の支援を行う。

3 家庭での訓練

市は、防災の日にあわせて、8月30日～9月5日までの期間を「北杜市防災週間」とし、この時期に一斉に家庭でのシェイクアウト訓練を行うよう周知を図る。

第3 事業所の防災体制

消防法（昭和23年法律第186号）に定める自衛消防組織の設置を要する防火対象物の管理権原者、その他事業所の管理者等は、自衛消防組織等を組織し、防災計画、避難計画等を作成し、防災訓練等を行う。

また、事業所は、災害時に企業の果たす役割を認識し、重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努める。

市は、県とともに、企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への参加を呼びかける。

第2節 防災知識の普及・啓発

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 住民への防災知識の普及・啓発	総務部	
第2 防災教育での防災知識の普及・啓発	総務部、教育部	
第3 社会教育での防災知識の普及・啓発	総務部、教育部	
第4 職員等の防災教育	総務部	

第1 住民への防災知識の普及・啓発

1 手段

市は、次の手段により防災知識の普及・啓発を図る。

- (1) 広報ほくと
- (2) ハザードマップ
- (3) 防災のハンドブック、パンフレット
- (4) 市ホームページ（北杜市防災ポータル） 等

2 内容

防災知識の普及・啓発事項は、概ね次のとおりである。

- (1) 災害に関する基礎知識
- (2) 土砂災害警戒区域、浸水想定区域等の危険箇所
- (3) 防災気象情報
- (4) 指定避難所・緊急避難場所、避難のタイミング
- (5) 平常時・災害時の心得
- (6) 備蓄品、非常持出品
- (7) 自宅の耐震化、浸水対策
- (8) 初期消火、応急手当
- (9) 地域での自主防災活動
- (10) 要配慮者への配慮、避難支援
- (11) 災害教訓の伝承 等

市は、消防団員等の参画のもと学校教育等を通じて、幼児、児童、生徒及び保護者に対し、防災の知識、災害時の避難活動、緊急連絡、安全確保等に関する知識の普及・啓発を図る。

また、避難訓練を学校行事の一環として実施し、具体的な避難行動等について習得させる。

第3 社会教育での防災知識の普及・啓発

市は、生涯学習講座、出前講座、防災講演会等を開催し、防災知識の普及・啓発を図る。

第4 職員等の防災教育

市及び防災関係機関は、研修等を通じて、職員等の防災知識の普及、災害対策要員としての行動等についての防災教育を実施する。

また、市は、各部が担当する災害対策について、図上演習、実地訓練等を行い、習熟を図る。

第3節 災害に強いまちづくり

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 道路施設等の整備	建設部	
第2 河川の整備	建設部	
第3 ため池等の整備	産業観光部	県（中北農務事務所）
第4 建築物等の耐震化	建設部	県
第5 土砂災害対策	総務部、建設部	県（中北建設事務所）
第6 液状化対策	総務部	

第1 道路施設等の整備

1 道路の整備

(1) ネットワークの形成

市は、「道路整備基本計画」等に基づき、高速自動車道、国道等の広域幹線道路へのアクセス性の高い道路、地域拠点間を結ぶ道路を整備し、市域の道路ネットワークを形成する。

(2) 道路の整備

市は、国道及び県道の渋滞・事故多発箇所については、事業実施主体である国及び県に対して整備を要望する。

市道、農道及び林道については、個別の長寿命化計画等に基づき、道路施設の状態を把握し、予防的な補修を行うことにより、長寿命化を図りながら良好な道路環境を保全する。

また、道路のバリアフリー化・歩行空間のネットワーク化、通学路、福祉・医療施設周辺及び生活道路における安全性向上に努める。

2 橋りょうの整備

市は、「北杜市橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋りょうの定期的な点検、補修を行い、安全性・信頼性を確保した道路ネットワークを提供する。

3 トンネル等の整備

市は、管理するトンネル及び大型カルバートの長寿命化を図るため、「北杜市トンネル・カルバート長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検による状態把握及び計画的補修の実施により、道路ネットワークの安全性及び信頼性を確保する。

第2 河川の整備

河川管理者は、河川施設の耐震性を確保するため、各種基準に基づき構造物の施工をするとともに、定期的に点検を実施し、必要な措置をとる。

第3 ため池等の整備

1 ため池の指定

県は、農業用ため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、決壊により周辺区域に人的被害が及ぶことが懸念されるものを、特定農業用ため池として指定している。

第2章 災害予防計画

第3節 災害に強いまちづくり

そのうち、決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池を防災重点ため池又は防災重点農業用ため池に選定している。

2 ため池の防災対策

市は、防災重点ため池が決壊した場合を想定し、浸水範囲、到達時間等を示した「ため池ハザードマップ」作成し、ホームページ等で周知を図る。

県は、防災重点農業用ため池について防災工事等推進計画を策定し、市及び所有者と連携して防災工事等に関する指導、助言、財政上の措置を実施する。

第4 建築物等の耐震化

1 建築物の耐震化

市は、「北杜市耐震改修促進計画」に基づき、建築物の耐震化率の目標を定め、耐震化を図る。

なお、多数の者が利用する特定建築物等及び市有建築物の耐震化目標は達成されている。

(1) 住宅の耐震化

市は、住宅の耐震化を図るため、木造住宅耐震診断事業及び木造住宅耐震改修支援事業により、耐震診断、耐震改修及び建替工事に係る費用を補助する。

(2) 公共建築物の整備

市は、「北杜市公共施設等総合管理計画」、「北杜市小学校施設中長期保全化計画」等に基づき、施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する。

(3) 避難路沿道建物の耐震化

県は、地震時の道路の通行を確保するため、沿道の建築物所有者が耐震診断を行うよう周知を図る。

また、県は、災害時避難路通行確保対策事業により、耐震診断、耐震設計及び耐震改修に係る費用の一部を助成する。

市は、これらの周知及び補助申し込み等に協力する。

2 ブロック塀等の耐震化

市は、ブロック塀等安全確保対策支援事業に基づき、倒壊の危険性が高いブロック塀等の除去、耐震改修又は再築に係る費用を補助する。

3 室内の安全対策

市は、室内の安全を図るため、市ホームページ、パンフレット配布、防災訓練等の機会を通じて、家具、電化製品等の固定等の啓発を行う。

第5 土砂災害対策

1 土石流対策

県は、砂防法（明治30年法律第29号）に基づき、土石流発生の危険性が高く、又は発生した場合に多くの人家、公的施設等に被害が発生するおそれのある溪流について、順次、砂防指定地に指定し、対策工事を行う。

2 地すべり対策

県は、地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）に基づき、地すべり発生のおそれのある箇所を地すべり防止区域に指定し、地すべりを誘発する行為等を規制するとともに、緊急性の高い箇所から、順次、地すべり防止工事を行う。

3 急傾斜地崩壊対策

県は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに、急傾斜地崩壊対策工事を行う。

4 警戒避難体制の整備

県及び市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）に基づき、土砂災害の危険のある区域の警戒避難体制を整備する。

（1）土砂災害警戒区域等の指定

県は、市長の意見を聴いて、土砂災害の発生するおそれのある区域を土砂災害警戒区域として指定し、また、土砂災害警戒区域のうち建築物に損壊を生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

（2）警戒避難体制の整備

市は、土砂災害警戒区域ごとに、土砂災害に関する情報の収集及び伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

また、土砂災害警戒区域、避難場所等を示したハザードマップを作成し、住民に周知する。

（3）建築物への措置

県は、土砂災害特別警戒区域に指定した区域について、建築物の構造確認、特定の開発行為の許可、建築物の所有者等に対する移転等の勧告を行う。

第6 液状化対策

市は、県が公表している液状化危険度マップ等を紹介する等、液状化について住民に周知する。

第4節 防災施設等の整備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 通信施設の整備	総務部	
第2 避難環境の整備	企画部、総務部、福祉保健部、教育部	
第3 防災設備等の整備	総務部	

第1 通信設備の整備

市は、防災行政無線の保守点検を適切に行い、通信機能を確保する。

また、防災行政無線の放送内容を確認できる北杜ほっとメール、SNS、北杜市防災行政無線電話応答専用電話等の活用について、住民に周知する。

第2 避難環境の整備

1 緊急避難場所・避難所の指定

市は、災害対策基本法、同施行令等に定める基準等に基づき、災害の種別ごとの緊急避難場所及び避難所を指定し、ハザードマップ、ホームページ等で住民に周知（公示）する。

また、指定した場合は、知事に通知する。

種別	定義
緊急避難場所	<ul style="list-style-type: none">・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所・異常な現象の種類ごとに、公園、校庭、広場、校舎、体育館等を指定する。
避難所	<ul style="list-style-type: none">・避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための施設・校舎、体育館等の公共施設を指定する。

2 避難場所等の整備

市は、避難所に備蓄倉庫といった避難者の生活を確保するための設備を整備する。

また、緊急避難場所及び避難所の誘導標識を設置する。その場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、対応する災害の種別を明示する。

3 福祉避難所の指定

市は、避難所での避難生活が困難な要配慮者のため、公共施設、既存の避難所のスペースを福祉避難所として指定する。

また、社会福祉施設等と要配慮者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所を確保する。

第3 防災設備等の整備

1 備蓄の整備

市は、「北杜市備蓄計画」に基づき、家庭内備蓄及び事業所内備蓄、市による公的備蓄、流通在庫備蓄の確保を基本的な考えとして、備蓄を推進する。

(1) 家庭内備蓄、事業所等の備蓄の促進

市は、家庭において「自助」として、災害時に必要とする飲料水、食料等について、最低3日分、推奨1週間分の備蓄をするよう啓発する。

また、事業所に対しても、従業員、児童・生徒の3日分を備蓄するよう啓発する。

(2) 流通在庫備蓄

市は、民間事業者等とあらかじめ協定等を結び、災害時に、必要な物資を調達できる体制を構築する。

(3) 行政備蓄

市は、行政備蓄目標を次のとおり定め、災害発生直後において、生命維持や生活に最低限必要な物資を備蓄する。

また、物資は、備蓄倉庫を集中備蓄倉庫、分散備蓄倉庫に区分し、それぞれの機能及び役割を考慮した備蓄を行う。

ア 対象者：山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月26日発表）による糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間の避難者8,582人（地震1日後）を対象とする。

イ 備蓄の基準：発災後24時間、1日分3食を目安とする。

ウ 食料の備蓄目標：9,000人×3食=27,000食

2 耐震性貯水槽の整備

市は、災害時の飲料水の確保及び消防水利として活用ができる飲料水兼用耐震性貯水槽の整備を検討する。

3 トイレトレーラーの普及

市は、災害時のトイレ不足を解消するため、トイレトレーラーの普及を図る。

第5節 火災の予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 消防力の充実強化	総務部	消防本部
第2 出火予防対策	総務部	消防本部
第3 初期消火体制の整備	総務部、消防団	消防本部

第1 消防力の充実強化

1 消防力の整備

消防本部及び市は、「消防力の整備指針」及び「消防水利の基準」に基づき、消防資機材及び消防水利の整備を行う。

また、「峡北消防本部消防署所適正配置計画」に基づき、消防署所の再編を推進する。

2 消防団の整備

(1) 消防団の整備

消防団は、「自らの地域は自らで守る」との郷土愛護の精神に基づき、地域防災力の中核として、さらに、地域コミュニティの維持、活性化重要な役割を担っている。

市は、消防団の強化を図るため、消防団員の募集、資機材等の整備を行う。

(2) 消防団の活性化

市は、消防団協力事業所表示制度等を通じて、消防団への理解を促進するよう努める。

また、「北杜市消防団団員マニュアル」を周知し、消防団員の活動内容、処遇等の理解を深め、消防団への加入を促進する。

3 消防応援体制の整備

消防本部及び市は、近隣の自治体又は消防本部と消防相互応援協定を締結している。これらの協定に基づき、迅速に応援又は受援ができるよう連絡体制等の整備に努める。

第2 出火予防対策

1 建築同意制度の効果的活用

市は、消防本部と連携し、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請及び消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築物の新築、増築等の段階で防火防災の観点から安全性を確保する。

2 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、消防法に規定する防火対象物について、防火管理者の選任、消防計画の策定、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検、火気使用等についての指導及び予防査察を行う。

3 家庭に対する防火の周知

市及び消防本部は、火災予防週間、防災週間等において、広報を通じて、住民に消火器具の設置、防火思想の普及、住宅用火災警報器の設置・動作確認等について周知する。

4 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し、自主保安体制の確立、保

安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施する。

また、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

なお、火災予防条例に規定されている少量危険物等の管理及び取扱いについても、同様の措置を講ずる。

第3 初期消火体制の整備

市及び消防本部は、自主防災組織が実施する防災訓練において、初期消火訓練等を指導する。

また、消火器具の使用方法、初期消火の具体的方法等について、広報紙等で周知する。

第6節 生活関連施設の安全対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設の安全対策	上下水道局	
第2 下水道施設の安全対策	上下水道局	
第3 電気施設の安全対策		東京電力 PG
第4 液化石油ガスの安全対策		県 LP ガス協会、液化石油ガス事業者
第5 通信施設の安全対策		NTT 東日本
第6 鉄道施設の安全対策		JR 東日本

第1 上水道施設の安全対策

市は、水道水の安全供給及び二次災害の防止のため、次のとおり水道施設の整備を図る。

- (1) 水道水の確保
- (2) 送・配水管の新設及び改良
- (3) 配水系統の相互連絡
- (4) 電力設備の確保
- (5) 復旧工事用資機材の整備
- (6) 応急給水用機材の備蓄
- (7) 給水計画の策定

第2 下水道施設の安全対策

市は、下水道施設の耐震化を図るとともに、排水及び処理機能を確保し防災機能の向上を図るため、次のとおり下水道施設の整備を図る。

1 耐震性の確保等

幹線管渠について、周辺地盤の液状化判定を行うとともに、可とう性継手の使用により耐震性の向上を図る。

2 施設の維持管理

点検等による危険箇所の早期発見と改善を行い、施設の機能保持を図る。

第3 電気施設の安全対策

東京電力 PG は、地震発生時の電力供給施設の被害を未然に防止し、災害時の各施設の機能を維持するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 電力供給施設の耐震性確保
- (2) 防災資機材及び緊急用資材の整備
- (3) 要員の確保

第4 液化石油ガスの安全対策

液化石油ガス事業者は、災害時のガス施設の被害及び二次災害を未然に防止するため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 連絡体制の確立及び応急用資機材の整備
- (3) 消費先の安全確保
- (4) 要員の確保

第5 通信施設の安全対策

NTT 東日本は、地震発生時の電気通信の途絶及び混乱等を防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 通信途絶防止対策
- (3) 通信の輻輳対策
- (4) 応急復旧用資機材の配備
- (5) 要員の確保

第6 鉄道施設の安全対策

JR 東日本は、災害時における旅客の安全と円滑な避難、誘導及び輸送を図るため、次の安全対策を実施する。

- (1) 施設・設備の安全確保
- (2) 防災資機材の整備
- (3) 要員の確保

第7節 応急活動体制の整備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 防災関係機関の活動体制の整備	総務部	
第2 広域応援体制の整備	総務部	
第3 物資等の調達体制の整備	総務部	
第4 災害医療体制の整備	福祉保健部	
第5 ボランティア活動体制の整備		市社会福祉協議会
第6 帰宅困難者対策	総務部	

第1 防災関係機関の活動体制の整備

1 防災関係機関の活動体制の整備

防災関係機関は、必要に応じて防災業務計画等を見直し、活動体制を整備する。
また、必要な資機材の整備、防災訓練、災害対策要員等への防災教育を行う。

2 市の活動体制の整備

(1) 災害対策本部組織の見直し

市は、市組織の改編等に合わせて災害対策本部組織及び事務分掌等を見直すとともに、各災害対策業務について定めたマニュアル等の作成又は見直しを行い、職員への周知を行う。

(2) 業務継続計画の見直し

市は、業務の優先度及び体制等を定めた業務継続計画について、地域防災計画等の改定にあわせて見直しを行う。

第2 広域応援体制の整備

1 協定の締結

市は、全国の自治体との相互応援協定、事業者・団体との応援協定を締結し、災害時の広域応援体制を整備する。

2 受援体制の整備

市は、応援者を受け入れるために、応援要請のルール、担当の明確化、応援者の配置の調整等を定めた災害時受援計画を改定する等、受援体制を整備する。

第3 物資等の調達体制の整備

1 物資等の確保体制の整備

市は、事業者・団体等と応援協定を締結し、食料、生活必需品、燃料等の調達体制を整備する。

2 物資等の受入体制の整備

市は、物資の受入拠点を開設し、災害時の物資等の受入れ、整理及び搬送を行うため、物流

事業者等と協定を締結し、運用方法について検討する。

第4 災害医療体制の整備

市は、北巨摩医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、塩川病院及び甲陽病院と連携して、災害時の応急医療体制について検討する。

また、必要な医薬品・衛生材料等の確保について、事業者等との協定締結等により、確保体制を整備する。

第5 ボランティア活動体制の整備

1 ボランティア受入体制の整備

市は、市社会福祉協議会と連携して、災害ボランティアセンターの開設・運営等について、相互の連携について検討する。

市社会福祉協議会は、ボランティア団体等と連携して、災害ボランティアセンターの設置・運営訓練を実施し、実践力の育成を図る。

2 ボランティアコーディネーター等の要請

市及び市社会福祉協議会は、県社会福祉協議会、日赤山梨県支部等が開催する研修等を通じて、ボランティアコーディネーター等の人材を育成する。

第6 帰宅困難者対策

市は、事業所、観光事業者等に対し、災害時に「むやみに移動を開始しない」との帰宅困難者対策に対する基本原則、安否確認手段等についての啓発を行う。

また、公共交通機関が停止した場合の帰宅困難者の一時滞在について、関係事業者等と協議を行う。

第8節 要配慮者対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 社会福祉施設等の防災対策	総務部	社会福祉施設等の管理者等
第2 要配慮者の支援対策	総務部、福祉保健部	

第1 社会福祉施設等の防災対策

1 避難確保計画の作成等

市は、土砂災害警戒区域又は浸水想定区域内の要配慮者利用施設を選定し、地域防災計画に名称及び所在地を定める。

市が定めた施設の管理者等は、利用者の避難を確保するため必要な事項を定めた避難確保計画を作成し、市長に報告するとともに、当該計画に基づき避難訓練を実施する。

市は、計画作成に際し、必要な支援を実施する。

なお、該当する要配慮者利用施設は、次のとおりである。

対象となるハザード		施設名	所在地
水害	土砂災害		
	○	社会福祉法人緑樹会 明山荘	北杜市明野町上手 520
	○	社会福祉法人緑樹会知的障害者授産施設 グリーンヒルホーム	北杜市明野町上手 520
	○	知的障害者通所授産施設 友の丘	北杜市須玉町小倉 2709
	○	特別養護老人ホーム 仁生園	北杜市長坂町小荒間 1293
○		辺見診療所	北杜市明野町上手 1-12

2 社会福祉施設等の防災対策

社会福祉施設等の管理者等は、ハザードマップ等に基づき、避難計画を作成するとともに、緊急連絡体制の確保、職員への防災教育、災害備蓄、非常電源等の設備の整備、避難訓練の実施等に努める。

第2 要配慮者の支援対策

1 避難行動要支援者の支援体制

市は、北杜市避難行動要支援者制度実施要綱に基づき、避難行動要支援者の名簿を作成し、要支援者の同意を得て避難支援者に提供する等、地域での支援体制を構築する。

(1) 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- | | |
|---|---------------------------------|
| ア | 介護保険の要介護認定を受け、要介護度3から5の者 |
| イ | 身体障害者手帳の交付を受け、障がい程度が1、2級の者 |
| ウ | 療育手帳の交付を受け、障がい程度がA判定の者 |
| エ | 精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障がい程度1、2級の者 |
| オ | 特定疾患治療研究事業の対象疾患に罹患し、生活支援を受けている者 |

カ 65歳以上のひとり暮らしで、要介護等認定者
キ 65歳以上の要介護等認定者のみの世帯
ク その他市長が支援を必要と認めた者

(2) 避難支援等関係者となる者

平常時に名簿を提供し、支援を行う者は、行政区、民生委員児童委員協議会、市社会福祉協議会、北杜警察署、消防本部、消防団等とする。

(3) 名簿記載事項及びその入手方法

避難行動要支援者名簿には、次の事項を記載する。個人情報、市が管理する個人情報のデータ等を利用する。

ア 氏名	イ 生年月日	ウ 性別	エ 住所又は居所
オ 電話番号その他の連絡先	カ 避難支援等を必要とする事由		
キ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項			

(4) 名簿の更新に関する事項

名簿は、原則として毎年定期的に更新する。

また、庁舎被災に際しても、支障が生じないよう情報の適切な管理に努める。

(5) 情報漏えいの防止

名簿の提供を受けた避難支援等関係者においては、情報漏えい防止のための管理を徹底する。

(6) 情報の伝達体制

情報の伝達は、防災行政無線、メール等を活用する。

(7) 避難支援等関係者の安全確保

避難行動の支援を保証するものではないこと、法的な責任・義務を負うものではないことを周知する。

2 個別避難計画の作成

市は、要支援者から提出された届出書兼同意書に基づき、関係部署及び避難支援等関係者と協議して、個別避難計画の作成に努める。

3 その他の支援

市は、高齢者世帯等の家具の転倒防止等の費用の一部を助成する。

4 外国人対策

市は、災害の知識、防災行動等について、外国語の資料を作成し窓口等で配布する。

また、国際交流ボランティア登録制度の活用等、支援体制を構築する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害対策本部	全班	消防本部
第2 災害警戒本部	全班	消防本部
第3 市の配備体制	全班	

第1 災害対策本部

1 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき、災害対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

本部の設置基準は、次のとおりである。

- 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき。
- 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。
- 3 その他、市長が必要と認めたとき。

(2) 廃止基準

市長は、災害の危険が解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認められるときは、本部を廃止する。

(3) 設置又は廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、県、消防本部、北杜警察署、近隣市町村、防災関係機関、報道機関等に通知する。

(4) 本部の設置場所

本部は、北杜市役所西会議室に設置する。

ただし、北杜市役所西会議室が被災した場合は、北杜市役所第一応接室に設置する。

2 本部の組織

(1) 指揮

市長は、本部長として、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

市長が指揮監督をできない場合は、次の順により本部長の職務を代理する。

- | | | |
|---------|---------|----------|
| 第1位 副市長 | 第2位 教育長 | 第3位 総務部長 |
|---------|---------|----------|

(2) 本部員会議

被害状況の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を協議するため、本部員会議を開催する。

本部員会議は、本部長、副本部長、本部員及び消防長で構成する。

(3) 防災関係機関連絡室

本部長は、必要に応じて、防災関係機関連絡室を設置し、関係機関に連絡員の派遣を要請する。

(4) 現地災害対策本部の設置

本部長は、現地での指揮、調整等が特に必要と判断した場合は、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

現地本部は、被災地に近い支所等の公共施設を利用して設置する。

また、本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

3 本部の組織及び職員の配置

本部の組織及び職員の配置は、災害対策本部組織及び事務分掌による。

ただし、災害対策の状況に応じて、本部長の命により職員配置を調整する。

また、災害対策の必要性に応じて、必要な対策班を編成し、職員を配置する。

4 本部機能等の維持

(1) 庁舎機能

本部長は、市役所等の施設機能を点検し、非常電源用の燃料確保、仮設トイレの設置等により庁舎機能を維持する。

(2) 災害対策要員の活動支援

本部長は、災害対応の長期化に対応して、勤務ローテーションの設定、災害対策要員の仮眠・休憩場所の確保、食料・飲料水・資機材等の供給を行う。

5 本部の廃止

(1) 本部の廃止

本部長は、全庁的な体制での災害応急対策の必要が認められないと判断した場合は、本部員会議に諮り、災害対策本部を廃止する。

(2) 災害対策本部の廃止後の関連業務

本部廃止後に引き続き災害対応が必要な場合は、災害対策本部組織及び事務分掌表に基づき、関連する業務を所掌する担当課の職員で対応に当たる。

災害対策本部組織図



災害対策本部事務分掌

■共通事務

<ol style="list-style-type: none"> 1 各部・班の動員配備に関する事。 2 所管する関係機関・団体等への要請及び連絡調整に関する事。 3 所管の受援体制の確保に関する事。 4 所管施設の被害調査、応急対策及び災害時の活用に関する事。 5 所管施設の利用者等の安全確保に関する事。 6 避難所・緊急避難場所の開設・運営に関する事。 7 本部長の指示による特命事項に関する事。
--

■本部事務局

班（班長）	構成	事務
総括班（総務部長）	消防防災課	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部の設置及び運営に関する事。 2 避難指示等の発令に関する事。 3 国・県への報告及び連絡調整に関する事。 4 自衛隊の災害派遣に関する事。 5 国・県・協定自治体等への応援要請に関する事。 6 災害救助法の適用に関する事。 7 消防団及び消防本部との連絡調整に関する事。 8 現地災害対策本部の設置に関する事。 9 地震情報、気象情報等の収集及び伝達に関する事。
調整班（総務部長）	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 国・県・自衛隊・他市町村・関係機関等との連絡調整に関する事。 2 庁内各部班との調整に関する事。 3 議会との連絡に関する事。 4 現地災害対策本部及び行政区長との連絡に関する事。
組織班（総務部長）	人事課	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の動員及び配備に関する事。 2 受援に関する事。 3 災害対策要員の活動支援に関する事。
秘書班（北杜未来部長）	秘書広報課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長、副市長及び教育長との連絡に関する事。 2 災害見舞者、災害視察者等の接遇に関する事。
広報班（北杜未来部長）	秘書広報課、政策推進課、未来創造課	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道機関への対応に関する事。 2 災害広報に関する事。 3 被害状況及び救助活動の記録、撮影、編集、保存等に関する事。
情報班（企画部長）	企画課、財政課長、ふるさと納税課	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び被害状況の取りまとめに関する事。 2 公共交通機関の被害調査及び運行状況の広報に関する事。 3 災害対策の予算及び経理に関する事。
施設班（企画部長）	管財課	<ol style="list-style-type: none"> 1 車両の確保及び配車に関する事。 2 燃料の確保に関する事。 3 緊急通行車両の確認手続に関する事。 4 市有施設の活用及び機能維持に関する事。 5 システム等の保全に関する事。

第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

班(班長)	構成	事務
特命班(議会事務局長)	議会事務局、農業委員会事務局、監査委員事務局	1 他部、班に属さない対応に関する事。

【対策班】◎は主たる担当

班(班長)	構成	事務
復興計画班(企画部長)	◎企画課、財政課	1 災害復旧計画及び災害復興計画に関する事。 2 災害関係予算に関する事。
被災者支援班(市民環境部長)	◎市民サービス課、支所	1 被災者相談に関する事。 2 安否情報の収集及び提供に関する事。 3 遺体の処理及び埋葬に関する事。 4 被災証明に関する事。 5 外国人への支援に関する事。
被害調査班(総務部長、市民環境部長)	◎税務課、収納課	1 住家の被害認定調査に関する事。 2 罹災証明に関する事。 3 被災者台帳に関する事。 4 税の減免等に関する事。
廃棄物班(市民環境部長)	◎環境課	1 ごみ、し尿及び災害廃棄物の処理に関する事。 2 被災動物等の救護に関する事。 3 環境モニタリング等に関する事。
要配慮者班(福祉保健部長、こども政策部長)	◎福祉課、介護支援課、国保年金課	1 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 日赤、社会福祉協議会等との連絡調整に関する事。 4 ボランティア活動との連携に関する事。
	◎子育て政策課、こども保育課、ネウボラ推進課	1 要配慮者の安否確認及び支援に関する事。 2 福祉避難所の開設及び運営に関する事。 3 園児・児童等の安全確保等に関する事。 4 応急保育に関する事。
医療班(福祉保健部長)	◎健康増進課、新型コロナ対策課	1 災害医療に関する事。 2 防疫に関する事。 3 塩川病院及び甲陽病院との連携に関する事。 4 医師会、歯科医師会、薬剤師会等との連絡調整に関する事。
	◎塩川病院、◎甲陽病院	1 医療及び助産に関する事。 2 医薬品、医療資器材等の調達・確保に関する事。

班（班長）	構成	事務
物資班（産業観光部長）	◎観光課、商工・食農課	1 食料、生活必需品の調達及び供給に関すること。 2 物資集積所の設置及び運営に関すること。
	◎学校給食課	1 栄養指導に関すること。
農林班（産業観光部長）	◎農業振興課、 ◎農地整備課、 ◎林政課	1 農畜産物及び農畜産施設の被害調査に関すること。 2 農畜産事業者の支援に関すること。 3 林産物、林産施設、林道、治山施設等の被害調査に関すること。 4 林業者の支援に関すること。
商工観光班（産業観光部長）	◎観光課、◎商工・食農課	1 観光施設の被害調査に関すること。 2 観光事業者の支援に関すること。 3 商工業の被害調査に関すること。 4 商工事業者の支援に関すること。 5 帰宅困難者の支援に関すること。
復旧班（建設部長）	◎道路河川課、 用地課	1 道路、橋りょう、河川等の被害状況調査に関すること。 2 道路、橋りょう、河川等の障害物の除去及び復旧に関すること。
住宅班（建設部長）	◎まちづくり推進課、◎住宅課	1 応急危険度判定に関すること。 2 応急仮設住宅及び住家の応急修理に関すること。 3 住家の解体撤去に関すること。 4 被災住家の障害物の除去に関すること。
会計班（会計管理者）	◎会計課、ふるさと納税課	1 義援金等の受付及び保管に関すること。 2 災害対策の経理に関すること。
給水班（上下水道局長）	◎上下水道総務課、上下水道施設課、上下水道維持課	1 給水に関すること 2 上水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 3 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。
避難所班（市民環境部長、教育部長）	◎市民サービス課	1 避難所の統括に関すること。 2 避難所以外の避難者の把握に関すること。
	◎教育総務課、生涯学習課、学術課、図書館、甲陵中・高校	1 避難所の開設及び運営に関すること。 2 避難所以外の避難者の把握に関すること。
教育文化財班（教育部長）	◎教育総務課、学術課、甲陵中・高校	1 児童・生徒の安全確保に関すること。 2 応急教育に関すること。 3 学用品の給与に関すること。 4 文化財の被害調査及び保全措置に関すること。

第3章 災害応急対策計画
第1節 応急活動体制

班（班長）	構成	事務
支所班（支所長）	明野総合支所・ 須玉総合支所・ 高根総合支所・ 長坂総合支所・ 大泉総合支所・ 小淵沢総合支 所・白州総合支 所・武川総合支 所	1 災害対策本部との連絡に関する事 2 支所管内の避難所の開設及び管理・運営に関する事 3 支所管内の緊急避難場所の開設・運営に関する事 4 支所管内の避難所以外の避難者の把握に関する事 5 支所管内の住民への広報活動に関する事 6 支所管内の住民からの情報収集に関する事 7 被災者相談に関する事
消防団（消防団長）	各分団	1 災害応急対策活動に関する事 2 消防、水防活動に関する事 3 避難誘導に関する事 4 救出・救助に関する事 5 行方不明者の捜索に関する事

第2 災害警戒本部

災害警戒本部の組織及び運用は、災害対策本部を準用する。

第3 市の配備体制

1 配備体制

配備体制は、次のとおりである。

種別	配備基準	内容	配備要員
警戒配備	1 市内で震度4の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。【自動配備】	防災担当が情報収集を行う体制	・消防防災課
第一配備 （災害警戒本部）	1 市内で震度5弱の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 市長が必要と認めたとき。	防災担当による情報収集、所管施設の点検等、報告を行う体制	・消防防災課 ・施設を所管する課（各部各課で定める。）
第二配備 （災害対策本部）	1 市内で震度5強の地震が発生したとき。 【自動配備】 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。 【自動配備】 3 小規模な被害が発生したとき。 4 市長が必要と認めたとき。	各部各課が必要な人員を動員し、災害対策本部に準じた対策を実施する体制	・各部各課で定める。
第三配備 （災害対策本部）	1 市内で震度6弱以上の地震が発生したとき。【自動配備】 2 市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する体制	・全職員

2 配備の決定

配備の決定は、震度による自動配備を基本とする。その他は市長が決定する。

3 職員への参集連絡

（1）勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。

配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

（2）勤務時間外

勤務時間外に地震を感じた場合は、各職員が山梨県災害情報メール配信、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報を確認し、その情報（震度）に基づく自動参集とする。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所へ参集する。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 地震情報等の収集・伝達	総括班	北杜警察署、消防本部
第2 被害情報の収集・報告	総括班、情報班、広報班	北杜警察署、消防本部
第3 通信手段の確保	総括班	
第4 広報活動	広報班	

第1 地震情報等の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、中北地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

2 地震情報等の収集・伝達

(1) 地震情報等の収集

気象庁が発表する地震情報等は、次のとおりである。市は、これらの情報を収集する。

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報
震源に関する情報	・震度3以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を発表 「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加
震源・震度に関する情報	・震度1以上 ・津波警報・注意報発表時又は若干の海面変動が予想されたとき ・緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地域がある場合は、その市町村・地点名を発表
長周期地震動に関する観測情報	・震度1以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から10分後程度で1回発表）
その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合、地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせ、地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表
推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上	地震の発生時刻、発生場所（震源）及びその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表

	・都市部等著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	日本及び国外への津波の影響についても記述して発表
--	---	--------------------------

(2) 地震情報の伝達

市は、住民等に必要な地震情報等を防災行政無線、SNS、コミュニティ FM 放送等を用いて伝達する。

第2 被害情報の収集・報告

1 被害情報の収集

(1) 災害直後の被害情報

市は、災害発生直後の概括的被害情報を収集し、被害規模を推定するため、次の方法で情報を収集する。

- ア 現場に出動した班からの報告
- イ 消防本部、北杜警察署等からの情報
- ウ 支所からの報告
- エ 行政区、自主防災組織等からの通報
- オ 緊急避難場所からの報告
- カ ドローン等の活用した被災住家の特定 等

(2) 所管の被害情報の収集

市は、災害報告のため、所管施設、所管する関係団体等から被害情報を収集する。

2 災害発生時の報告

(1) 県への報告

市は、人的被害の状況、建築物の被害状況、火災、土砂被害の発生状況等の情報について、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

(2) 消防庁への報告

市は、「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合、又は通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、直接、消防庁に報告する。

(3) 119 番通報殺到時の報告

消防本部は、火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部等に通報が殺到したときには、その状況を直ちに県及び消防庁に報告する。

市は、当該状況を覚知した場合、県に報告する。

3 災害報告

市は、県の定める「被害情報収集・伝達マニュアル」に基づき、県に災害報告を行う。

第3 通信手段の確保

1 通信手段の確保

市は、次の方法を用いて、通信を行う。

通信手段	内容
災害時優先電話	災害時優先電話として登録されている電話（優先発信が可能）

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集伝達・広報

市防災行政無線	市役所（親局）から屋外拡声局（子局）への一斉放送により住民等に情報を伝達
衛星電話	電話不通時の市役所と現場等との連絡
簡易無線機	電話不通時の市役所と支所との連絡
アマチュア無線	市と協定を締結したアマチュア無線クラブの無線局による通信を要請
県防災行政無線（地上回線、衛星回線）	音声、ファクシミリにより県、市町村及び防災関係機関との通信
県総合防災情報システム	市町村、県をネットワークで結び、リアルタイムで災害情報を共有
全国瞬時警報システム（Jアラート）	全国瞬時警報システム（Jアラート）により、市に伝達された警報等を自動起動により、防災行政無線で放送
災害情報共有システム（Lアラート）	災害情報共有システム（Lアラート）により、市が発した情報を集約し、テレビ、ネット等の多様なメディアを通して住民に一括配信

2 通信手段が使用不能となった場合の措置

(1) 非常通信協議会の無線局

市は、通信手段が被災により不通となった場合、又は著しく通信が困難となった場合は、関東地方非常通信協議会の無線局（国土交通省、警察、通信事業者等）を利用し、通信の確保を図る。

(2) 特設公衆電話の設置

市は、避難施設に事前配備をされている災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置し、緊急連絡手段として活用する。

第4 広報活動

1 広報活動

(1) 広報手段

市は、次の手段を用いて住民等に対し広報活動を行う。

- | |
|--------------------------|
| ア 防災行政無線 |
| イ 北杜ほっとメール |
| ウ 消防防災課 SNS |
| エ 広報車による呼びかけ |
| オ 災害広報紙の配布 |
| カ 避難所等での掲示 |
| キ ケーブルテレビ、コミュニティ FM 放送 等 |

(2) 広報内容

広報内容は、概ね次のとおりである。

- | |
|---------------|
| ア 被害の状況 |
| イ 避難指示等に関する情報 |

ウ 二次災害防止に関する情報
エ ライフライン、道路、交通機関に関する情報
オ 被災者支援に関する情報

(3) コールセンターの設置

市は、住民からの問い合わせ等に対応するため、コールセンターを設置する。

2 報道機関等への対応

(1) 広報の要請

市は、放送による広報が必要な場合、県を通じて、テレビ局、ラジオ局及び新聞社に広報を要請する。

また、ケーブルテレビ、コミュニティFMに放送を要請する。

(2) 報道発表

市は、市役所、現地災害対策本部が設置された支所等に記者発表場所を設置し、報道機関に対し定期的に記者発表を行う。

発表内容は、本部員会議に諮り本部長の承認を得る。

(3) 取材及び調査活動への要請

市は、報道機関、災害調査を行う機関等に対し、取材及び調査活動において、避難者等のプライバシー、負担等に配慮をするよう要請する。

また、避難所における被災者への取材及び調査は、避難所運営委員会等が許可した者とする。

第3節 広域応援体制

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 県・市町村等への応援要請	総括班、調整班	
第2 消防の応援要請		消防本部
第3 ヘリコプターの出動要請	総括班、調整班	
第4 事業者・団体への応援要請	総括班（業務に関係する班）	
第5 受援体制	調整班、組織班	

第1 県・市町村等への応援要請

1 県

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第68条に基づき、知事に対し応援を求め又は災害応急対策の実施を要請する。

2 市町村等

市長は、市の地域に係る災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、災害対策基本法第67条に基づき、他の市町村長等に対し、応援を要請する。

また、市との相互応援協定に基づき、協定を締結する市町村に応援を要請する。

なお、市との相互応援協定を締結する市町村は、資料編を参照のこと。

3 指定地方行政機関等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策のため必要があると認めるときは、法令に基づき、知事に対し、職員の派遣、あつせんを求める。

- (1) 指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣要請（災害対策基本法第29条）
- (2) 指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関、指定地方行政機関及び特定公共機関の職員の派遣あつせん（災害対策基本法第30条）
- (3) 自治公共団体の職員の派遣（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条17）
- (4) 特定地方独立行政法人の職員の派遣（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第124条第1項）

なお、なお、(1)(2)の要請を行う場合、次の事項を記載した文書で行う。

- | |
|------------------------------------|
| ア 要請する理由 |
| イ 要請する職員の職種別人員数 |
| ウ 派遣を必要とする期間 |
| エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 |
| オ 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣・あつせんについて必要な事項 |

第2 消防の応援要請

1 消防相互応援による要請

消防長は、消防本部の消防力に対処困難な場合、山梨県常備消防相互応援協定により県内各消防本部に応援を要請する。

2 緊急消防援助隊等の要請

市長は、1で対応できないと判断したときは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の3の規定に基づき、知事に対し消防庁長官への緊急消防援助隊の出動、広域航空応援等の要請を行う。

応援の受入れにあたっては、「山梨県緊急消防援助隊受援計画」に基づいて、活動拠点等の必要な準備を行う。

なお、市内の活動拠点は、次のとおりである。

航空隊のフォワードベース 候補地	長坂総合スポーツ公園陸上競技場、高根総合グラウンド (駐車場)
宿営(野営)可能場所	高根総合グラウンド、長坂総合スポーツ公園、白州体育館 駐車場

第3 ヘリコプターの出動要請

1 県防災ヘリコプター

(1) 県への要請

市は、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県(消防防災航空隊)に対し出動を要請する。

なお、手続き等については、「山梨県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアル」による。

(2) 受入体制

市は、県に緊急運航を要請した場合、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受入体制を整える。

ア 本部事務局への連絡窓口の設置
イ ヘリコプター離着陸場の確保及び安全対策
ウ 消火薬剤等の確保
エ その他必要な事項

2 その他機関のヘリコプター

市は、県、災害派遣部隊の長等を通じて、ヘリコプターによる輸送を要請する。

3 ヘリコプター離着陸場の開設及び運用

市は、ヘリコプターを要請した場合、施設管理者に連絡し、離着陸場を確保する。場外離着陸場は、資料編を参照のこと。

なお、ヘリコプターの離着陸の運用については、自衛隊等に要請する。

第4 事業者・団体への応援要請

市は、応援協定に基づき、協定を締結する事業者・団体等に応援を要請する。
なお、要請及び連絡調整については、関係する部署が行うものとする。

第5 受援体制

1 受援の調整

市は、各部の代表者からなる受援調整会議を開催し、応援に関する部内調整、応援者の適正配置等を行う。

2 応援部隊の受入れ及び調整

市は、応援部隊の受入場所として市役所駐車場を指定する。
また、災害対策本部に関係機関連絡室を設置し、応援部隊の責任者等との調整を図る。

3 応援者への支援

市は、応援者の宿泊場所、食料・資機材等については、原則として応援者側に確保を要請することとする。
なお、可能な範囲で応援者に車両の燃料、飲料水等の支援を行う。

第4節 消火・救助活動

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 消火活動	消防団	消防本部
第2 救助活動	消防団	消防本部

第1 消火活動

1 初期消火活動

住民、自主防災組織、行政区等は、地域での出火状況を確認し、可能な限り地域で協力して初期消火に努める。

2 消火活動

消防本部は、別に定める「峡北広域行政事務組合消防本部消防計画」による消火活動を行う。

消防団は、「北杜市消防団団員マニュアル」に基づき消火活動を行う。

なお、延焼が拡大するおそれのある場合は、風下等の危険区域に対し避難を指示する。

また、消防本部の消防力で対応困難な場合は、協定等に基づき消防の応援を要請する。

第2 救助活動

1 初期救助活動

住民、自主防災組織、行政区等は、地域で住民の安否を確認し、閉じ込め者がいる場合は、可能な限り地域で協力して救出活動を行う。

また、負傷者等の応急手当を行うとともに、必要に応じて医療救護所等への搬送に努める。

2 救助活動

消防本部及び消防団は、連携して救助活動を実施する。

市は、重機が必要な場合、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請する。

また、消防本部で対応困難な場合は、協定等に基づく消防の広域応援、警察及び自衛隊の応援を要請する。

なお、救助活動全体の指揮は、消防長がとる。

3 救急搬送

救出者は、救助機関の車両等で医療救護所等まで搬送する。

第5節 交通輸送

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 交通対策	復旧班	北杜警察署
第2 緊急輸送	施設班、復旧班	北杜警察署

第1 交通対策

1 通行規制

県公安委員会は、災害対策基本法第76条の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、必要があると認めるときは、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の道路における通行を禁止、又は制限する。

2 道路の被害状況の把握

市は、市内を巡回し、道路・橋りょうの被害状況を把握する。把握にあたっては、県指定の緊急輸送道路及び緊急輸送道路と市役所及び支所を結ぶ道路を優先する。
通行不能箇所の情報は、各道路管理者及び北杜警察署に連絡する。

3 道路の啓開

(1) 障害物の除去等

道路管理者は、管理する道路啓開のため、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

市は、優先順位を定めて、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請し、道路上の障害物の除去、損傷の補修等を行う。

(2) 放置車両の移動

道路管理者は、災害対策基本法第76条の6の規定により、市道における放置車両、立ち往生車両等により災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、道路の区間を指定し、運転者等に対し車両等の移動を命令する。

また、運転者等が不在の場合等にあつては、道路管理者自ら車両等の移動を行う。

4 道路の応急復旧

道路管理者は、被害状況、優先順位等を考慮し、応急復旧方針を定めて、道路の応急復旧を行う。

市は、市道の応急復旧について、市建設安全協議会との協定に基づき、協力を要請する。

5 運転者の措置

災害発生直後における自動車の運転者の措置は、次のとおりである。

- (1) 避難のために車を使用しないこと。
- (2) できるだけ安全な方法により道路の左側に停止させること。
- (3) 車を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。
- (4) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて、エンジンキーは付けたまま、ドアはロックしないこと。
- (5) 人の通行や緊急通行車両の妨げとなるような場所には駐車しないこと。

第2 緊急輸送

1 緊急輸送路の確保

道路管理者及び公安委員会は、前項のとおり、緊急輸送道路を確保する。
なお、県指定の緊急輸送道路は、次のとおりである。



地理院地図（電子国土 Web）を加工

2 緊急通行車両の確認

(1) 緊急通行車両の確認

市は、事前に緊急通行車両の確認を受けた公用車について、あらかじめ交付されている標章及び緊急通行（輸送）車両確認証明書を当該車両に備え付ける。

事前届出をしていない車両及び災害対策を行う他機関、団体の使用する車両については、緊急通行車両等確認申請書を県又は公安委員会に提出し、標章及び確認証明書の交付を受ける。

なお、緊急通行車両は、災害対策基本法第50条第2項に規定する災害応急対策の実施責任者、又はその委託を受けた者が使用する車両で、次に掲げる業務に従事する車両である。

- ア 警報の発表及び伝達並びに避難の指示
- イ 消防、水防その他の応急措置
- ウ 被災者の救難、救助その他の保護
- エ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育
- オ 施設及び設備の応急復旧
- カ 清掃、防疫その他の保健衛生
- キ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持
- ク 緊急輸送の確保

ケ その他災害の発生の防ぎよ、又は拡大の防止のための措置

(2) 規制除外車両の確認

規制除外対象車両の使用者（医療機関、建設事業者等）は、災害対策に従事する規制除外車両について、(1)と同様の措置をとる。

なお、規制除外車両の対象は、次のとおりである。

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

3 輸送車両等の確保

(1) 輸送車両の確保

市は、物資、人員等を輸送する必要がある場合は、協定に基づき、(一社)山梨県トラック協会峡北支部及び赤帽山梨県軽自動車運送協同組合に要請する。

(2) 燃料の確保

市は、燃料が必要な場合は、協定に基づき、山梨県石油協同組合北巨摩支部に要請する。

4 ヘリコプターによる輸送

市は、傷病者等の緊急輸送が必要な場合は、県及び自衛隊にヘリコプターによる輸送を要請する。

また、ヘリコプター離着陸場を指定し、当該施設の管理者及びヘリコプター運航者に連絡する。

内容は、第3節第3「ヘリコプターの出動要請」による。

第6節 災害警備

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 警備体制		北杜警察署
第2 災害警備活動		北杜警察署

第1 警備体制

県警察は、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は「山梨県警察災害警備計画」に基づき、本部長を長とする災害警備本部甲号を設置して対応する。

第2 災害警備活動

1 警備活動

警察の警備活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|-----------------|-------------------|
| (1) 情報収集及び報告 | (2) 救出・救助活動 |
| (3) 避難誘導等 | (4) 身元確認等 |
| (5) 二次被害の防止 | (6) 社会秩序の維持 |
| (7) 緊急交通路の確保 | (8) 被災者への情報伝達活動 |
| (9) 報道対策 | (10) 情報システムに関する措置 |
| (11) 関係機関との相互連携 | (12) 自発的支援の受入れ |

2 災害復旧・復興

警察の災害復旧・復興時の活動は、概ね次のとおりである。

- | | |
|-------------|----------------|
| (1) 警察施設の復旧 | (2) 暴力団排除活動の徹底 |
| (3) 交通規制の実施 | |

第7節 避難対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 避難指示等の発令	総括班、要配慮者班	
第3 警戒区域の設定	総括班	
第4 指定緊急避難場所等の開設	避難所班、支所班	
第5 避難所の運営	要配慮者班、医療班、避難所班、支所班	
第6 避難所以外の避難者への支援	避難所班、支所班	
第7 広域避難・広域一時滞在	総括班	
第8 帰宅困難者対策	商工観光班	JR 東日本
第9 動物対策	廃棄物班	

第1 避難の基本方針

1 地震時の避難行動

地震時は、次の避難行動を基本とする。

- (1) 地震直後は、地域の安全、避難行動要支援者の安否等を確認する。
- (2) 地域に危険がない場合は、耐震性の確保された自宅等で生活を継続する。
- (3) 自宅等の被害、延焼火災等の危険がある場合は、自主防災組織等を中心に、地域住民で避難誘導し、指定緊急避難場所又は地域で定めた一時避難所に避難する。
- (4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。

避難の基本

■地震発生直後

地域の安全・避難行動要支援者の安否確認

■地域の危険なし

自宅等で生活継続

■自宅の被災・延焼火災等

指定緊急避難場所・一時避難所

■地域の危険解消

自宅等で生活継続

■自宅での居住不可

指定避難所
(親戚・知人宅、ホテル・旅館等での分散避難を含む)

■避難所で生活困難な要配慮者

福祉避難所

2 避難先

地震直後の避難先は、指定緊急避難場所とする。

自宅での居住が不可能な場合は、指定避難所のほか、密を避けるため各自が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等に分散避難を行い、避難生活を行うものとする。

第2 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

(1) 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

(2) 避難指示等の発令基準

避難指示等の発令基準は、概ね次のとおりである。

- | |
|---|
| <p>ア 火災が発生し、延焼の危険性があるとき。
イ 余震により、建物及び塀の倒壊、宅地の被害拡大のおそれがあるとき。
ウ 危険物等の流出、爆発、炎上等の災害が発生し、又は予想され、被害のおそれがあるとき。
エ がけ崩れが発生、又は発生するおそれがあるとき。</p> |
|---|

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

- | |
|---|
| <p>ア 防災行政無線
イ 北杜ほっとメール
ウ 消防防災課 SNS
エ 広報車による呼びかけ
オ Lアラートによるテレビ、ラジオ</p> |
|---|

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 避難対象地域	イ 避難先
ウ 避難指示等の理由	エ その他必要な事項

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織、行政区等を中心に住民が行うこととする。

4 避難行動要支援者の避難支援

市から事前に避難行動要支援者名簿を提供されている避難支援等関係者（消防団、行政区、民生委員児童委員等）は、自分自身、家族等の安全を確保したうえで、名簿に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

市、消防団、北杜警察署等は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

5 立退き完了の確認

市は、消防団、北杜警察署の協力を得て、避難対象地域を巡回し、立退きの完了を確認する。

第3 警戒区域の設定

市長は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、人の生命身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し災害応急対策に従事する以外の者に対して、当該地区への立入を制限、禁止又は退去を命ずる。

警戒区域を設定した場合は、避難指示の発令と同様の措置を行う。

第4 指定緊急避難場所等の開設

1 指定緊急避難場所の開設

市は、避難する住民等のため、指定緊急避難場所（グラウンド、建物）を開設する。

なお、地域で定めた一時避難所に避難した場合、避難した住民は、その旨を市（市役所又は支所）に連絡する。

2 指定避難所の開設

市は、住家が被災し居住が困難となった被災者に対し、生活の場として指定避難所を開設する。

また、避難者の意向により引き続き一時避難所を避難所として活用する。

第5 避難所の運営

避難所の運営は、「北杜市避難所開設・運営マニュアル」に基づき、市及び避難者が施設管理者の協力を得て行う。

1 避難所の運営組織

市は、避難所に職員等を配置し、施設管理者と連携して初期の運営を支援する。

その後、応急的な対応が落ち着いてきた段階で、住民組織のリーダー等を委員長として避難所運営委員会を組織し、主体的に避難所の運営にあたる。避難所運営委員会には、女性が参加する等、男女共同参画の視点にも配慮したものとする。

2 外部支援者等との連携

市及び避難所運営委員会は、市社会福祉協議会と連携し、避難所運営に専門性を有したNPO・NGO・ボランティア団体等の外部支援者等との連携を図り、避難所の運営を行う。

3 避難所の整備

市は、避難者の生活に配慮した整備を行う。

(1) スペースの確保

避難所に次のスペースを確保する。特に、要配慮者、男女等様々なニーズの違い等、避難者の状況に配慮する。

ア 救護場所	イ 福祉避難室
ウ 妊産婦、母子等のスペース	エ 男女別更衣室・物干し場
オ 授乳室	カ 談話室
キ 児童・生徒の学習場所	ク ペットの飼養場所
ケ 感染者の隔離室 等	

(2) 設備の整備

次の設備及び備品を整備し、プライバシーの確保、暑さ寒さ対策等、生活環境の整備を行う。

ア 組立式簡易ベッド	イ 間仕切り
ウ 仮設トイレ（男女別、要配慮者用）	エ テレビ・ラジオ
オ 情報端末	カ 掲示板 等

4 防犯対策

市は、避難所の防犯のため、避難者への注意喚起、必要に応じ警察官による巡回の要請、警備員の配置を行う。

また、北杜警察署と連携して、避難した地区の巡回、防犯対策の広報活動等を実施する。

5 避難生活の支援

市は、避難者に対し、給水、食料・生活必需品の供給、医療救護、情報提供等の生活支援を行う。

なお、内容については、当該の節を参照のこと。

6 新型インフルエンザ等感染症対策

市は、新型インフルエンザ等感染症等が流行している場合は、次の事項に留意して避難所運営を行う。

(1) 自宅療養者の受入れ

自宅療養等を行っている感染症の軽症者等は、専用の避難所への受入れ又は保健所と連携して専用施設等への搬送を行う。

(2) 避難所での専用スペースの確保

発熱、咳等の症状があり感染の疑いのある者のスペース、家族等の濃厚接触者のスペース、専用のトイレを指定する等、区域及び動線を区分する。

(3) 健康状態の確認

避難直後には、検温、問診等を行い、感染の疑いがある者、濃厚接触者を判別し、保健所に連絡する。感染者及び濃厚接触者は、隔離し、医療機関等への移送等の措置を保健所に要

請する。

(4) 衛生環境の確保

手洗いの実施、マスクの着用、十分な換気、定期的な消毒等に努める。

7 多様な避難所の確保

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化、感染症の流行等を踏まえ、必要に応じて、避難所の確保、旅館・ホテル等への避難を呼び掛ける。

(1) 避難所の確保

協定等に基づき、可能な限り多くの避難所を確保する。

(2) 親戚、知人宅等への避難

避難所の過密を防ぐため、親戚、知人宅への避難、ホテル・旅館等への避難を検討するよう周知する。

8 要配慮者の支援

(1) 要配慮者の把握

市は、地域包括支援センター、市社会福祉協議会等と連携して、社会福祉士・保健師・介護支援専門員等によるチームを編成し、避難所の要配慮者の状況を把握し、必要な措置をとる。

(2) 福祉避難室の開設

市は、指定避難所内に福祉避難室を開設し、可能な限り要配慮者の介護支援等を行う。

(3) 福祉避難所の開設・運営

市は、協定等に基づき、社会福祉施設を福祉避難所として指定し、要配慮者の受入れを要請し、必要な支援を実施する。特に、各種資器材をはじめ、医療機器の電源確保等の必要な配慮を行う。

また、県を通じて、支援を要請する。

(4) 外国人対策

市は、外国人への情報提供等が必要な場合は、市社会福祉協議会で登録した国際交流ボランティア及び県が設置する災害多言語支援センター（山梨県国際交流センター）に支援を要請する。

9 避難所の統合・廃止

市は、避難生活者の動向、応急仮設住宅の供与の状況等をもとに、本部内での調整、避難所運営委員会への説明等を行い、避難所の統合・廃止を行う。

第6 避難所以外の避難者への支援

1 所在の把握

市は、在宅避難、車中泊、テント泊等、避難所以外の被災者の所在を行政区等からの情報で把握する。

また、親戚・知人宅、自力で確保したホテル・旅館等に避難している場合には、避難者自らが所在を市に知らせるようホームページ等で周知する。

2 生活支援

市は、避難所以外の被災者に対し、広報紙の配布、メール、SNS等での情報提供、食料の配布、保健師等による巡回健康相談等に努める。

第7 広域避難・広域一時滞在

1 広域避難

市は、避難指示等を発令時に、市内での避難所確保が困難となった場合、県内の他の市町村への住民の受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

緊急を要する場合は、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村に協議する。

2 広域一時滞在

市は、大規模な災害が発生し、市内での居住場所の確保が困難となり、市外での一時的滞在（避難所又は応急仮設住宅等）が必要と判断した場合には、県内の他の市町村への受入れについて、当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し他の都道府県との協議を求める。

第8 帰宅困難者対策

道路の被災又は規制、交通機関の停止等により、交通が途絶し帰宅困難者が発生した場合、その対応は当該施設の事業者、管理者等が行うことを原則とする。

1 旅客への対応

JR東日本等の交通事業者は、災害が発生又は発生するおそれがあるときは、旅客等を一時滞在施設等の適切な場所に誘導し、安全を確保する。

2 観光客への対応

市は、観光事業者に対し、交通が再開するまで観光客、宿泊客等を当該観光施設、宿泊施設等に滞在させるよう要請する。

3 一時滞在施設の開設及び支援

市は、事業者、管理者等から要請された場合、協定に基づいて、道の駅や宿泊施設などに一時滞在施設を開設する。一時滞在施設までの帰宅困難者の誘導は、当該事業者、管理者等が行うものとする。

また、SNS等により道路等の情報の発信、可能な範囲で飲料水等を提供する。

第9 動物対策

1 ペット同行避難への対応

市は、避難所を開設時に、ペットの同行避難者がいる場合は、居住スペースとは異なるスペースにペットの飼養場所の指定、ケージへの収容等を指導する。

なお、ペットフードの確保、給餌、飼養は、ペット所有者の責任で行うことを徹底する。

2 被災動物対策

市は、県、県獣医師会、各種関係団体等と協力・連携し、災害時における被災動物等に対する救護体制を整備し、被災者を支援する。

- | |
|--|
| (1) 避難所における飼育動物の適正管理
(2) 飼料等の調達及び配布 |
|--|

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難対策

- (3) 動物に関する相談の実施
- (4) 放浪又は飼育困難な動物の収容・一時保管
- (5) 動物収容施設の確保 等

第8節 医療対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 応急医療救護	医療班	
第2 被災者の保健対策	医療班	
第3 防疫	医療班	中北保健所

第1 応急医療救護

応急医療救護は、県が定める「山梨県大規模災害時医療救護マニュアル」に基づき実施する。

1 医療救護体制の確立

(1) 医療救護本部の設置

市は、北杜市役所本庁舎に医療救護本部を設置し、塩川病院及び甲陽病院と連携して医療救護活動の全体を調整する。

また、EMIS等を活用して医療情報を収集する。

(2) 医療救護所の設置

市は、傷病者が多数発生した場合は、塩川病院、甲陽病院等に医療救護所を設置し、傷病者のトリアージ及び処置を行う。辺見診療所及び白州診療所は、病院の業務補助を行う。

また、必要に応じて、被災現場の近傍に救護所を設置する。

(3) 医療救護班等の編成

傷病者のトリアージ及び処置にあたり、各病院及び診療所の医療体制で実施困難な場合、市は、北巨摩医師会及び県歯科医師会に医療救護班及び歯科医療救護班の出動を要請する。

また、県（中北保健所）に対し、医療救護班、歯科医療救護班、災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣を要請する。

医療救護班及び歯科医療救護班の業務は、次のとおりである。

医療救護班	ア	傷病者の応急処置
	イ	後方医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）
	ウ	軽症患者や転送困難な患者等の治療及び衛生指導
	エ	助産救護
	オ	死亡の確認及び遺体検案並びに遺体処理への協力
歯科医療救護班	ア	歯科医療を必要とする傷病者の応急処置及び衛生指導
	イ	軽症患者や転送困難な患者等の治療
	ウ	検視・検案に際しての協力

2 医療救護活動

(1) トリアージ等の処置

傷病者は、医療救護所でトリアージ及び処置、軽症者の応急手当を行う。

(2) 後方医療機関への搬送

中等症者及び重症者は、塩川病院及び甲陽病院に収容し治療する。

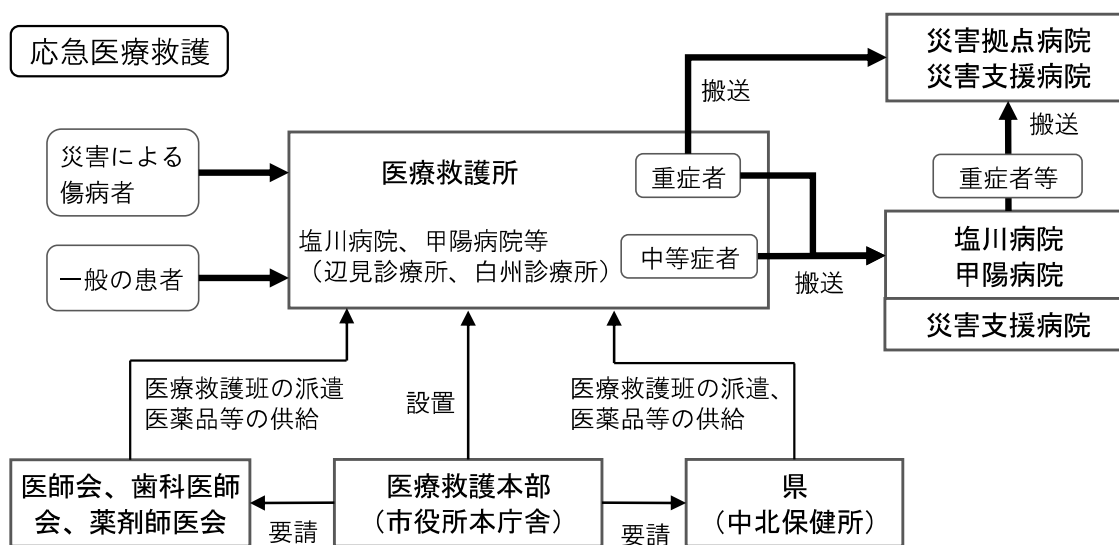
収容困難な場合は、近隣の災害拠点病院又は災害支援病院に搬送する。搬送は、消防本部の救急車、ヘリコプター等で行う。

第3章 災害応急対策計画
第8節 医療対策

区分	医療機関名
基幹災害拠点病院	県立中央病院
地域災害拠点病院	市立甲府病院、白根徳洲会病院、韮崎市立病院、山梨厚生病院、笛吹中央病院、富士川病院、富士吉田市立病院、大月市立中央病院
基幹災害支援病院	山梨大学医学部附属病院、山梨赤十字病院
地域災害支援病院 (中北)	甲府病院、山梨病院、甲府共立病院、武川病院、貢川整形外科病院、三枝病院、赤坂台病院、竜王リハビリテーション病院、巨摩共立病院、高原病院、宮川病院、塩川病院、甲陽病院、韮崎相互病院

(3) 一般の傷病者への対応

一般の医療機関の診療が中断したために受診できない患者（災害に起因するものではない傷病）等は、医療救護所に対応する。



3 医薬品・医療資器材等の確保

医薬品等は、医療機関に保管されたものを使用する。

市、医療機関及び医療救護班は、医薬品等が不足する場合、県（中北保健所）に要請する。

4 特殊医療対策

市は、人工透析患者、助産を必要とする妊婦、障がい者、難病患者等への対応に関する医療情報を、県（中北保健所）等から収集し、住民に周知する。

また、自力で移動できない患者等の移動、医療機関への収容等を県（中北保健所）と協力して行う。

第2 被災者の保健対策

1 避難所救護所の設置

市は、被災者の保健対策を行うため、指定避難所に救護所を設置する。

2 医療救護班等の編成

市は、北巨摩医師会及び県歯科医師会に対し、避難所等を巡回する医療救護班及び歯科医療救護班の編成を要請する。

また、避難所の保健衛生に関する調査、指導等のため、市の保健師及び保健所等の保健師で巡回健康相談チームを編成し、リハビリテーション関係団体の協力を得て巡回リハチームを編成する。

さらに、被災状況及び避難所の医療ニーズに応じて、保健医療救護活動を行う各チームの派遣を県（中北保健所）に要請する。

- | | | |
|--------------|------------------------------|-------------|
| (1) 歯科医師会救護班 | (2) 薬剤師チーム | (3) 災害支援ナース |
| (4) 保健師チーム | (5) 災害時リハビリテーション支援チーム (JRAT) | |

3 地域保健対策

市は、医療救護班等の巡回スケジュールを立案し、次のとおり避難所で保健対策を行う。

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 感染症対策 | (2) 慢性疾患対策 |
| (3) 認知症高齢者対策 | (4) 寝たきり高齢者防止対策 |
| (5) 巡回リハビリ | (6) 検診体制、その他の体制整備 |
| (7) 口腔ケア | |

4 精神保健医療対策

市は、県（中北保健所）に DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣を要請し、精神ケアに関する避難所での巡回、相談窓口等での相談業務・カウンセリング、症状悪化・急性反応の患者への対応、移動困難な在宅患者への訪問等の支援を実施する。

第3 防疫

1 市の防疫組織

市は、災害対策本部内に災害防疫対策本部又は防疫組織を設け、県（中北保健所）の指導のもと、防疫対策の企画及び推進にあたる。

2 防疫活動

市は、感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認めるときは、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）（以下、本節において「法」という。）の規定に基づき、知事の指示に従って防疫活動を行う。

(1) 防疫調査

県（中北保健所）は、医師、保健師等により検病調査の班編成を行い、避難所等で防疫調査を行う。

市は、これに協力する。

(2) 健康診断

市は、防疫調査の結果、1類～3類感染症又は新型インフルエンザ等感染症のまん延を防止するため必要があると認めるときは、法第17条により知事の指示に従って健康診断を行う。

(3) 患者等に対する措置

市は、一類感染症等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、知事の指示に従

第3章 災害応急対策計画
第8節 医療対策

って、法第19条又は法第26条により当該感染症の患者に対し感染症指定医療機関等へ入院させ、又はその保護者に対し当該患者を入院させるべきことを勧告又は入院させる措置を行う。

(4) 避難所の防疫措置

避難所を開設したときは、必要に応じて、県（中北保健所）の指導のもと、避難所における防疫の徹底を図る。

市は、地域住民に対して飲食物の衛生管理及び感染症に関する事項について正しい知識をもち、その予防に注意を払うよう、広報活動を行う。

(5) 感染症予防業務の実施方法

感染症の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要があると認めるときは、法に基づき、知事の指示に従って、次の措置を速やかに実施する。

- | |
|--|
| ア 感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する措置 |
| イ ねずみ族、昆虫等の駆除に関する措置 |
| ウ 物件の消毒に関する措置 |
| エ 生活の用に供される水の供給に関する措置 |
| オ 臨時予防接種に関する措置（市長をして実施させることが適当な場合に限る。） |

(6) 予防接種

市は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第2条第2項各号に掲げる疾病のうち、厚生労働大臣が定めるものについて、まん延予防上の緊急の必要があると認めるときは、知事の指示に従って、その対象者及びその期日又は期間を指定して、予防接種法第6条の臨時の予防接種を実施する。

3 防疫資機材及び薬剤の確保

市は、市保有の防疫用機器、防疫用薬剤を使用する。

防疫用資機材等が不足する場合は、事業者から調達する。

ただし、必要な防疫用資機材、防疫用薬剤等が確保できない場合には、県（中北保健所）に供給を要請する。

第9節 食料・飲料水等の供給

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 食料の供給	物資班	
第2 生活必需品等の供給	物資班	
第3 救援物資の受入れ	物資班	
第4 給水	給水班	

第1 食料の供給

1 必要量の把握

市は、避難者数、避難所外の避難者数等を基に、食料の必要量を把握する。

その際には、ミルクを必要とする乳児数、食物アレルギーを有する被災者数についても把握する。

2 備蓄の利用

(1) 家庭内備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄の食料を利用することを基本とする。

(2) 行政備蓄の配布

市は、家庭内備蓄を持ち出すことができない避難者を対象に、市の備蓄食料を供給する。

3 食料の調達

(1) 食料の調達

市は、次の方法で食料を調達する。

- | |
|--------------------------------|
| ア パン、弁当等の供給を、協定を締結した事業者に要請する。 |
| イ 県、国にパン、弁当等の救援物資を要請する。 |
| ウ 自治体、企業、団体等からの救援物資を受け入れ、活用する。 |
| エ 自衛隊の災害派遣部隊に炊き出しを要請する。 |

なお、炊飯用の米穀が不足する場合は、必要な数量を知事に通知し、農林水産省農産局長を通じ受託事業者から引き渡しを受ける。

(2) 栄養指導等

市は、要配慮者、アレルギー等の状況に配慮した食料を確保するよう努める。

また、栄養士等によるメニューの監修、食品の衛生状態の確認等を行う。

4 食料の搬送

市は、食料の供給を要請した事業者等に、直接、市の指定した場所（避難所）まで搬送するよう要請する。

事業者の搬送が困難な場合は、市役所又は支所等で受け入れ、協定を締結した輸送業者に搬送を要請する。

県を通じて確保した救援物資（主に乾物）は、物資集積拠点に受け入れるよう物流事業者に搬送を要請する。

5 食料の配布

市の指定した場所（避難所）に搬送した食料は、避難所運営委員会等が避難者に配布する。配布にあたっては、避難所の避難者のみならず、避難所以外の避難者にも配布するよう、防災行政無線、SNS等で周知する。

6 炊き出し支援

避難所等における炊き出しは、避難者の自主的な活動とする。

市は、避難者等から炊き出しの要望があった場合、可能な限り燃料、食材等の確保に努める。

第2 生活必需品等の供給

生活必需品等の供給は、第1と同様とする。

第3 救援物資の受入れ

1 物資集積拠点の開設

市は、救援物資を受け入れる必要がある場合は、支所建物の空きスペース、空地へのテント設営等により、物資集積拠点を開設する。

大量に救援物資を受け入れる必要がある場合は、物流事業者のノウハウを活用できるよう、物流事業者に物資の受入れ、仕分及び避難所への配送を委託する。

2 物資の募集と受入れ

市は、物資が不足する場合、全国に救援物資を要請する。

なお、物資の受入れについては、次の方針で受け入れる。

- (1) 自治体、企業、団体等からのまとまった量の救援物資は、申し出を登録し、市が必要となった時点で品目、数量等を連絡し、供給を受ける。
- (2) 次の物資は受入れの対象外とする。
 - ・個人等からの小口の物資
 - ・生鮮品等の保存期間が短い食品

第4 給水

1 給水の準備

(1) 需要の把握

市は、給水活動の規模を決定するため、断水地域、断水人口、避難所設置場所等、需要の把握を行う。

また、水道企業団から給水状況の情報を収集する。

(2) 給水資器材等の確保

市は、給水に使用する給水車、給水タンク等の資器材、給水要員等の確保、水源の確認を行う。

市で給水が困難な場合は、ペットボトル等の飲料水を確保する。

また、給水車及び給水要員は、協定を締結した市町村、県、水道事業者及び（公社）日本水道協会に要請する。

(3) 給水計画の作成

市は、給水場所、給水ルート、車両及び人員配置、給水スケジュール等を定めた給水計画を作成する。

なお、給水量は、当初1人1日3リットルを目安とし、その後、飲料水以外の生活水の確保に努める。目安は、次のとおりである。

日数	目標水量	用途	主な給水方法
災害発生～3日	3リットル/人・日	生命維持に必要最低限の水	備蓄水と給水車等による運搬給水
4日～10日	20リットル/人・日	調理、洗面など最低生活に必要な水	運搬給水と耐震性貯水槽、消火栓での拠点給水
11日～21日	100リットル/人・日	調理、洗面及び最低限の浴用、洗濯に必要な水	一部は復旧した水道管での給水、その他拠点給水の継続
22日～28日	250リットル/人・日	被災前と同様の生活に必要な水	順次本給水に移行する

2 給水活動

市は、次の方法で給水を実施する。

(1) 水の確保

給水車への給水は、浄水場、配水池、飲料水兼用耐震性貯水槽にて行う。

(2) 給水車による給水

病院、診療所及び社会福祉施設には、優先して給水を実施する。

断水地区においては、避難所、断水地区の公園、学校等に設定した給水所で、給水車から住民が持参した容器に給水する。

(3) ペットボトル等の確保

市は、ペットボトル等の保存水の供給を、協定を締結した事業者、自治体、企業、団体等から供給を受け活用する。

3 備蓄の利用

災害発生直後は、住民が避難時に持ち出した家庭内備蓄を利用することとする。

市は、家庭内備蓄を補完するために、市の備蓄飲料水を供給する。

第10節 災害廃棄物処理

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 建物の解体撤去	住宅班	
第2 災害廃棄物の処理	廃棄物班	
第3 環境対策	廃棄物班	
第4 住宅関係の障害物の除去	住宅班	
第5 河川・農地・林地関係の障害物の除去	復旧班、農林班	

第1 建物の解体撤去

被災建物の解体撤去は、所有者が行うことを原則とする。

ただし、解体撤去が国庫補助の対象となり、市が解体の必要があると判断し、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについては、市が被災者の申請の受付け、解体撤去の確認、業者への費用支払い等の手続を実施する。

なお、建築物等の解体等による石綿の飛散を防止するため、必要に応じて、事業者等に対し、大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づき適切に解体等を行うよう周知する。

第2 災害廃棄物の処理

1 組織体制

市は、「北杜市災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物処理を統括する組織として、「災害廃棄物特別担当」を設置し、災害廃棄物処理を実施する。

2 災害廃棄物処理実行計画の作成

市は、被害状況から災害廃棄物等の発生量、し尿発生量、一般廃棄物処理施設での災害廃棄物等の処理可能量等を把握し、処理方法を定めた災害廃棄物処理実行計画を作成する。

なお、対象とする災害廃棄物は、次のとおりである。

区分	内容
災害廃棄物	被災した住家を片付ける際に排出される片付けごみと、損壊家屋の撤去（必要に応じて解体）等に伴い排出される廃棄物がある。 木くず、コンクリートがら等、金属くず、可燃物、不燃物、廃家電、廃自動車等、腐敗性廃棄物、有害廃棄物、その他適正処理困難物に区分する。
生活ごみ	家庭から排出される生活ごみ、粗大ごみ
避難所ごみ	避難所から排出される生活ごみ
し尿	仮設トイレ（災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町村・関係業界等から提供されたくみ取り式トイレの総称）等からのくみ取りし尿、災害に伴って便槽に流入した汚水

3 し尿の処理

市は、次のようにし尿の処理を行う。

(1) 仮設トイレ等の確保

トイレ不足が生じた場合は、断水地区、避難所の位置・箇所数等から仮設トイレの必要数を把握する。

仮設トイレは、市の備蓄の組立トイレのほか、不足する場合は、協定を締結した市町村、レンタル事業者から確保し、避難所に設置する。

また、災害派遣トイレネットワーク協議会へトイレトレーラーの派遣を要請する。

(2) し尿の収集

仮設トイレの利用者数等を考慮した上で、優先順位を決定し、し尿の収集作業を実施する。収集は、一般廃棄物処理業許可事業者により実施するが、収集能力が不足する場合は、他市町村に要請する。

(3) し尿の処理

し尿の処理は、南部衛生センター及び北杜市北部ふるさと公苑で行う。当該施設で処理が困難となった場合は、他市町村の施設又は民間処理事業者に要請する。

なお、携帯トイレ等は、可燃ごみとして収集し処理する。

4 避難所ごみ、生活ごみの収集・処理

市は、生活ごみ及び避難所ごみについては、通常のごみ収集と同様に収集し、環境衛生センターで処理する。

5 災害廃棄物の処理

市は、災害廃棄物等の処理については3年間で終わることを目標に設定する。処理は、緊急性の高いものを優先し、仮置場において選別したのち、破碎等中間処理を行い、再資源化を図る。

(1) 仮置場等の設置

災害廃棄物を選別し中間処理を行うために、必要に応じて、一時仮置場、一次集積所、二次集積所及び中間処理施設用地を設置する。

一時仮置場では、被災者が搬入し分別できるよう、適切な運営・管理を行う。

名称	目的・定義
一時仮置場	個人の生活環境・空間の確保・復旧等のため、被災家屋等から災害廃棄物を、被災地内において、仮に集積する場所
一次集積所	処理（リユース・リサイクルを含む。）前に、仮置場等にある災害廃棄物を一定期間、粗選別・保管しておく場所
二次集積所	一次集積所での分別が不十分な場合、再選別を行い、中間処理を行うまでの間、保管しておく場所
中間処理施設用地	仮設破碎机・焼却炉等の設置及び処理作業を行うための場所

(2) 処理

仮置場等で選別、処理された災害廃棄物は、峡北広域行政事務組合の中間処理施設で処理し、県外の最終処分場で処分する。

市での処理が困難な場合は、峡北広域行政事務組合等と連携して、県等に支援を要請する。

第3 環境対策

1 アスベスト等の対策

市は、建築物等への被害により有害物質の漏えい及び石綿の飛散が懸念される場合は、「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」（環境省水・大気環境局大気環境課）を参考に、環境モニタリング、解体事業者等への注意喚起等の対策を行う。

また、必要に応じて、アスベスト飛散の危険性について住民等に対し注意喚起等を行う。

2 放射性物質のモニタリング

市は、原子力施設等の被害が発生した場合、定期的に公共施設等で放射性物質のモニタリングを行い公表する。

第4 住宅関係の障害物の除去

市は、住居又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい障害を及ぼしている場合、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づきその除去を行う

1 対象者の選定

対象者は、次の全ての条件に該当する者とする。市は、被災者の申請に基づき、要件を確認し対象者を選定する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 当面の日常生活が営み得ない状態にある者(2) 住家の被害程度が半焼、半壊又は床上浸水と認定された者(3) 自らの資力をもってしては障害物の除去ができない者 |
|---|

2 障害物の除去の実施

市は、市建設安全協議会との協定等に基づき、事業者との請負契約を締結して障害物の除去を行う。

第5 河川・農地・林地関係の障害物の除去

河川・水路、農地、林地に堆積した土砂、竹木等の除去及び処理は、各管理者又は所有者が行うことを基本とする。

ただし、各管理者又は所有者による除去が困難な場合は、市が関係機関と連携して除去及び処理を行う。

なお、作業は、災害対策の重要性から除去の優先順位を定め、市建設安全協議会との協定等に基づき、事業者に要請する。

第11節 住宅等対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 応急危険度判定	住宅班	
第2 住家の被害調査・罹災証明の交付	被災者支援班、被害調査班	
第3 住宅の応急修理	住宅班	
第4 応急仮設住宅の供与	住宅班	

第1 応急危険度判定

1 被災建築物の応急危険度判定

市は、地震により被災した建築物について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、応急危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災建築物危険度判定実施本部を設置し、(一社)山梨県建築士会等に危険度判定士、資機材等の応援を要請する。

市で確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

市は、「被災建築物応急危険度判定マニュアル」(財団法人日本建築防災協会)に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、被災建築物の被害状況を調査し、その結果を「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにて建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者、居住者、通行者等に周知を図る。

2 被災宅地の危険度判定

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、宅地の二次災害を軽減・防止するために危険度判定を実施する。

(1) 判定実施体制の整備

市は、市役所に被災宅地危険度判定実施本部を設置し、被災宅地危険度判定士、資機材を確保する。

市で危険度判定士、資機材の確保が困難な場合は、県に応援を要請する。

(2) 判定調査

市は、「被災宅地の調査・危険度判定マニュアル」(被災宅地危険度判定連絡協議会)に基づき、危険度の判定・表示を行う。

判定士は、宅地の危険度判定を実施し、結果を「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーにて宅地等の見やすい場所に表示し、当該宅地の所有者、通行者等に周知を図る。

(3) 避難対策

市は、降雨等により宅地の変状が拡大するおそれのある場合、危険区域への避難指示、立入禁止等の措置をとる。

第2 住家の被害調査・罹災証明書の交付

1 住家の被害認定調査

市は、住家等の被害状況を把握し、罹災証明書を発行するために、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（内閣府）に基づき、住家の被害認定調査を行う。

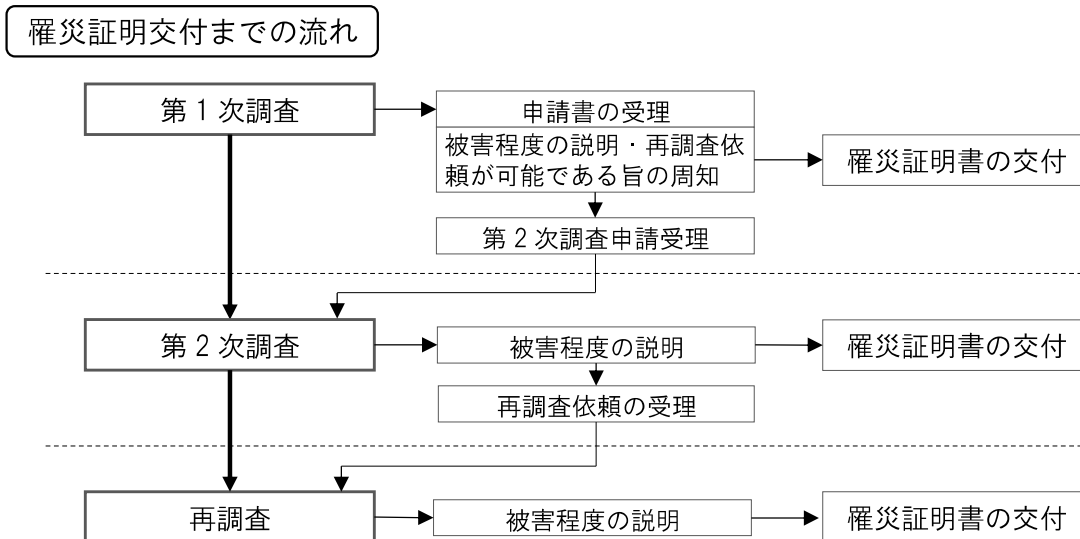
調査員が不足する場合は、県を通じ全国の自治体職員等に応援を要請する。

調査は、「全壊」「大規模半壊」「中規模半壊」「半壊」「準半壊」「準半壊に至らない（一部損壊）」「被害なし」に区分する。

調査区分	内容
第1次調査	外観の損傷状況の目視による把握、建物の傾斜の計測及び住家の主要な構成要素ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
第2次調査	第1次調査を実施した住家の被災者から申請があった場合に実施する。外観目視調査及び内部立入調査により、外観の損傷状況の目視による把握、住家の傾斜の計測、部位ごとの損傷程度等の目視による把握を行う。
再調査	第2次調査実施後、被災者から判定結果に関する再調査の依頼があった場合には、当該被災者の依頼の内容を精査し、再調査が必要と考えられる点について再調査を行う。

2 罹災証明書の交付

市は、被害認定調査の結果をまとめた罹災台帳を作成し、被災者からの申請に基づき罹災証明書を交付する。



3 被災証明書の交付

市は、住家以外の工作物（物置、納屋等）、住家の付帯物（雨樋、カーポート、塀、門扉等）、動産等（商品、設備、自動車等）の被災について、被災者からの届出があった旨を証明する被災証明書を交付する。

第3 住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用された場合、住宅の応急修理を行う。

1 対象者の選定

市は、窓口等で被災者の申請に基づき、次の要件を確認する。対象者は次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 住家が半壊し、又は半焼し、自らの資力では、応急修理をすることができない者（半壊及び準半壊）(2) 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者（大規模半壊） |
|---|

2 応急修理の実施

応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活に欠くことのできない部分とし、費用は、原則として、災害救助法関係通知に基づく実費弁償の限度額以内とする。

市は、建築事業者との請負契約を締結して修理を行う。

第4 応急仮設住宅の供与

県は、災害救助法が適用された場合、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に応急仮設住宅等を供給する。

1 需要の把握

市は、避難者数、住家の被害状況、避難者の意向等を把握し、公営住宅等の空き住戸活用の検討後、借上げ型応急仮設住宅による必要戸数及び建設型応急仮設住宅の必要戸数を県に報告する。

2 公営住宅

市は、市営住宅及び県営住宅の入居可能戸数の確認を行い、空き住戸の利用を検討する。

3 借上げ型応急住宅

市は、公営住宅等の空き住戸のみで必要戸数に満たない場合、県へ借上げ可能な民間賃貸住宅戸数等を確認し、提供する。

4 建設型応急住宅

(1) 用地の確保

市は、災害時において迅速に建設型応急住宅を供給するために、建設用地を確保する。不足する場合は、その他の公用地の選定、私有地を借用して確保する。

(2) 建設

市は、建設用地の現地確認を行い、県と協議の上、建設戸数及び建設地の選定を行う。建設は県が行うが、県から委任があった場合は、市が施工管理等を行う。

建設にあたっては、概ね50戸以上設置した場合は、集会所等に使用できる施設を設置する。

また、介護等事業を利用しやすい構造及び施設を有する施設（福祉仮設住宅）を設置することができる。

第12節 遺体の捜索・処理・埋葬

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 行方不明者の捜索	消防団	
第2 遺体の検視・検案	被災者支援班	北杜警察署
第3 遺体の安置	被災者支援班	
第4 埋葬	被災者支援班	

第1 行方不明者の捜索

市は、家族、自主防災組織、行政区等からの情報等に基づき、行方不明者の情報を把握する。行方不明者の情報は、消防本部、北杜警察署等と共有する。

市は、行方不明者を把握した場合、消防団、消防本部、北杜警察署及び自衛隊に捜索を要請する。

また、住民基本台帳等を活用し、県等と連携して安否情報の収集と精査により、安否不明者名簿の作成と公表を行う。

第2 遺体の検視・検案

1 遺体の搬送

北杜警察署は、現場で発見された遺体を遺体安置所まで搬送する。

2 遺体の検視

北杜警察署は、遺体の検視・調査を行う。

3 遺体の検案

市は、遺体の検案を法医学専門医、警察協力医、救護班等に要請する。

検案は、死亡診断のほか、洗浄・縫合・消毒等の必要な処置及び検案書の作成等とする。検案が終了した遺体は、遺体安置所に安置し、家族等に引き渡す。

第3 遺体の安置

1 遺体安置所の設置

市は、多数の遺体を収容する必要がある場合、公共施設等に遺体安置所を設置する。

なお、遺体安置所は、遺体の検視・検案場所を兼ねるものとする。

2 資機材の確保等

市は、遺体の安置・処理に必要な棺、ドライアイス、ビニールシート等の資機材の提供、納棺等の遺体の扱いについて、葬祭事業者等に要請する。

3 身元確認

市は、北杜警察署、県歯科医師会等の協力を得て、遺体の身元確認を行う。

また、遺体安置所等で家族の確認、問い合わせに対応する。

第4 埋葬

1 遺体の埋葬

遺体の火葬は、通常の手続きにより家族が行うことを原則とする。

ただし、北の杜聖苑での火葬又は遺体の引き取り後の搬送が困難な場合、市は、県及び周辺の火葬場、搬送手段の確保等の支援を行う。

また、引き取りのない遺体は、市が火葬を行い、遺骨等を保管する。

2 広域火葬の要請

市は、北の杜聖苑で火葬が不可能な場合又は設備が被災した場合、県に広域火葬を要請する。

第13節 応急教育

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 児童・生徒等の安全確保	教育文化班	
第2 社会教育施設の安全確保	教育文化班	
第3 応急教育	教育文化班	
第4 応急保育	要配慮者班	
第5 文化財の応急対策	教育文化班	

第1 児童・生徒等の安全確保

1 地震発生時の対策

学校等は、児童・生徒等の安全、施設等の被害状況等を確認する。施設の被害及び延焼火災が発生した場合は、児童・生徒等の避難誘導及び救護、初期消火、救助等を行う。

市は、学校等からの連絡に基づき状況を把握する。

2 児童・生徒等の引渡し

児童・生徒等は、学校等において保護者へ引渡すことを原則とする。

保護者の不在、帰宅が困難である児童・生徒等は、学校において保護する。

第2 社会教育施設の安全確保

社会教育施設の管理者等は、利用者の安全を確認し、応急手当、避難等を行う。施設は閉館とするが、道路、交通機関等が不通の場合は、施設での滞留を促す。

第3 応急教育

1 応急教育の実施

市教育委員会は、教育を早期に再開するため、施設の点検、応急復旧等の措置を講ずる。また、復旧状況に応じて、授業形態、給食の再開等を弾力的に運用する。

2 教科書・学用品等の給付

市は、災害により教科書・学用品等を喪失又は毀損し、就学上支障をきたしている児童・生徒に対して、学用品等を給付する。

3 避難所との共存

学校は教育の場としての機能と、避難所としての機能を有する。

そのため、市は、避難所となっている学校で授業を再開する場合、使用施設について学校長と調整する。

第4 応急保育

市は、災害に関する理由により、緊急に保育が必要な場合は、保育措置の手続きを省き、一時的保育を行うよう各保育所等に要請する。

第5 文化財の応急対策

市は、指定・登録文化財について、文化財所有者等から被害情報を収集し、県に報告する。
市資料館については、施設及び収蔵品の被害状況を確認する。
また、被害の程度により必要な応急措置を講じて本格的な復旧に備える。

第14節 生活関連施設の応急対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 上水道施設応急対策	給水班	
第2 下水道施設応急対策	給水班	
第3 電力事業施設応急対策		東京電力 PG
第4 電気通信事業施設応急対策		NTT 東日本、NTT ドコモ
第5 液化石油ガス施設応急対策		県 LP ガス協会、液化石油ガス事業者
第6 鉄道施設応急対策		JR 東日本

第1 上水道施設応急対策

市は、応急給水用飲料水の確保とともに、簡易水道施設の早期応急復旧に努める。

1 要員の確保

あらかじめ定める地震災害対策計画に基づき、応急復旧要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施について、市指定給水装置工事事業者へ協力を要請する。

3 被害状況調査及び復旧計画の策定

被害状況調査を速やかに実施し、給水支障の全容を把握するとともに、送配水システムを考慮した復旧計画を定める。

4 送配水管等の復旧

送配水管の復旧は、水源から浄水場及び配水池に至る幹線を優先し、次いで主要な配水管当を順次復旧する。

5 仮設配水管の設置

仮設配水管は、応急復旧を迅速に行うため状況により設置し、また必要に応じて消火栓を設ける。

6 広報

給水を停止するとき、又は断水のおそれが生じたときは、住民及び消防本部等に対して影響する区域の情報を広報する。

また、復旧の時期についても、広報する。

第2 下水道施設応急対策

市は、下水道施設の点検を実施し、下水道施設の早期復旧に努める。

1 要員の確保

あらかじめ定める地震災害対策計画に基づき、応急処置要員の確保を図る。

2 工事業者等への協力要請

応急処置に必要な資機材の調達、工事の実施について、市下水道排水設備指定工事店へ協力を要請する。

3 応急処置計画の策定

管路施設、ポンプ場及び処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として応急処置計画を策定する。

- (1) 応急処置の緊急度及び工法
- (2) 処置資材及び作業員の確保
- (3) 設計及び監督技術者の確保
- (4) 復旧財源の措置
- (5) 非常電源（可搬式発電機）の確保

4 広報

施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。

第3 電力事業施設応急対策

東京電力PGは、速やかに被災状況の把握、電力供給の維持及び停電の解消等を図る。

なお、災害時においても原則として送電を継続するが、災害の拡大にともない円滑な防災活動のため、警察・消防機関から送電停止の要請があった場合には、適切な危険防止措置を講じる。

第4 電気通信事業施設応急対策

NTT東日本及びNTTドコモは、災害が発生したときは、速やかに被災状況、疎通状況等の情報を収集し、通信の途絶の解消及び重要通信を確保するとともに、被災施設の早期応急復旧を図る。

なお、災害時には次の応急対策を行う。

- | | |
|-------------------|--------------|
| (1) 被災地特設公衆電話の設置 | (2) 携帯電話の貸出し |
| (3) 災害用伝言ダイヤル等の提供 | |

第5 液化石油ガス施設応急対策

液化石油ガス事業者は、県LPガス協会が定める災害対策マニュアルに基づいた連絡体制を確立するとともに、被災状況の調査、点検を実施する。

消費先の被災状況に応じて復旧資機材の調達、要員の確保等、復旧体制を確立する。

また、関係機関の要請に応じて避難所等に必要なガスの供給を確保する

第6 鉄道施設応急対策

JR東日本は、列車抑止、運転規制とともに、旅客避難誘導及び被害状況の調査、鉄道施設の点検を実施し、被害状況の把握と早期応急復旧を図る。

第15節 被災者の生活支援

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 被災者生活再建支援	被災者支援班	
第2 災害弔慰金等の支給	被災者支援班	市社会福祉協議会
第3 中小企業等への支援	農林班、物資班	金融機関
第4 被災者相談	被災者支援班、支所班	
第5 被災者台帳の作成	被害調査班	

第1 被災者生活再建支援

1 被災者生活再建支援金の支給

市及び県は、被災者生活再建支援法（平成10年法律第66号）に基づき、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給する。

2 山梨県小災害内規による給与

県は、災害救助法の適用を受けるほどでない一定基準以上の災害について、生活必需品の給与及び見舞金等の支給を行う。

また、山梨県小災害内規を適用した市町村の区域外の被災者に対して、必要な場合は、当該内規により見舞金等を支給する。

第2 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金・災害見舞金の支給

市は、災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金を、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた住民に対し、災害障害見舞金を支給する。

2 災害援護資金等

市は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法が適用された災害において災害援護資金を貸し付ける。

市社会福祉協議会は、同法の適用に至らない小災害時には、低所得者層を対象に生活福祉資金を貸し付ける。

3 義援金の募集・受付・配分

義援金の募集等は、県、市町村、日赤山梨県支部、共同募金会、報道機関その他で協議会を構成し、被害の程度等に応じて方法等を協議し行う。

市は、その方法に応じて、募集、受付及び配分を行う。

4 租税等の徴収猶予

市、県及び国は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、租税等の納税期限の延長、徴収猶予、減免等、適時、適切な措置を実施する。

第3 中小企業等への支援

1 中小企業融資対策

日本政策金融公庫等の機関は、法令に基づき中小企業者に融資等を行う。
市は、当該制度について広報する。

2 農業災害関係融資対策

農業協同組合、融資機関等は、法令、制度等に基づき、山梨県農業災害対策資金、天災資金の融資等を行う。
市は、当該制度について広報する。

第4 被災者相談

1 安否情報の提供

市は、被災者の安否情報について、家族、親族等から照会があった場合は、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

なお、被災者の中に配偶者からの暴力等を受け、加害者から追跡されて危害を受けるおそれのある者等が含まれる場合は、その個人情報の管理を徹底する。

2 住民相談

市は、市役所、支所等に災害相談窓口を設置し、被災者支援についての相談、申請受付等、各種相談を行う。
また、必要に応じて、災害相談窓口をその他の公共施設等に設置する。

第5 被災者台帳の作成

1 被災者台帳の作成

市は、被災者の援護の基礎となる被災者台帳を作成する。被災者台帳に記載する内容は、次のとおりである。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">(1) 氏名(2) 生年月日(3) 性別(4) 住所又は居所(5) 住家の被害その他市が定める種類の被害の状況(6) 援護の実施の状況(7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由(8) 電話番号その他の連絡先(9) 世帯の構成(10) 罹災証明の交付の状況(11) 台帳情報を市以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先(12) 台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時 |
|---|

第3章 災害応急対策計画
第15節 被災者の生活支援

- (13) 被災者台帳の作成にあたって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を利用する場合には、被災者に係る個人番号（マイナンバー）
- (14) その他被災者の援護の実施に関し市長が必要と認める事項

2 被災者情報の提供

市は、次のいずれかに該当すると認めるときは、台帳情報を利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 市が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

第16節 災害ボランティア活動

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害ボランティアの受入れ	要配慮者班	市社会福祉協議会
第2 災害ボランティア活動	要配慮者班	市社会福祉協議会

第1 災害ボランティアの受入れ

1 災害ボランティアセンターの設置

市社会福祉協議会は、市と連携して災害ボランティアセンターを設置する。
また、被災地に近い支所等の公共施設にボランティア活動の拠点を設置する。

2 災害ボランティアセンターの運営

市社会福祉協議会は、次のとおり災害ボランティアセンターの運営を行う。
運営にあたっては、ボランティア活動の自主性を尊重し、活動方針及び運営については、災害ボランティアセンター自らが決定し行う自主運営を基本とする。

- | | |
|--------------------|--------------------|
| (1) 災害ボランティアの募集、受付 | (2) ボランティアニーズの把握 |
| (3) 活動のコーディネート | (4) 資機材の確保、活動資金の調達 |
| (5) 災害ボランティア支援 等 | |

第2 災害ボランティア活動

1 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動は、次のとおりである。

- | | |
|--------------------|--------------|
| (1) 被災地の清掃 | (2) 避難所の運営補助 |
| (3) 要配慮者等の被災者の支援 等 | |

2 市と災害ボランティアセンターとの連携

市は、市社会福祉協議会、災害ボランティアコーディネーター等と定期的に協議を行い、被災者ニーズの把握、ボランティア活動の調整、ボランティアへの必要な支援を行う。

また、被災地入りしているNPO等のボランティア等と、情報を共有する場を設置し、被災者のニーズ及び支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。

3 専門ボランティアとの連携

市は、建築、医療、福祉等の専門性を有する災害ボランティアに対しては、関係する各部班との連携をとり、一体となって活動するよう要請する。

第17節 災害救助法の適用

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 災害救助法の適用	総括班	
第2 救助の実施	全班	

第1 災害救助法の適用

災害救助法は、災害の応急期における応急救助業務に対応する主要な法律である。本法律が適用された場合、救助（被災者対策）の主体は県となり、市は、県の補助及び事務委託を受けた救助の主体となる。

また、費用は県及び国の負担となる。

1 適用基準

市の災害救助法の適用基準は、次のとおりである。

- (1) 市内で住家が滅失した世帯数が60世帯以上に達したとき。
- (2) 被害が広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が1,000世帯以上に達した場合で、市内の滅失世帯数が30世帯以上に達したとき。
- (3) 被害が県内全域に及ぶ大災害で滅失世帯数が5,000世帯以上に達したとき。
- (4) 災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情^{※1}がある場合であって、多数の住家が滅失したとき。
- (5) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準^{※2}に該当したとき。

※1 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

※2 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

2 適用手続き

市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対しその旨を要請する。

第2 救助の実施

1 救助の実施機関

災害救助法に基づく救助は、知事が行う。

ただし、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととする。

この場合、知事は事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知する。

2 救助の種類

災害救助法による救助は、次のとおりである。

- (1) 避難所及び応急仮設住宅の供与
- (2) 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 被災者の救出
- (6) 被災した住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の捜索及び処理
- (11) 障害物の除去

なお、災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、山梨県災害救助法施行細則の定めによる。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則

第1 推進計画の目的

1 計画の目的

南海トラフ地震防災対策推進計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（本章において、以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、市における地震防災対策の推進を図ることを目的に定めるものである。

2 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

南海トラフ地震は、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までに至るプレート境界を震源とする大規模な地震である。

市は、法第3条第1項の規定により、内閣総理大臣によって南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

なお、東海地震については、南海トラフ地震の一つに位置付けられる。



〈南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている市町村及び
南海トラフ巨大地震の想定震源域〉

※南海トラフ地震防災対策推進地域：南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域

第2 基本方針

南海トラフ地震により想定される震度は震度6弱程度となっており、「釜無川断層地震」及び「糸魚川—静岡構造線地震」と同じ程度の揺れである。

そのため、南海トラフ地震に対する災害予防計画及び地震発生後の災害応急対策計画は、第2章～第3章に準拠して対応することを基本とする。

本章には、南海トラフ地震臨時情報が発表されてから、大規模地震が発生するまで（又は収束するまで）の避難対策を定めるものとする。

第3 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1章第1節「防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱」を準用する。

第2節 南海トラフ地震に関する情報

第1 南海トラフ沿いで観測される異常な現象

南海トラフ沿いで観測され得る大規模地震については、確度の高い地震の予測は困難であるものの、観測され得る異常な現象のうち、観測される可能性が高く、かつ大規模地震につながる可能性があるものとして、防災対応の検討が必要となる3ケースが想定されている。

1 半割れ（大規模地震）／被害甚大ケース（半割れケース）

南海トラフ地震の想定震源域内の領域で大規模地震が発生し、残りの領域で大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（以下「M」）8以上の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

2 一部割れ（前震可能性地震）／被害限定ケース（一部割れケース）

南海トラフ沿いで、大規模地震に比べて一回り小さい、M7クラスの地震が発生した場合

また、南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界においてM7以上M8未満の地震が発生した場合、大規模地震発生の可能性が相対的に高まったと評価される。

なお、想定震源域のプレート境界以外、想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲で発生したM7以上の地震についても、「一部割れケース」として取り扱われる。

3 ゆっくりすべり／被害なしケース（ゆっくりすべりケース）

短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合

第2 南海トラフ地震に関連する情報

1 南海トラフ地震関連情報

気象庁は、南海トラフ地震に関連する情報として、「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。情報の種類及び発表条件は、次のとおりである。

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

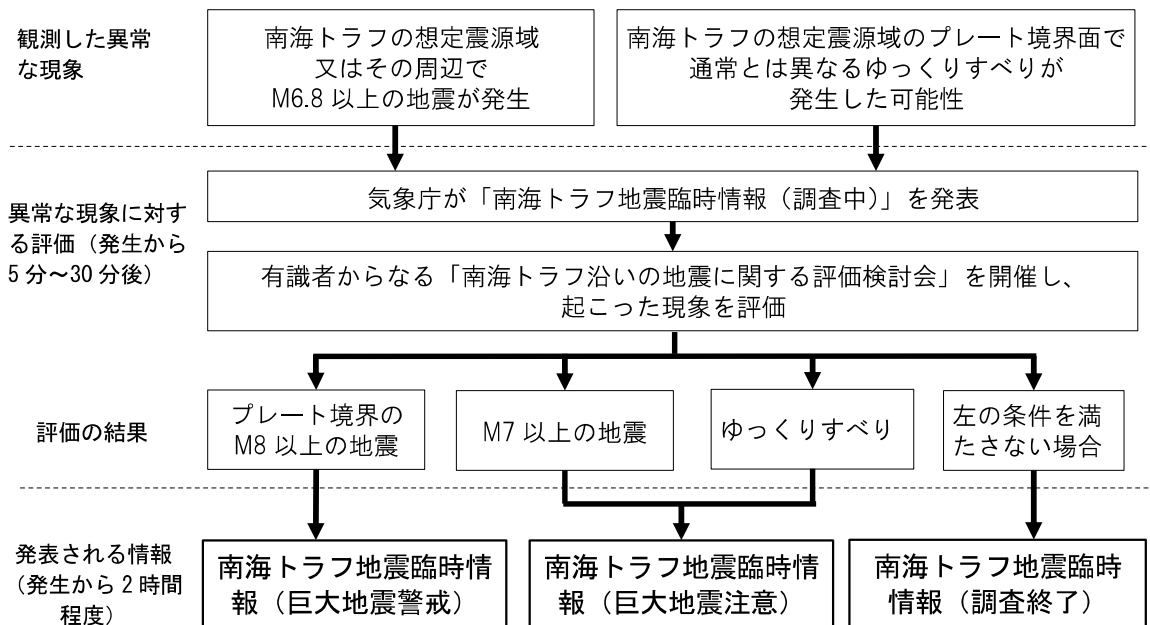
2 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震臨時情報には、次のキーワードが付記される。

キーワード	内容
調査中	次のいずれかにより、臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 <ul style="list-style-type: none"> ・監視領域内でマグニチュード6.8以上の地震が発生 ・1か所以上のひずみ計での有意な変化と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合等、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ・その他想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） 想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	巨大地震警戒及び巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

第3 情報発表の流れ

異常な現象を観測したときから情報発表までの流れは、次のとおりである。
市は、この情報の流れに対応して対策を実施する。



第3節 関係者との連携協力の確保

市で対応が困難な場合は、県、関係機関等の応援、協定を締結している事業者等、自衛隊の災害派遣、災害ボランティア団体等と連携して対策を行う。

詳細については、第3章第3節「広域応援体制」及び第15節「災害ボランティア活動」を準用する。

第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

第1 避難の基本方針

気象庁は、南海トラフにおいて異常な現象を観測した場合等において「南海トラフ地震に関連する情報」を発表し、国は、地方公共団体に対して防災対応について指示及び呼び掛けを行い、国民に対してその旨を周知する。

市は、この情報を基に、避難対策を行うものとする。

なお、避難対策については、国の「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」に準拠する。

第2 避難対策

1 市の体制

市の体制は、次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。
警戒配備をしき、地震に関する情報を収集する。
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表されたとき。
第二配備をしき、災害対策本部を設置する。

2 巨大地震警戒対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、次の対応をとる。

- (1) 住民の自主避難に備え、避難場所（避難所）を開放する。
- (2) 住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。
なお、避難は、概ね1週間程度継続し、続けて巨大地震注意対応に移行する。

3 巨大地震注意対応

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合、次の対応をとる。

- (1) 住民に地震への備えの確認を呼び掛ける。

第4章 南海トラフ地震防災対策推進計画
 第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等

異常現象の 評価	プレート境界の M8 以上の地震（半割れケース）	M7 以上の地震（一部割れケース）	ゆっくりすべり
発表情報	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
(最短) 2 時間程度 ～ 1 週間	【巨大地震警戒対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等 ・揺れが心配な住民は自主避難	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等
1 週間後 ～ 2 週間	【巨大地震注意対応】 ・日頃からの地震への備えを再確認する等	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。
すべりが収まったと評価されるまで	・大規模地震発生の可能性がなくなったわけではないことに留意しつつ、地震の発生に注意しながら通常の生活を行う。		
大規模地震発生まで			

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

第2章第3節「災害に強いまちづくり」及び第4節「防災施設等の整備」を準用する。

第6節 防災訓練計画

第2章第1節「地域防災力の向上」を準用する。

第7節 防災教育・知識の普及・啓発

第2章第2節「防災知識の普及・啓発」を準用する。

第5章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧

第1 計画の方針

災害復旧は、災害発生後、被災した施設の原形復旧に併せ、再度災害の発生を防止するため、必要な施設の新設、改良等、将来の災害に備える観点から、災害応急対策に基づく応急復旧作業終了後、被害の程度を十分検討して事業計画を策定し行う。

なお、大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となるため、可及的速やかに実施するために復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2 災害復旧事業

市が行う災害復旧事業は、概ね次のとおりである。

1 公共土木施設災害復旧事業計画

- (1) 河川災害復旧事業計画
- (2) 砂防設備災害復旧事業計画
- (3) 道路、橋りょう災害復旧事業計画
- (4) 下水道災害復旧事業計画
- (5) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画

2 農林水産業施設災害復旧事業計画

- (1) 農地、農業用施設災害復旧事業計画
- (2) 林業用施設災害復旧事業計画
- (3) 漁業用施設災害復旧事業計画
- (4) 共同利用施設災害復旧事業計画

3 中小企業施設災害復旧事業計画

4 都市災害復旧事業計画

5 上水道等災害復旧事業計画

6 住宅災害復旧事業計画

7 社会福祉施設災害復旧事業計画

8 公立医療施設・病院等災害復旧事業計画

9 学校教育施設災害復旧事業計画

10 社会教育施設災害復旧事業計画

11 その他災害復旧事業計画

第2節 激甚災害の指定に関する計画

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し実情を把握して早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるよう努める。

知事は、市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について関係各部に必要な調査を行わせる。

市は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。

【風水害等編】

風水害等編 目次

第1章 風水害等編の概要	1
第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱	1
第2節 北杜市の概況	10
第3節 災害の想定	11
第2章 災害予防計画	14
第1節 地域防災力の向上	14
第2節 防災知識の普及・啓発	14
第3節 防災施設等の整備	14
第4節 火災予防対策	14
第5節 風水害等予防対策	15
第6節 雪害予防対策	17
第7節 特殊災害予防対策	18
第8節 応急活動体制の整備	20
第9節 要配慮者対策	20
第3章 災害応急対策計画	21
第1節 応急活動体制	21
第2節 情報の収集伝達・広報	24
第3節 広域応援体制	29
第4節 消火・救助活動	29
第5節 交通輸送	29
第6節 災害警備	29
第7節 避難対策	30
第8節 医療対策	33
第9節 食料・飲料水等の供給	33
第10節 災害廃棄物処理	33
第11節 住宅等対策	33
第12節 遺体の捜索・処理・埋葬	33
第13節 応急教育	33
第14節 生活関連施設の応急対策	33
第15節 被災者の生活支援	34
第16節 災害ボランティア活動	34
第17節 事故災害対策	35
第18節 雪害対策	39
第19節 火山災害対策	41
第20節 原子力災害対策	44
第21節 災害救助法の適用	47
第4章 災害復旧・復興対策計画	48
第1節 災害復旧	48
第2節 激甚災害の指定に関する計画	48
第5章 水防計画	49
第1節 総則	49

第2節	水防組織	51
第3節	重要水防箇所	52
第4節	予報及び警報	53
第5節	水防活動	58
第6節	水防信号	62
第7節	協力応援	63
第8節	費用負担と公用負担	65
第9節	水防報告	67
第10節	水防訓練	70
第11節	浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置	71

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

第1 防災関係機関の役割

1 北杜市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

2 山梨県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の公共的団体等の協力を得て防災活動を実施する。

また、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定行政機関及び他の指定地方行政機関と連携して防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

その業務の公共性にかんがみ、自ら防災活動を実施する。

また、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、市及び県その他防災関係機関の防災活動に協力する。

※指定行政機関：国の行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方行政機関：指定行政機関の地方支分部局その他国の地方行政機関で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定公共機関：NTT 東日本等の公共的機関及び電気、ガス等の公益的事業を営む法人で内閣総理大臣の指定するもの。

※指定地方公共機関：土地改良区等の公共的施設の管理者及び県の地域において、電気、ガス等の公益的事業を営む法人で知事の指定するもの。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 北杜市

(1) 災害予防

ア 防災組織の整備

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- イ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- ウ 防災訓練の実施
- エ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- オ 防災に関する施設及び設備の整備、点検
- カ 過去の災害に係る情報の収集、整理等
- キ 減災力の強いまちづくりの推進
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示等の発令
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生を防ぎよ及び拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

2 峡北広域行政事務組合消防本部

- ア 消防力の整備
- イ 防災教育訓練
- ウ 災害の予防、警戒及び防ぎよ
- エ 災害時の避難、救助及び救急
- オ 消防団との連絡調整
- カ その他災害対策

3 山梨県

(1) 災害予防

- ア 防災組織の整備
- イ 市町村及び防災関係機関の防災事務又は業務の実施についての総合調整
- ウ 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援
- エ 防災訓練の実施
- オ 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備及び点検
- カ 防災に関する施設及び設備の整備及び点検
- キ 過去の災害に係る情報の収集及び整理等
- ク 前各号のほか、災害応急対策の実施に支障となる状態等の改善

(2) 災害応急対策

- ア 災害に関する情報の収集、伝達及び広報
- イ 警報の発令及び伝達、避難指示、市町村が避難指示等を行う際において必要な助言の実施
- ウ 消防、水防その他の応急措置
- エ 被災者の救出、救助その他の保護
- オ 被災者等からの相談窓口の設置
- カ 応急教育の実施
- キ 被災施設及び設備の応急復旧
- ク 清掃、防疫その他の保健衛生活動
- ケ 犯罪の予防、交通規制その他の社会秩序維持の措置
- コ 緊急輸送の確保
- サ 広域一時滞在に関する協定の締結
- シ 前各号のほか、災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

(3) 災害復旧

- ア 被災した施設等の原形復旧
- イ 災害の再発防止
- ウ 前各号のほか、将来の災害に備える措置

4 指定地方行政機関

(1) 関東財務局（甲府財務事務所）

ア 立会関係

各災害復旧事業費の査定立合（公共土木施設災害復旧事業費、農林水産業施設災害復旧事業費、公立学校施設災害復旧事業費、公営住宅災害復旧事業費、災害等廃棄物処理事業費、廃棄物処理施設災害復旧事業）

イ 融資関係

- (ア) 地方公共団体に対する災害復旧事業債の貸付
- (イ) 地方公共団体に対する短期資金の貸付

ウ 日本銀行甲府支店との協議等に基づく金融上の措置

- (ア) 預貯金等の払戻し等の特例措置
- (イ) 手形交換の特別措置
- (ウ) 休日営業の特例措置
- (エ) 融資の迅速化及び簡素化の特例措置
- (オ) 生命保険料及び損害保険料払込みの猶予措置
- (カ) 保険料支払いの迅速化措置

エ 国有財産関係

- (ア) 地方公共団体が応急措置の用に供する場合における普通財産の無償貸与
- (イ) 地方公共団体において、小学校・中学校・特別支援学校の施設で、災害による著しい被害がある場合における普通財産の無償貸与
- (ウ) 災害その他の緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設としてその用に供する場合における所管する行政財産の使用許可

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

(2) 関東農政局（山梨支局）

ア 災害予防

(ア) ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導

(イ) 防災ダム、ため池、湖岸堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地浸食防止等の施設の整備

イ 災害応急対策

(ア) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告

(イ) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保

(ウ) 災害時における生鮮食料品等の供給

(エ) 災害時における農産物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除

(オ) 土地改良機械の緊急貸出し及び技術者の把握と動員

(カ) 応急用食料の調達・供給対策

ウ 災害復旧

(ア) 査定の手やかな実施と必要な場合の緊急査定の実施

(イ) 災害による被害農林漁業者に対する資金の融通

(3) 関東森林管理局（山梨森林管理事務所）

ア 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）の維持・造成

イ 民有林直轄治山事業の実施

ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給

(4) 関東経済産業局

ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保

イ 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保

ウ 被災中小企業の振興

(5) 関東東北産業保安監督部

ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保

イ 鉱山に関する災害防止及び災害時の応急対策

(6) 東京管区気象台（甲府地方気象台）

ア 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。

イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。

ウ 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努める。

エ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。

オ 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。

(7) 関東総合通信局

ア 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営

イ 災害対策用移動通信機器及び災害対策用移動電源車等の貸出し

ウ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施

エ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

(8) 山梨労働局

ア 工場、事業場における爆発、火災及び有毒ガスによる中毒を防止するための監督指導及び特殊設備の安全確保のための検査

- イ 事業場内労働者の二次災害の防止
- ウ 被災事業場に対する労働保険料の徴収猶予
- (9) 国土交通省関東地方整備局（甲府河川国道事務所、富士川砂防事務所）
 - 管轄する河川、道路について計画、工事及び監理を行うほか、災害対策について下記の事項を行う。
 - ア 防災対策の基本方針等の策定
 - イ 災害予防
 - (ア) 災害対策の推進
 - (イ) 危機管理体制の整備
 - (ウ) 災害、防災に関する研究、観測等の推進
 - (エ) 防災教育等の実施
 - (オ) 防災訓練
 - (カ) 再発防止対策の実施
 - ウ 災害応急対策
 - (ア) 災害発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保
 - (イ) 活動体制の確立
 - (ウ) 政府本部への対応等
 - (エ) 災害発生直後の施設の緊急点検
 - (オ) 災害対策用資機材、復旧資機材等の確保
 - (カ) 災害発生時における応急工事等の実施
 - (キ) 災害発生時における交通の確保等
 - (ク) 緊急輸送
 - (ケ) 代替輸送
 - (コ) 二次災害の防止対策
 - (サ) ライフライン施設の応急復旧
 - (シ) 地方自治体等への支援
 - (ス) 被災者・被災事業者に対する措置
 - (セ) 災害発生時における広報
 - (ソ) 自発的支援への対応
 - (タ) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
 - エ 災害復旧・復興
 - (ア) 災害復旧・復興の基本方針
 - (イ) 災害復興の実施
 - (ウ) 復旧・復興資機材の安定的な確保
 - (エ) 都市の復興
 - (オ) 借地借家制度等の特例の適用
 - (カ) 被災者の居住の安定確保に対する支援
 - (キ) 被災事業者等に対する支援措置
 - (ク) 緊急を要すると認められる場合、適切な緊急対応の実施
- (10) 関東地方環境事務所
 - ア 有害物資等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
 - イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
 - ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

5 自衛隊（陸上自衛隊第一特科隊）

- (1) 平素における準備
 - ア 防災関係資料の整備
 - イ 関係機関との連絡・調整
 - ウ 災害派遣計画の作成
 - エ 防災に関する教育訓練
 - オ その他
 - (ア) 防災関係資機材の点検・整備
 - (イ) 隊員の非常参集態勢の整備
- (2) 災害派遣の準備
 - ア 災害派遣初動の準備
 - イ 災害等情報の収集
 - ウ 通信の確保
 - エ 要請等の確認及び派遣要領の決定
- (3) 災害派遣の実施
 - 要請又は被災の状況に応ずる部隊の派遣
- (4) 撤収及び撤収後の措置

6 指定公共機関

- (1) 東日本旅客鉄道株式会社
 - ア 災害による不通の場合の列車の迂回運転
 - イ 台風、大雨、豪雨豪雪時における列車運転の混乱防止のための運転規制（安全輸送の確保）
 - ウ 災害警備発令基準に基づく警戒
 - エ 災害発生のおそれのある河川の水位観測
 - オ 応急資材の確保及び重機械類の民間借上げ
 - カ 災害時における不通区間の代行又は振替え輸送
 - キ 生鮮食料品及び生活必需物資の輸送確保
- (2) 東日本電信電話株式会社（山梨支店）、株式会社NTTドコモ（山梨支店）
 - ア 平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強く信頼性の高い通信設備を構築する。
 - イ 電気通信システムの一部の被災が他に重要な影響を及ぼさないよう信頼性の向上を図る。
 - ウ 災害時に重要通信を疎通させるための手段を確保する。
 - エ 災害を受けた通信設備をできるだけ早く復旧する。
 - オ 災害復旧及び被災地における情報流通について、お客様、国、地方公共団体、ライフライン事業者及び報道関係機関等と連携を図る。
- (3) 日本赤十字社（山梨県支部）
 - ア 被災者に対する医療、助産、死体の処理その他の救助の実施
 - イ 応援救護班の体制確立とその整備
 - ウ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - エ 赤十字奉仕団（日赤防災ボランティア）による救護活動の連絡調整
 - オ 災害救助等の協力奉仕者の受付及び連絡調整
 - カ 被災者に対する赤十字救援物資の備蓄

- キ 義援金の募集及び配分
- (4) 日本放送協会（甲府放送局）
 - ア 災害対策基本法、気象業務法、日本赤十字社法その他の法令の定める放送又は通信
 - イ 災害対策基本法に定める対策措置
- (5) 中日本高速道路株式会社（八王子支社）
 - ア 管轄する高速道路等の耐震整備
 - イ 災害時の管轄する高速道路等における輸送路の確保
 - ウ 高速道路の早期災害復旧
- (6) 日本通運株式会社（山梨支店）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的に即応しうる体制の整備
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社（山梨総支社）
 - ア 電力供給施設の災害予防措置
 - イ 被災電力供給施設の状況調査とその早期復旧
 - ウ 災害発生時及びその前後における電力供給の確保
- (8) 日本銀行（甲府支店）
 - ア 災害時における金融緊急措置の実施にかかる金融機関への要請
 - イ 金融機関の支払現金準備に関する措置
 - ウ 損傷日本銀行券及び損傷貨幣の引換えのための必要な措置
 - エ 日本銀行代理店、取引銀行との緊密な連絡による国庫事務の円滑な運営
- (9) 日本郵便株式会社（甲府中央郵便局）
 - ア 地方公共団体又は郵便事業株式会社が収集した被災者の避難所開設状況、避難者リスト等の情報の相互提供
 - イ 避難所における臨時の郵便差立箱の設置
 - ウ 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - エ 被災者が差し出す郵便物及び被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - オ 郵便局窓口業務の維持
 - カ 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。）
 - キ 郵便局ネットワークを活用した広報活用
 - ク 株式会社ゆうちょ銀行の非常払い及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

7 指定地方公共機関

- (1) 放送機関（株式会社山梨放送、株式会社テレビ山梨、株式会社エフエム富士）
 - ア 地域住民に対する防災知識の普及と各種予報及び警報の報道
 - イ 地域住民に対する災害発生の情報、対策通報、ニュースの可及的速やかな報道
 - ウ 社会事業団体などによる義援金品の募集、配分への協力
- (2) 輸送機関（山梨交通株式会社、一般社団法人山梨県トラック協会）
 - ア 安全輸送の確保
 - イ 災害対策用物資等の輸送
 - ウ 災害応急活動のための知事の車両借上げ要請に対し、可及的速やかに即応する体制の整備

第1章 風水害等編の概要

第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務大綱

- (3) ガス供給機関（一般社団法人山梨県LPガス協会）
 - ア ガス供給施設の耐震整備
 - イ 被災地に対するガス供給の確保
 - ウ ガス供給施設の被害調査及び復旧
- (4) 医師会（一般社団法人山梨県医師会、一般社団法人北巨摩医師会）
 - ア 被災者に対する救護活動の実施
 - イ 収容施設の調査、医薬品備蓄状況確認及び調達

8 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

- (1) 梨北農業協同組合、峡北森林組合
 - ア 市が行う農林関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 農林産物等の災害応急対策に対する指導
 - ウ 被災農家に対する資金の融資又はそのあっせん
 - エ 農林業生産資材等の確保、あっせん
- (2) 北杜市商工会
 - ア 市が行う商工業関係被害調査、応急対策に対する協力
 - イ 災害時における物価安定についての協力
 - ウ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、あっせん
- (3) 病院等医療施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における収容者の保護及び誘導
 - ウ 災害時における病人等の収容及び保護
 - エ 災害時における被災負傷者の収容及び助産
- (4) 社会福祉施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における入所者の保護及び誘導
- (5) 学校施設の管理者
 - ア 避難施設の整備及び避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急教育対策計画の確立と実施
- (6) 公共施設等の施設管理者
 - ア 避難訓練の実施
 - イ 災害時における応急対策
- (7) 不動産関係団体（公益社団法人山梨県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会山梨県本部、公益社団法人全国賃貸住宅経営者協会連合会）
 - ア 民間賃貸住宅に関する貸し主への協力依頼
 - イ 民間賃貸住宅の情報の提供
 - ウ 民間賃貸住宅の円滑な提供

9 その他の公共的団体

- (1) 社会福祉協議会（山梨県社会福祉協議会、北杜市社会福祉協議会）
 - ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
 - イ ボランティアの登録・受付等及びその受入体制の確保
- (2) 山梨県ボランティア協会

- ア 災害時のボランティア活動に関する連絡調整
- イ ボランティアの登録・受付及びその受入体制の確保
- (3) 協定締結事業者・団体等
市が実施する防災に関する対策への協力

第3 住民、自主防災組織及び事業所の責務

1 市民（自助）

- (1) 自宅の浸水対策
- (2) 最低3日分（推奨1週間分）の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (3) 地域の災害危険箇所、緊急避難場所・避難所、避難経路の確認及び災害の教訓等の把握
- (4) 家族内の連絡体制等の確認
- (5) 自主防災組織への加入、自主防災活動への参加

2 自主防災組織（共助）

- (1) 自主防災組織の体制整備
- (2) 地区防災計画の策定
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練、避難所運営訓練等の実施
- (4) 防災知識の普及・啓発及び地域の危険箇所の周知
- (5) 防災資機材の購入及び点検
- (6) 災害時の情報の収集、初期消火及び救助活動
- (7) 避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
- (8) 避難所の開設及び運営

3 事業所（自助）

- (1) 管理施設及び設備の浸水対策及び安全対策
- (2) 自衛消防隊等の結成
- (3) 避難訓練、初期消火訓練、救出訓練等の実施
- (4) 最低3日分の飲料水、食料及び物資の備蓄
- (5) 従業員への防災知識の普及・啓発及び災害時の行動の周知
- (6) 地域の自主防災活動への参加及び協力
- (7) 事業の継続への取り組み

第2節 北杜市の概況

地震災害編 第1章第2節「北杜市の概況」に準ずる。

第3節 災害の想定

第1 風水害等の履歴

過去に発生した風水害等の履歴は、次のとおりである。

〈市における風水害等の履歴〉

災害発生日	地区	被害状況
明治29. 9. 8	須玉	大雨により江草村において流失戸数7戸、負傷者30名
明治31. 9. 5	須玉	激雨、猛風に襲われ、須玉川が氾濫。堤防決壊、橋梁流失、家屋倒壊
明治31. 9. 6	大泉	宮川沿岸地域の水害による家屋の崩壊流失90戸、死者55人、負傷者50人の被害
明治34. 8. 1	武川	人的被害4人、家屋被害24戸、耕地被害40ha
明治39. 7. 15	須玉	降雨が激しく大出水に至り、増富村、江草村、津金村において山崩れにより家屋倒壊、大洪水により家屋流出
大正3. 8. 2	武川	人的被害1人、家屋被害6戸、耕地被害50ha
昭和15. 2. 28	須玉	民家から出火し、人家27戸、55棟を焼き山林に飛び火。県下山林火災では最大
昭和18. 9. 5	長坂	流失家屋1戸 死者1人
昭和33. 5. 13		50年ぶりの異常寒波による凍霜害、八ヶ岳、富士山などの農作物に被害、この年、干天続きで田植用水が不足して県下各地で水争い深刻化
昭和34. 8. 14		風水害共に稀にみる大規模な台風7号により被害甚大。前夜から早朝にかけて県下に豪雨、空前の大被害、死者90人
昭和34. 9. 26		台風15号（伊勢湾台風）来襲し、道路や橋梁流失・決壊、山崩れ、堤防決壊、家屋の全壊、半壊多数
昭和36. 6. 25	須玉	梅雨前線が活発化し豪雨に襲われる。流失家屋3戸、床上浸水4戸、床下浸水34戸
昭和36. 6. 28	長坂	床下浸水50戸 道路損壊5箇所 橋梁流失6箇所
昭和36. 9. 16	長坂	家屋半壊6戸 一部破損14戸 道路損壊1箇所 堤防決壊2箇所
昭和38. 1. 21	長坂	家屋全壊2戸 半壊5戸 一部破損5戸
昭和40. 9. 17	須玉	台風24号に伴う集中豪雨により各河川氾濫、堤防護岸決壊。床上浸水家屋23戸、床下浸水家屋86戸
昭和40. 9. 18	長坂	台風24号により、床下浸水13戸、道路破壊6箇所、橋梁流失1箇所
昭和41. 6. 27	須玉	台風4号により道路決壊、橋梁流失、護岸・堤防決壊
昭和41. 6. 28	長坂	台風4号により床下浸水102戸、道路破壊1箇所
昭和57. 8. 1		台風10号及び熱帯低気圧により道路の寸断、橋梁の破損を始め県下全域に被害発生、死者7人。全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57. 8. 12	大泉	台風10号により耕地に被害
昭和57. 9. 11	須玉	台風18号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。
昭和57. 9. 12	大泉	台風18号により道路、河川、耕地等の被害
昭和58. 8. 15		台風5、6号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者2人
昭和58. 8. 16	須玉	台風5号により町内各地に被害が発生、全消防団員が警戒、水防作業にあたる。市民1人が土砂に巻き込まれ死亡
平成3. 9. 18・19		秋雨前線と台風18号の大雨により県下に被害
平成5. 6～9		長雨・低温・寡照により、八ヶ岳・富士山麓標高800m以上の地域の水稻に甚大な冷害、被害額約20億円

第1章 風水害等編の概要
第3節 災害の想定

平成10.1.8～16		8日、12日、15日と続けての降雪により県下に被害 最深積雪 甲府49cm、河口湖89cm
平成14.7.10	須玉	台風6号により「のろしの里ふれあい公園」の流失、下八巻地区町道の崩落、小森川林道崩落など被害額1億8,031万円にのぼる。
平成15.8.8～9		台風10号の大雨により、県東部及び中西部をはじめ県下全域で被害が発生。河川増水による死者1名、重軽傷者4名、家屋一部損壊3棟等被害総額約10億46百万円
平成26.2.8～9		大雪により倒木、農業用施設等に被害。甲府45cm、河口湖66cm
平成26.2.14～15		2週続けての大雪。1人が死亡、住宅、物置、農業用ハウス等の倒壊等甚大な被害により、災害救助法の適用を受ける。須玉町、小淵沢町、白州町、武川町で避難所開設、最大344人が避難。甲府112cm、河口湖112cm
平成29.10.22～23		台風21号の影響により、道路等に被害。復旧額約1億円
平成30.6.28～7.8		平成30年7月豪雨。7.4～6の大雨により市道等に被害
平成30.9.4～5		台風21号により道路、耕地に被害。復旧額約4億4千万円
平成30.9.30～10.1		台風24号により、道路、橋、耕地等554箇所、復旧額約10億8千万円
令和1.10.10～13		令和元年東日本台風（台風19号） 大泉144mm、瑞牆山246mm、小森川220mm、甲川147mm、白州小248mm、大平546mm、日向山396mm、新奥236mm ※11日～13日の総雨量 避難勧告発令（市内全域20,994世帯、46,229人） 大雨特別警報発令 特定非常災害特別措置法に基づく「特定非常災害」に指定 避難所12施設、482世帯、1,048人

第2 被害想定

1 風水害

河川の氾濫については、県の調査により、釜無川及び塩川の浸水想定区域が公表されている。この浸水想定区域を浸水被害の前提とする。

一方、土砂災害については、県の調査により土砂災害警戒区域等（急傾斜の崩壊、土石流、地すべり）が指定されている。この指定箇所での土砂災害の発生を計画の前提とする。

なお、市は、これらの区域、避難場所等を示した北杜市ハザードマップを作成し、公表している。

〈土砂災害警戒区域等の指定状況〉

自然現象の種類	土砂警戒区域区域	うち特別警戒区域
急傾斜の崩壊	238 箇所	229 箇所
土石流	183 箇所	137 箇所
地すべり	3 か所	0 箇所
合計	424 箇所	366 箇所

令和3年9月27日現在

2 雪害

平成26年2月に発生した大雪と同程度の雪害を前提とする。

3 火山災害

富士山及び近傍の火山噴火による降灰等を対象とする。

4 事故災害

原子力発電所での事故、危険物施設での爆発・炎上等、多数の被害者の発生する交通事故等を対象とする。

第2章 災害予防計画

第1節 地域防災力の向上

地震災害編 第2章第1節「地域防災力の向上」を準用する。

第2節 防災知識の普及・啓発

地震災害編 第2章第2節「防災知識の普及・啓発」を準用する。

第3節 防災施設等の整備

地震災害編 第2章第4節「防災施設等の整備」を準用する。

第4節 火災予防対策

地震災害編 第2章第5節「火災の予防対策」を準用する。

第5節 風水害等予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 山地災害対策		県（中北林務環境事務所）
第2 土砂災害対策	総務部、建設部	
第3 河川災害対策	建設部	
第4 農業災害対策	産業観光部	
第5 林業災害対策	産業観光部	県（中北林務環境事務所）
第6 孤立対策	総務部	

第1 山地災害対策

1 保安林の整備

県は、水源の涵養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、保安林を指定する。

なお、保安林内において、立木の伐採、土地の形質の変更等の行為等については、許可又は届出を行うこととなっている。

2 治山事業等の実施

県は、山腹崩壊、土石流、地すべり等の山地災害が発生するおそれのある山腹面及び溪流を調査し、山地災害危険地区に指定しており、この情報を基に、山地治山事業、地すべり防止事業等を実施する。

また、市、関係機関、地域住民等の協力を得て、危険箇所の周知、山地防災パトロール等、山地災害による被害を未然に防止するための「山地災害防止キャンペーン」を実施する。

第2 土砂災害対策

地震災害編 第2章第3節第5「土砂災害対策」に準ずる。

第3 河川災害対策

市は、浸水被害を防止するため、管理する中小河川及び水路の改修工事を行う。

また、県に対し県管理河川の改修事業の推進を要請する。

第4 農業災害対策

1 農業施設対策

市は、平時から地域、土地改良区等と協力し、施設の機能確認を行い農業施設の適切な維持管理を図るとともに、大雨時に関係機関・団体等と連携した対応がとれるよう体制を構築する。

なお、ため池については、地震災害編 第2章第3節第3「ため池等の整備」を準用する。

2 農作物対策

農業関係団体は、「山梨県農業災害対策要領」に基づき農作物の災害予防を指導する。

第2章 災害予防計画

第5節 風水害等予防対策

特に、凍霜害については、あらかじめ警戒期間（概ね3月下旬～5月下旬）を設け、別途予防対策要領等を定め、災害防止に努める。

また、台風による風水害に対しては、時期別・作物別の技術的な指導を行う。

第5 林業災害対策

1 林業対策

県及び市は、林道及び治山施設の災害を防止するため、林道及び治山施設を調査し、補強等の適正措置をとる。

2 林地保全

県及び市は、林地に順応した適正な森林整備を行い、災害の未然防止を図る。

第6 孤立対策

市は、風水害による道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、住民に対し家庭内備蓄を行うよう啓発する。

第6節 雪害予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 雪害予防体制の整備	総務部、建設部	
第2 公共施設等の備え	企画部	
第3 孤立対策	総務部	
第4 農業対策	産業観光部	

第1 雪害予防体制の整備

市は、雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制及び情報連絡体制の整備を図る。
また、あらかじめ除雪を優先する道路を選定するとともに、迅速に除雪ができるよう事業者等との協力体制を構築する。

第2 公共施設等の備え

市は、降雪に備え、公共施設に除雪資機材、凍結防止剤等を備蓄する。

第3 孤立対策

市は、積雪による道路の通行不能、ライフラインの途絶等により、地域が孤立する場合に備え、住民に対し家庭内備蓄を行うよう啓発する。

第4 農業対策

県は、降雪時における技術的な対策を「農業用ハウスと果樹棚の雪害防止対策指針（大雪に対する技術対策資料）」にまとめている。

市は、農家に対し、当該指針を参考に農業用ハウスの再建、補強等について周知する。

第7節 特殊災害予防対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策	総務部	消防本部、関東東北産業保安監督部、県
第2 ガス施設の災害予防対策	総務部	液化石油ガス事業者

第1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市、消防本部及び防災関係機関は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏洩等による災害の発生を未然に防止するため、相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

関東東北産業保安監督部、県、市及び防災関係機関は、災害の未然防止のため、事業者に対し関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の対策を実施し保安思想の啓発を行う。

- | | |
|--------------------|----------------|
| (1) 各種の講習会及び研修会の開催 | (2) 災害予防週間等の設定 |
| (3) 防災訓練の徹底 | |

2 規制及び指導の実施

関東東北産業保安監督部、県、市及び消防本部は、施設の維持及び技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、事業者に対し、次の規制及び指導を行う。

- | |
|-----------------------------|
| (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施 |
| (2) 関係行政機関との緊密な連携 |
| (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進 |

3 自主保安体制の充実

各事業所は、次の自主的な保安体制の充実に取り組む。

- | |
|----------------------------|
| (1) 取扱責任者の選任 |
| (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄 |
| (3) 自衛消防組織の整備 |
| (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進 |

4 消防体制の整備

市及び消防本部は、消防職員及び消防団員の確保と資質の向上を図る。
また、資機材等の整備に努める。

第2 ガス施設の災害予防対策

1 コミュニティーガスの措置

液化石油ガス事業者は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施する。

- (1) ガス施設について、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程に定める検査又は点検基準に基づく保安点検の実施
- (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
- (3) ボンベ収納庫の耐震化の促進及びボンベの転倒防止措置の強化
- (4) ガス利用者に対して災害時の知識普及
- (5) 防災に係る訓練の実施

2 市の措置

市は、県及び液化石油ガス事業者と協力して、次の対策を実施する。

- (1) 災害予防の知識の啓発
- (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及

第8節 応急活動体制の整備

地震災害編 第2章第7節「応急活動体制の整備」を準用する。

第9節 要配慮者対策

地震災害編 第2章第8節「要配慮者対策」を準用する。

第3章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

第1 災害対策本部

地震災害編 第3章第1節第1「災害対策本部」を準用する。

第2 災害警戒本部

地震災害編 第3章第1節第2「災害警戒本部」を準用する。

第3 市の配備体制

1 配備体制

配備体制は、次のとおりである。

種別	基準	内容	配備要員
警戒配備	1 早期注意情報の[中]又は[高]が発表された場合で、総務部長が必要と認めたとき。 2 事故災害が発生し、総務部長が必要と認めたとき。	防災担当が情報収集を行う体制	
配備検討会議	1 次の気象警報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。 ・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風警報 ・暴風雪警報 2 数日以内に台風接近等による暴風雨が予想され、総務部長が必要と認めたとき。 3 各部長が必要と認めたとき。	部長及び防災担当課長により配備体制及び対策方針を検討	・議長：総務部長 ・会議メンバー：副市長、各部長



配備検討会議で次のいずれかの体制を決定



各部対応		小規模の被害発生又は事前準備に対するため、各部各課で対応する体制(全庁的な体制を必要としない場合)	各部各課で定める。
第一配備 (災害警戒本部)	[目安] ・気象警報が発表され、大雨、浸水等が予想されるとき(事前避難を行うとき)。 ・延焼火災が発生したとき。 ・大規模事故が発生したとき。 ・積雪が予想されるとき。 ・市長が必要と認めたとき。	事前避難(避難場所開設)、避難行動要支援者の避難支援、河川・崖地等の警戒等、災害発生に備えた体制	各部各課で定める。
第二配備 (災害対策本部)	[目安] ・市域に局地的な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害が発生し、各部各課が必要な人員を動員し、対策を実施する体制	各部各課で定める。
第三配備 (災害対策本部)	[目安] ・市域に大規模な被害が発生したとき。 ・市長が必要と認めたとき。	災害対策本部を設置し、全庁で災害対策を実施する体制	全職員

2 配備の決定

配備体制は、配備検討会議を開催し、気象状況、被害状況等を踏まえ決定する。
その他は市長が決定する。

3 職員への参集連絡

(1) 勤務時間内

勤務時間内は、庁内放送、電話等により配備体制の伝達を行う。

配備体制の伝達を受けた所属長は、各所属職員の参集を指示する。

(2) 勤務時間外

勤務時間外に配備が必要な場合は、職員一斉メール、所属長からの電話等で連絡する。

なお、記録的短時間大雨情報、大雨特別警報等が発表される等、激しい降雨が認められる場合は、各職員の判断により参集せずに自宅待機等の措置をとる。

4 参集場所

勤務時間内及び勤務時間外ともに、参集場所は各職員の勤務場所とする。

ただし、災害の状況により、勤務場所への出勤が困難な場合は、近隣の支所へ参集する。

第2節 情報の収集伝達・広報

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 気象情報等の収集・伝達	総括班	北杜警察署
第2 被害情報の収集・報告	総括班、情報班、広報班	消防本部

第1 気象情報等の収集・伝達

1 異常現象発見時の通報等

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた警察官は、その旨を市長に通報する。

市長は、できるだけその現象を確認し、甲府地方気象台、中北地域県民センターその他当該事象に係る機関に通報する。

2 気象情報等の収集・伝達

(1) 気象情報等の収集

気象庁等が発表する主な気象情報等は、次のとおりである。市は、これらの情報を収集する。

区分	内容
特別警報	<ul style="list-style-type: none"> 警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合に発表 種類は、大雨、大雪、暴風、暴風雪
警報	<ul style="list-style-type: none"> 重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪
注意報	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報 種類は、大雨、洪水、大雪、強風、風雪、雷、融雪、濃霧、乾燥、なだれ、着氷、着雪、霜、低温
記録的短時間大雨情報	<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報が発表されている時に、数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨が観測あるいは解析された場合（1時間雨量が100mm以上）、かつ、大雨警報発表中に、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に発表
竜巻注意情報	<ul style="list-style-type: none"> 積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報 この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。
土砂災害警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> 県及び甲府地方気象台は、共同で、市町村を単位として発表 大雨警報（土砂災害）発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に2時間先までに達すると予想されたときに発表する。
早期注意情報（警報級の可能性）	<ul style="list-style-type: none"> 警報級の現象が5日先までに予想されるときに、その可能性を高さに応じて[高]、[中]の2段階で伝える情報

顕著な大雨に関する気象情報	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報 ・警戒レベル4相当以上の状況で、気象情報の一種として気象庁及び甲府地方気象台で発表する。
---------------	--

(2) 警戒レベル

警戒レベルは、災害発生のおそれの高まりに応じて住民等がとるべき行動と、その行動を居住者等に促す情報とを関連付けるもので、5段階に区分される。

市は、避難指示等の発令に際し、警戒レベルを付加し伝達する。

警戒レベル	状況	住民が取るべき行動	避難情報(市発令)	防災気象情報等(警戒レベル相当情報)
5	災害発生又は切迫	命の危険、直ちに安全確保	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨特別警報(土砂災害) ・大雨特別警報(浸水害) ・塩川氾濫発生情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・浸水キキクル(大雨警報(浸水害)の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「災害切迫」(黒) ・決壊、越水発生(現場からの情報)
4	災害のおそれ高い	危険な場所から全員避難	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「危険」(紫) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「危険」(紫) ・塩川氾濫危険情報
3	災害のおそれあり	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨警報(土砂災害) ・洪水警報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「警戒」(赤) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「警戒」(赤) ・夜間～翌日早朝に大雨警報(土砂災害)に切り替える可能性が高い大雨注意報 ・塩川氾濫警戒情報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	-	<ul style="list-style-type: none"> ・大雨注意報 ・洪水注意報 ・土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)「注意」(黄) ・洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)「注意」(黄) ・塩川氾濫注意情報
1	今後気象状況の悪化のおそれ	災害への心構えを高める。	-	早期注意情報(警報級の可能性)[中]又は[高]が予想されている場合

(3) 火災気象通報

第3章 災害応急対策計画
第2節 情報の収集伝達・広報

甲府地方気象台は、乾燥注意報・強風注意報を発表したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

市長は、知事から火災気象通報を受けたときは、関係機関及び住民に伝達する。さらに、火災の予防上危険であると認める場合に火災警報を発令する。

(4) 火山に関する情報

気象庁が発表する火山情報のうち、本市に關係する情報は、降灰予報である。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・降灰量分布、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測 ・定期的に発表する「降灰予報（定時）」、火山近傍で対応行動をとれるようにするために発表する「降灰予報（速報）」、火山から離れた地域の住民も含め、降灰量に応じた適切な対応行動をとるための「降灰予報（詳細）」の3種類がある。 |
|--|

(5) 洪水予報

県及び気象庁は、共同で塩川の洪水予報を発表し、県中北建設事務所峡北支所から市に連絡される。洪水予報の基準地点及び基準水位は、次のとおりである。

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

(6) 水位到達情報

県中北建設事務所峡北支所は、釜無川の水位到達情報を市に通知する。水位到達情報の基準地点及び水位は、次のとおりである。

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(計画高水位)
穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
国塚橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

(7) 水防警報

県中北建設事務所峡北支所は、釜無川の水防警報を市に伝達する。警報の種類は、次のとおりである。基準地点及び水位は、水位到達情報と同様である。

種類	内容
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの
情報	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの。

(8) 大雨警報・洪水警報等を補足する情報

気象庁は、注意報、警報、特別警報を補足する情報として、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布及び流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。

種類	内容
土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）、土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1 km 四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報 1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当
洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）	<ul style="list-style-type: none"> 洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1 km ごとに5段階に色分けして示す情報 3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。 「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当 「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当 「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当 「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	<ul style="list-style-type: none"> 指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報 6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

3 気象情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS、コミュニティFM放送等を用いて伝達する。

第2 被害情報の収集・報告

地震災害編 第3章第2節第2「被害情報の収集・報告」を準用する。

第3節 広域応援体制

地震災害編 第3章第3節「広域応援体制」を準用する。

第4節 消火・救助活動

地震災害編 第3章第4節「消火・救助活動」を準用する。

第5節 交通輸送

地震災害編 第3章第5節「交通輸送」を準用する。

第6節 災害警備

地震災害編 第3章第6節「災害警備」を準用する。

第7節 避難対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 避難の基本方針		
第2 自主避難	総括班、広報班、避難所班、支所班	
第3 避難指示等の発令	総括班、広報班、要配慮者班	

第1 避難の基本方針

1 風水害時の避難行動

風水害時は、警戒レベルに応じた次の避難行動を基本とする。

(1) 台風の接近等により危険が想定される場合（概ね警戒レベル2・3）は、事前に自主避難の呼び掛け又は高齢者等避難を発令する。

その場合は、優先開設避難場所を開設し収容する。

(2) 浸水、土砂災害等の危険がある場合（概ね警戒レベル4）は、危険区域の居住者等に対して避難指示を発令する。

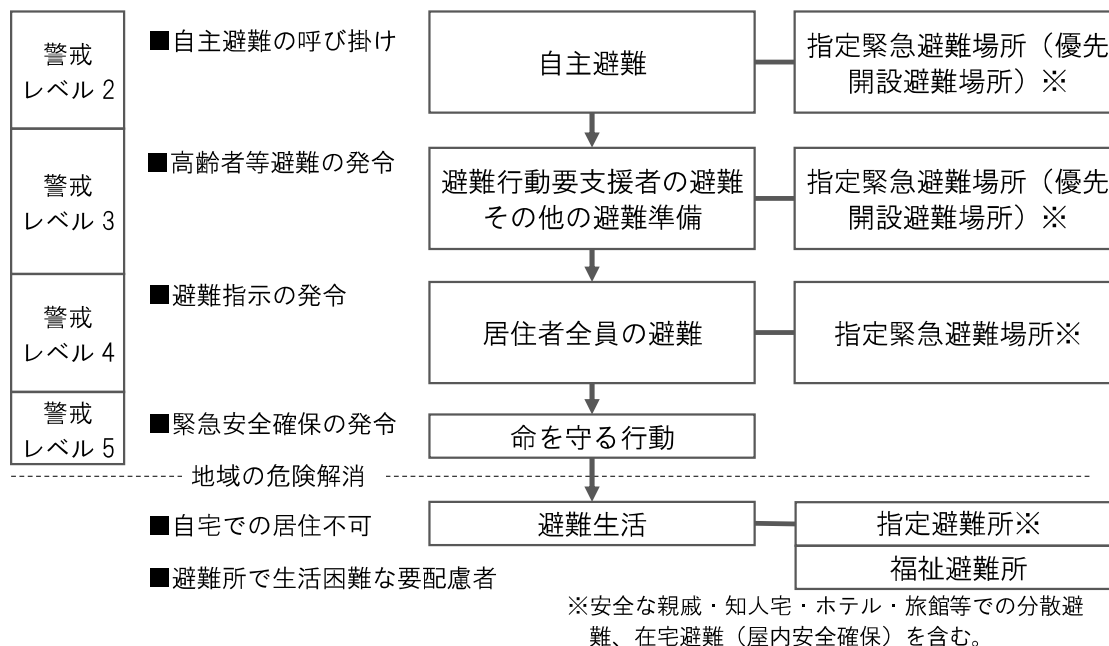
その場合は、避難対象区域の全ての指定緊急避難場所を開設し収容する。

(3) 危険が切迫した場合（概ね警戒レベル5）は、緊急安全確保を発令する。その場合は、直ちに堅牢な建物の上層階・斜面とは反対側の部屋等への移動を促す。

(4) 地域の危険性が解消された場合は、自宅等で生活を継続する。

(5) 自宅が被災し居住不可能な場合は、指定避難所で生活する。

避難の基本



2 避難先

避難先は、指定緊急避難場所、住民自身が確保した安全な親戚・知人宅・ホテル・旅館等で

の分散避難、堅牢な建物の上層階等での在宅避難（屋内安全確保）とする。

また、自宅が被災し居住不可能な場合は、指定避難所のほか、住民自身が確保した親戚・知人宅、ホテル・旅館等で避難生活を行うものとする。

第2 自主避難

市は、台風の接近等により危険が想定される場合は、時間的な余裕をもって避難が可能なように優先開設避難場所を開設し、住民の自主避難を呼び掛ける。

なお、その場合に必要な食料、生活必需品等は、避難者自らが確保し、持参することとする。

第3 避難指示等の発令

1 避難指示等の発令

市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難指示等を発令する。

避難指示等の発令にあたっては、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用する。

なお、避難指示等の発令権者は、法令により次のとおり定められている。

発令権者	要件	根拠法令
市長	・災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき。	災害対策基本法第60条第1項
知事	・災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき。	災害対策基本法第60条第6項
警察官	・市長が避難のための立ち退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認められるとき。 ・市長から要求があったとき。	災害対策基本法第61条
	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき。	警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	・人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき。	自衛隊法（昭和29年法律第165）第94条

避難指示等の発令基準は、資料編を参照のこと。

2 避難指示等の伝達

(1) 伝達方法

市は、次の方法で避難指示等を対象者等に伝達する。

- | |
|--|
| ア 防災行政無線
イ 北杜ほっとメール
ウ 消防防災課 SNS
エ 広報車による呼びかけ
オ Lアラートによるテレビ、ラジオ |
|--|

第3章 災害応急対策計画

第7節 避難対策

(2) 避難指示等の内容

避難指示等の内容は、次のとおりである。

ア 警戒レベル	イ 避難対象地域	ウ 避難先
エ 避難指示等の理由	オ その他必要な事項	

3 避難誘導

避難誘導は、自主防災組織を中心に住民が行うこととする。

4 避難行動要支援者の避難支援

市から事前に避難行動要支援者名簿を提供されている避難支援等関係者（消防団、行政区、民生委員児童委員等）は、自分自身、家族等の安全を確保したうえで、名簿に基づき要支援者の安否を確認し避難を支援する。

市、消防団、北杜警察署等は、安否が確認できない要支援者を把握し、必要な救助を行う。

5 立退き完了の確認

市は、消防団、北杜警察署の協力を得て、避難対象地域を巡回し、立退きの完了を確認する。

以下、地震災害編 第3章第7節第3「警戒区域の設定」以降を準用する。

第8節 医療対策

地震災害編 第3章第8節「医療対策」を準用する。

第9節 食料・飲料水等の供給

地震災害編 第3章第9節「食料・飲料水等の供給」を準用する。

第10節 災害廃棄物処理

地震災害編 第3章第10節「災害廃棄物処理」を準用する。

第11節 住宅等対策

地震災害編 第3章第11節「住宅等対策」を準用する。

第12節 遺体の搜索・処理・埋葬

地震災害編 第3章第12節「遺体の搜索・処理・埋葬」を準用する。

第13節 応急教育

地震災害編 第3章第13節「応急教育」を準用する。

第14節 生活関連施設の応急対策

地震災害編 第3章第14節「生活関連施設の応急対策」を準用する。

第15節 被災者の生活支援

地震災害編 第3章第15節「被災者の生活支援」を準用する。

第16節 災害ボランティア活動

地震災害編 第3章第16節「災害ボランティア活動」を準用する。

第17節 事故災害対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 危険物事故災害対策	総括班	消防本部、中北保健所、北杜警察署
第2 交通災害対策	総括班	消防本部、北杜警察署
第3 道路災害対策	総括班	消防本部、北杜警察署

第1 危険物事故災害対策

1 市の対応

(1) 情報収集

市は、危険物等事故が発生した場合、警戒配備をしき情報収集を行う。

(2) 事故への対応

消防本部は、北杜警察署等と連携して、消火及び救助活動を行う。

市は、危険物の漏出、火災等により、事故現場周辺に影響が拡大する場合は、対象地域の住民等に避難指示を発令し、安全な緊急避難場所に誘導する。

2 火薬類の応急対策

火薬類を扱う施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地帯に移す余裕のあるときは、これを速やかに移し、その周囲に適当な境界柵及び「立入禁止」等の警戒札を設け、見張人をつける。
- (2) 運搬道路が危険なとき又は搬送の余裕がないときには、火薬類を付近の水中に沈める等の安全上の措置を講ずる。
- (3) 前記の措置によらないときは、火薬庫又は貯蔵所の入口、窓等を目塗土等で安全に密閉し、防火の措置を講じ、必要に応じて付近の住民に避難するよう警告する。
- (4) 運搬中火薬類が爆発又はそのおそれのあるときには、災害防止の応急措置を講じるとともに消防本部、北杜警察署に通報する。

3 高圧ガスの応急対策

高圧ガス施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 製造施設等においては、災害の状況に応じ、作業を直ちに中止する等、ガスの特性に応じた措置を講ずるとともに、作業に必要な者以外は退避させる。
- (2) 充填容器が危険な状態となったときは、不燃性ガス以外のガスは、極力ガスの放出を避け、ガスの特性に応じた救急措置、安全な場所への移動、警察官等の協力を得て行う付近住民の避難等を実施する。
- (3) 輸送中において災害が発生したときは、車両等の運転手等は、消防本部、北杜警察署、荷受人等へ通報する。

なお、緊急、やむを得ないときは付近の高圧ガス地域防災協議会防災事業所へも通報し、防災要員の応援を得て災害の拡大防止活動を行う。

- (4) 事業所、消費先等において応急措置に応援を要するときは、関係事務所の協力を得て行う。

4 危険物の応急対策

危険物施設の管理者等は、次の措置を講じる。

- (1) 危険物施設の管理者等は、施設内の火気の使用を停止するとともに、状況に応じ保安回路を除く施設内の電源を切断する。
- (2) 危険物施設の管理者等は、危険物の取扱いを中止し、移動搬出の準備、石油類の流出防止、防油堤の補強等の措置を講じる。
- (3) 危険物施設の管理者等は、必要に応じて相互応援協定に基づく応援を要請する。
- (4) 危険物運搬車両等の運転手等は、輸送中に危険物が漏れる等の災害が発生したときは、消防本部、北杜警察署等に速やかに通報する。

5 毒物劇物の応急対策

毒物劇物の管理者等は、中北保健所、北杜警察署、消防本部等関係機関の協力を得て次の措置を講じる。

- (1) 毒物劇物による汚染区域の拡大防止のため、危険区域を設定して関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (2) 状況に応じて交通遮断、緊急避難等、一般住民に対する広報活動を行う。
- (3) 中和剤、吸収剤等を使用して毒物劇物の危険除去を行う。
- (4) 飲料水が汚染したとき又はそのおそれがあるときは、下流の水道管理者、井戸水使用者等に通報する。

6 放射性物質の応急対策

放射性物質の管理者等は、北杜警察署、消防本部等関係機関の協力を得て、次の措置を講じる。

- (1) 放射線障害の危険のある地区内に所在している者に対して、避難するよう警告する。
- (2) 放射線障害を受けた者又はそのおそれがある者は、速やかに救出し医療機関へ収容する。
- (3) 放射性同位元素による汚染が生じたときは、直ちに汚染の拡大防止、放射性同位元素の除去等の措置を講ずる。
- (4) 放射性同位元素を他の場所へ移す余裕があるときは、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その場所の周囲に柵、標識等を設置し、見張人をおいて関係者以外の立ち入りを禁止する。
- (5) 事故発生時、危険区域内に所在していた者に対し、医師による診断等必要な措置を講じる。

第2 交通災害対策

市域において、航空機の墜落・炎上、列車の転覆・脱線等により、多数の死傷者を伴う大規模な事故が発生した場合、関係機関と連携して乗客及び地域住民を迅速かつ適切に救出し、被害の軽減を図る。

1 情報収集・伝達体制

市は、事故発見者からの通報があった場合は、その旨を県及び関係機関に連絡する。

2 消防活動

消防本部は、化学消防車両、化学消火薬剤等による消火活動を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防本部に消火活動の応援要請を行う。

3 救出・救護活動

消防本部は、救出のため必要な資機材を投入し、迅速な活動にあたる。負傷者の救護は、災害現場に救護所を設置し、北巨摩医師会、日赤山梨県支部等が派遣する医療救護班の協力を得て、トリアージ及び応急処置を行った後、医療機関に搬送する。

4 遺体の収容

市は、遺体の安置所、検案場所を設置し、遺体の収容を行う。

5 交通規制

北杜警察署は、災害現場に通ずる道路等で交通規制を行う。
また、その旨を交通関係者及び地域住民に広報する。
市は、広報活動に協力する。

6 防疫・清掃

市は、情報等により当該航空機が国際線であることが判明した場合、県を通じて成田空港検疫所等と密接に連携して、応急対策を行う。
市は、防疫活動に協力するほか、災害現場の清掃等を行う。

7 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種の災害時広報手段を活用して住民に周知する。

8 その他支援

市は、県、事故の原因者及びその他関係機関から要請があった場合は、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第3 道路災害対策

道路構造物の崩落等、危険物等を積載する車両等の事故に対し、被害の拡大を防止するため、事故発生時の応急対策について定める。

1 情報収集・伝達体制

危険物積載車両の事故が発生した場合、輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、市に流出危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を伝達する。
市は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を把握し、関係機関に連絡する。
また、事故の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

2 消防活動

消防本部は、道路管理者と協力して、迅速な消火活動、危険物の拡散防止、防除等を行う。
また、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の消防本部に消火活動等の応援要請を行う。

3 救助・救急

消防本部は、事故現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。
また、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じて国、県及び他の消防本部に応援を要請する。

4 交通規制

北杜警察署は、現場の警察官、関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、道路管理者と協力して、障害物の除去、迂回路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

5 避難対策

市は、避難場所を開設する。
また、北杜警察署は、避難誘導について協力する。

6 広報活動

市は、事故発生状況、地域への影響等について、必要に応じて各種災害時広報手段を活用し、住民に周知する。

7 その他支援

市は、県、事故の原因者、その他関係機関の要請により、被災者家族の待機所、宿泊施設の提供等、必要に応じて支援する。

第18節 雪害対策

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 市の配備体制	全班	
第2 情報の収集・伝達	総括班、広報班、情報班	
第3 避難	総括班、避難所班、支所班	
第4 道路の除雪	復旧班	
第5 要配慮者への支援	要配慮者班、消防団	市社会福祉協議会

第1 市の配備体制

市は、大雪注意報又は大雪警報が発表された場合、配備検討会議を開催し、配備体制を決定する。

配備体制は、概ね次のとおりとする。

種別	基準	内容	配備要員
警戒配備	大雪注意報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。	気象状況の推移等の情報収集を行う体制	・消防防災課
配備検討会議	1 大雪警報が発表され、総務部長が必要と認めたとき。 2 各部長が必要と認めたとき。	部長及び防災担当課長により配備体制及び対策方針を検討	・議長：総務部長 ・会議メンバー：副市長、各部長



配備検討会議で次のいずれかの体制を決定



各部対応	配備検討会議で決定する。	降雪に備え、各部各課で必要な事前準備を行う体制	各部各課で定める。
第一配備 (災害警戒本部)	配備検討会議で決定する。	大雪警報が発表される等、道路の除雪、避難場所開設等の対策を全庁的に行う体制	各部各課で定める。
第二配備 (災害対策本部)	配備検討会議で決定する。	相当規模の雪害発生又はそのおそれがあり、各部各課が必要な人員を動員し、対策を実施する体制	各部各課で定める。

第2 情報の収集・伝達

1 情報収集・伝達

市は、関係機関から降雪、道路の通行、交通機関の運行等に関する情報を収集し、住民等に伝達する。主な内容は、次のとおりである。

第3章 災害応急対策計画
第18節 雪害対策

- (1) 降雪・積雪の状況、被害発生の可能性等
- (2) 積雪、停電等に備えた事前準備、自動車等による二次災害への注意喚起
- (3) 積雪による煙突、排気管損傷等に伴う中毒事故への注意喚起
- (4) 要配慮者等の自主避難の呼び掛け、安否確認
- (5) 降雪終了後の生活道路の自主的な除雪

2 被害状況の報告等

市は、雪害による被害の有無等を確認した場合は、県に状況を報告する。

第3 避難

市は、相当の積雪が予想され、自宅での生活が不安な住民に対し、親戚・知人宅等への早めの自主避難を呼び掛ける。

また、緊急避難場所（優先開設避難場所）を開設し、自主的な避難者を受け入れる。その際、食料、飲料水、毛布等の持参を要請する。

また、交通途絶による帰宅困難者が発生した場合は、交通事業者と連携して一時滞在施設を提供する等の支援体制を構築する。

第4 道路の除雪

市は、道路の通行確保のため、各道路管理者と相互に連携し、建設事業者との協定に基づき、除雪優先道路の除雪作業を実施する。

第5 要配慮者への支援

市は、降雪が収束した後、要配慮者の安全確保のため、行政区、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等に対し、安否確認、除排雪の協力等の協力要請を行う。

また、市社会福祉協議会と連携し、ボランティアによる支援対策を行う。

第19節 火山災害対策

本市域には、火山活動を24時間体制で常時観測・監視している火山、及び活火山に定義される火山は存在していないため、生命に危険を及ぼす火山現象は想定されていない。

しかし、近傍の火山で噴火が発生し、強風の条件下においては市域への降灰の影響が想定される。さらに、富士山が噴火した場合には、富士吉田市の避難者を受入れることが定められている。

このため、これらの対処するため火山災害対策を定める。

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 市の配備体制	全班	
第2 情報の収集・伝達	総括班、広報班、情報班	
第3 降灰対策	廃棄物班、復旧班	
第4 避難者の受入れ	総括班、避難所班、支所班	

第1 市の配備体制

市は、富士山に噴火警報（警戒レベル2・3）が発表された場合、又は近傍の火山噴火により市域に降灰が予想される場合は、警戒配備をしき、火山情報を収集する。

さらに、富士山に噴火警報（警戒レベル4・5）が発表された場合は、配備検討会議により必要な体制をとる。

第2 火山情報の収集・伝達

市は、気象庁の発表する火山情報を収集する。

1 降灰情報の収集

(1) 降灰予報（定時）

- | |
|--|
| ア 噴火警報発表中の火山で、噴火により人々の生活に影響を及ぼす降灰が予想される場合に、定期的（3時間毎）に発表
イ 18時間先（3時間区切り）までに噴火した場合に予想される、降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供 |
|--|

(2) 降灰予報（速報）

- | |
|--|
| ア 噴火の発生を通報する「噴火に関する火山観測報」を受けて発表
イ 降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
ウ 降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
エ 事前計算された降灰予報結果から適切なものを抽出することで、噴火後速やかに（5～10分程度で）発表
オ 噴火発生から1時間以内に予想される、降灰量分布や小さな噴石の落下範囲を提供 |
|--|

第3章 災害応急対策計画
第19節 火山災害対策

(3) 降灰予報（詳細）

ア	噴火の観測情報（噴火時刻、噴煙高など）を用いて、より精度の高い降灰予測計算を行い発表
イ	降灰予報（定時）を発表中の火山では、降灰への防災対応が必要となる「やや多量」以上の降灰が予測された場合に発表
ウ	降灰予報（定時）が未発表の火山では、降灰に伴う降灰域を速やかに伝えるため、予測された降灰が「少量」のみであっても必要に応じて発表
エ	降灰予報（速報）を発表した場合には、予想降灰量によらず、降灰予報（詳細）も発表
オ	降灰予測計算結果に基づき、噴火後 20～30 分程度で発表
カ	噴火発生から 6 時間先まで（1 時間ごと）に予想される降灰量分布や、降灰開始時刻を提供

(4) 降灰量

気象庁は、降灰量の情報をわかりやすく防災対応が取りやすいように伝えるため、降灰量を降灰の厚さによって「多量」「やや多量」「少量」の3階級に区分し発表する。

名称	厚さ キーワード	イメージ		影響ととるべき行動		その他の影響
		路面	視界	人	道路	
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる。	視界不良となる。	外出を控える。 (慢性の喘息、慢性閉塞性肺疾患（肺気腫等）が悪化し、健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器等の異常を訴える人が出始める。)	運転を控える。 (降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる。)	<small>がいにし</small> 碍子※への火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある。
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい。	明らかに降っている。	マスク等で防護する。 (喘息患者及び呼吸器疾患を持つ人は、症状悪化のおそれがある。)	徐行運転する。 (短時間で強く降る場合は、視界不良のおそれがある。道路の白線が見えなくなるおそれがある。(およそ 0.1～0.2mm で鹿児島市は除灰作業を開始))	稲等の農作物が収穫できなくなったり、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある。
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる。	降っているのがよくわかる。	窓を閉める。 (火山灰が衣服及び身体に付着する。目に入ったときは痛みを伴う。)	フロントガラスの除灰。 (火山灰がフロントガラス等に付着し、視界不良の原因となるおそれがある。)	航空機の運航不可

2 富士山の噴火情報の収集

富士山については、避難者の受入れのために噴火警報等の情報を収集する。

(1) 噴火警報の対象範囲

気象庁は、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺及び居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない現象）

の発生が予想される場合、その危険が及ぶ範囲の拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して噴火警報を発表する。

富士山は、噴火警戒レベルが運用されているため、噴火警戒レベルを付して発表される。

(2) 噴火警報の種類

噴火警報は、「警戒が必要な範囲」が火口周辺に限られる場合は「噴火警報（火口周辺）」（又は「火口周辺警報」）、「警戒が必要な範囲」が居住地域まで及ぶ場合は「噴火警報（居住地域）」（又は「噴火警報」）として発表する。

(3) 噴火警戒レベル

火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関、住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標である。

気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して、噴火警報・予報を発表する。

3 降灰情報等の伝達

市は、住民等に必要な情報等を防災行政無線、SNS等を用いて伝達する。

第3 降灰対策

1 火山灰の収集・処理

火山灰は、次のとおり収集・処理を実施することを基本とする。

- (1) 宅地等の火山灰は、土地の所有者又は管理者が対応することを原則とする。
- (2) 宅地等の火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に市が実施し、行う。
- (3) 道路上の火山灰は、道路管理者が除去、収集、運搬、処理を行う。
- (4) 火山灰の処理は、市が県及び関係機関と調整の上、行う。

2 相談の実施

市は、降灰の状況に応じ相談窓口を開設し、健康、火山灰の収集等の相談を受け付ける。

第4 避難者の受入れ

市は、富士山の噴火により富士吉田市から避難者の受入要請があった場合、県と調整の上、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

第20節 原子力災害対策

本節は、中部電力（株）浜岡原子力発電所において、原子力災害対策指針に基づく警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合（本県の地域が緊急事態応急対策実施区域に指定された場合も含む。）の対応を示したものである。

なお、これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められる場合は、本節に示した対策に準じて対応する。

■対策項目及び担当

項目	市	関係機関
第1 情報の収集及び連絡体制の確立	総括班	
第2 市の配備体制	全班	
第3 モニタリング活動	廃棄物班、給水班	
第4 避難者の受入れ	総括班、避難所班、支所班	
第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動	総括班、避難所班、支所班	
第6 飲料水・飲食物の摂取制限	物資班、給水班	
第7 住民等への情報伝達	広報班	

第1 情報の収集及び連絡体制の確立

県は、国及び静岡県から次の情報を収集し、必要に応じて県内市町村に連絡する。

時期	事態	情報
警戒事態発生後	静岡県内で震度6弱以上の地震が発生する等、原子力災害対策指針に規定する警戒事態が発生した場合	原子力事業所の状況 等
施設敷地緊急事態発生後	全交流電源の喪失等の原子力災害対策指針に規定する施設敷地緊急事態が発生した場合	原子力発電所の状況 緊急時モニタリング情報 防護措置の実施状況 等
全面緊急事態発生後	全ての非常用炉心冷却装置による原子炉への注水が不能等の原子力災害対策指針に規定する全面緊急事態が発生した場合	原子力発電所周辺の状況 緊急時モニタリング情報 避難・屋内退避等の状況 緊急事態応急対策活動の状況

第2 市の配備体制

市は、県から原子力災害に関する情報の連絡を受けた場合、警戒配備をしき情報収集を行う。

第3 モニタリング活動

県は、国、静岡県、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集するほか、国からの指示により緊急時モニタリング等を実施する。

市は、これらの情報を入手し、住民に伝達する。
また、必要に応じて独自にモニタリングを行い住民に公表する。

第4 避難者の受入れ

市は、原子力災害の発生により県外から避難者の受入要請があった場合、一時避難場所を確保するとともに、市営住宅等を活用し避難者の受入れに努める。

なお、浜岡原子力発電所で災害が発生した場合、県内に静岡県牧之原市の避難者の受入れが計画されており、県と調整の上、避難者を受入れる。

第5 屋内退避、避難誘導等の防護活動

1 内閣総理大臣からの指示

内閣総理大臣は、原子力緊急事態が発生した場合には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第15条の規定に基づき応急対策を実施すべき区域の市町村長及び都道府県知事に対し、次の指標を踏まえて、住民等に屋内退避、避難指示等を行うべきことの指示を行う。

基準の概要	初期設定値（※1）	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難、屋内退避等させる際の基準	500 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※2）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施（移動が困難な者の一時屋内退避を含む。）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物※2の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h（地上1mで計測した場合の空間放射線量率※3）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間内に一時移転※4を実施

- ※1 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。
- ※2 本値は地上1mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用にあたっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。
- ※3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。
- ※4 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する防護措置をいう。

2 避難指示等の発令

市は、内閣総理大臣から屋内退避、若しくは避難に関する指示があったとき、住民等に対する屋内退避又は避難指示等の措置をとる。

第6 飲料水・飲食物の摂取制限

市は、県から汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置について指示があった場合、その措置をとる。

また、県からの指示により、農畜産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に対し、汚染農畜産物の採取の禁止、出荷制限等について、必要な措置をとる。

第7 住民等への情報伝達

市は、ホームページ、メール等多様な情報伝達手段により情報を伝達する。

また、県と連携し必要に応じ、相談窓口の設置等、住民等からの問い合わせに対応する。

第21節 災害救助法の適用

地震災害編 第3章第17節「災害救助法の適用」を準用する。

第4章 災害復旧・復興対策計画

第1節 災害復旧

地震災害編 第5章第1節「災害復旧」を準用する。

第2節 激甚災害の指定に関する計画

地震災害編 第5章第2節「激甚災害の指定に関する計画」を準用する。

第5章 水防計画

第1節 総則

第1 目的

北杜市水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号、以下、本章において「法」という。）第7条第1項の規定に基づき水防事務の調整及びその円滑な実施のため必要な事項を規定し、水災を警戒し、防衛し、及びこれによる被害を軽減すること目的とするものである。

第2 水防の責任等

1 市

市は、水防管理団体として、管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第3条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- (1) 水防団の設置（法第5条）
- (2) 水防団員等の公務災害補償（法第6条の2）
- (3) 平常時における河川等の巡視（法第9条）
- (4) 水位の通報（法第12条第1項）
- (5) 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第15条）
- (6) 避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）
- (7) 浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- (8) 予想される水災の危険の周知（法第15条の11）
- (9) 水防団及び消防機関の出動準備又は出動（法第17条）
- (10) 緊急通行により損失を受けた者への損失の補償（法第19条第2項）
- (11) 警戒区域の設定（法第21条）
- (12) 警察官の援助の要求（法第22条）
- (13) 他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- (14) 堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- (15) 公用負担により損失を受けた者への損失の補償（法第28条第3項）
- (16) 避難のための立退きの指示（法第29条）
- (17) 水防訓練の実施（法第32条の2）
- (18) 水防計画の作成及び要旨の公表（法第33条第1項及び第3項）
- (19) 水防協議会の設置（法第34条）
- (20) 水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- (21) 水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- (22) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (23) 水防従事者に対する災害補償（法第45条）

第5章 水防計画
第1節 総則

(24) 消防事務との調整（法第50条）

2 居住者等の義務

居住者等は、次の義務を有している。

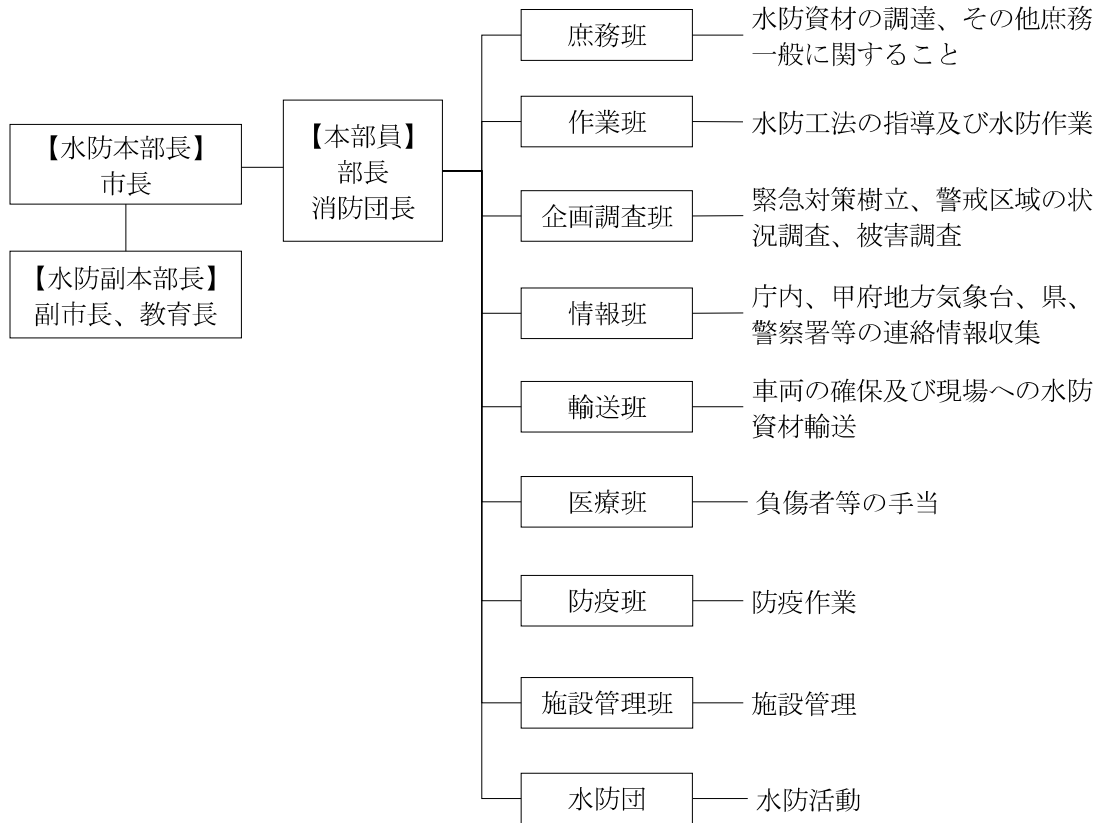
- (1) 水防への従事（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第3 安全配慮

洪水において、水防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。
避難誘導や水防作業の際も、水防団員自身の安全は確保しなければならない。

第2節 水防組織

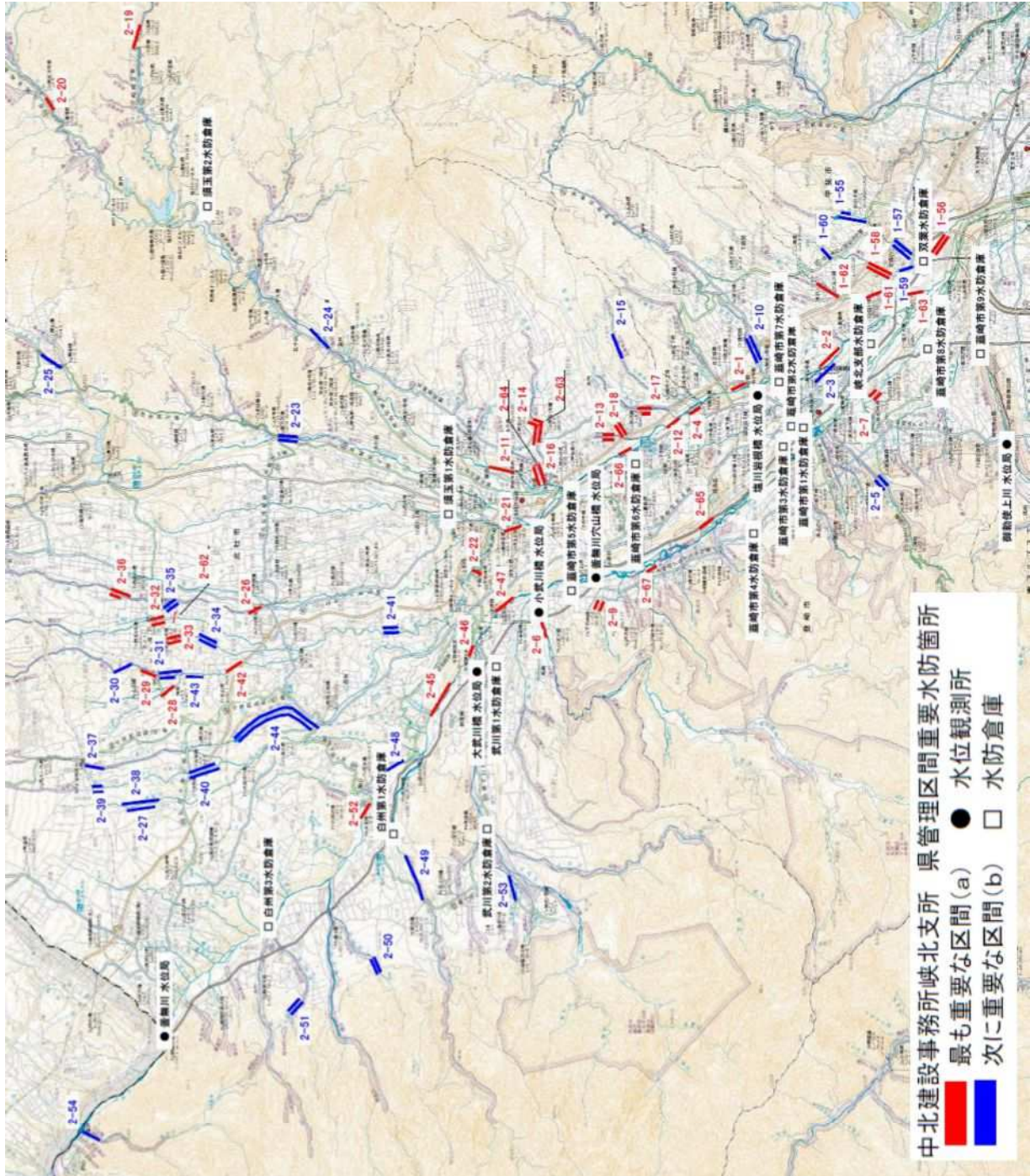
市は、山梨県水防計画に基づき、水防管理団体として北杜市水防本部を次のとおり組織する。
なお、北杜市地域防災計画に基づく北杜市災害対策本部が設置されたときは、災害対策本部に統合する。



〈北杜市水防本部の組織〉

第3節 重要水防箇所

市域における重要水防箇所は、次のとおりである。



第4節 予報及び警報

第1 気象庁が行う予報及び警報

1 注意報及び警報

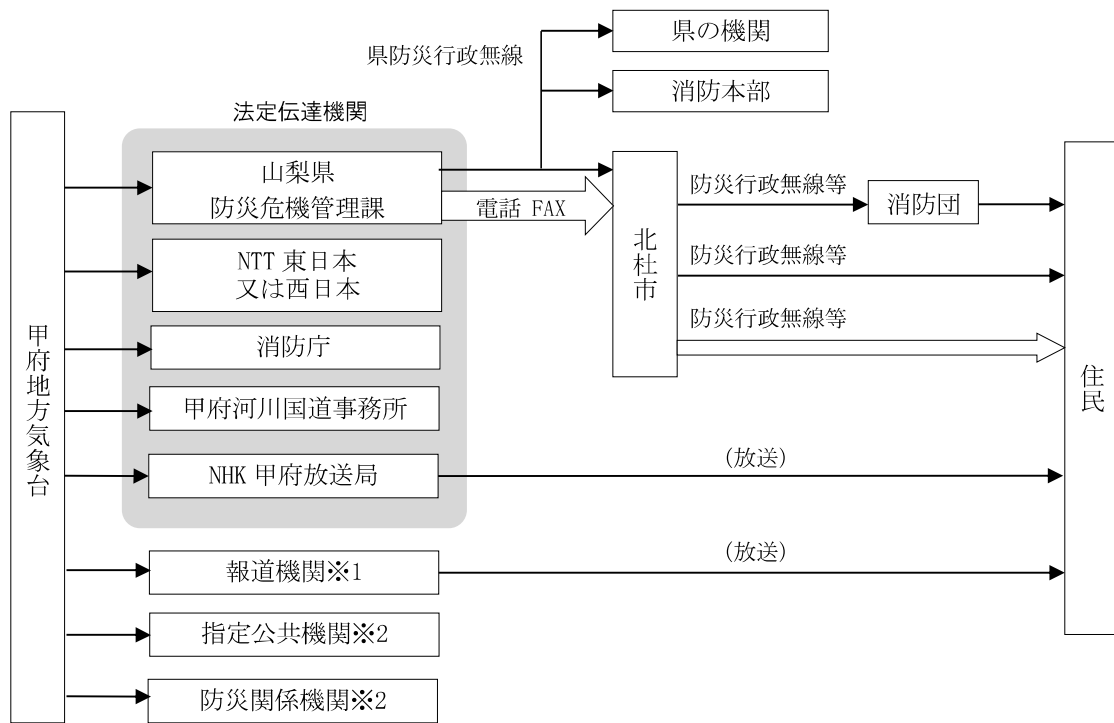
市は、県等を通じて、甲府地方気象台長が通知する予報及び警報を受理する。

区分		内容
特別警報	大雨	大雨が特に異常であるため重大な災害の危険性が著しく高まったときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
注意報	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当する。
	大雨	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。

2 伝達経路

注意報及び警報の伝達経路は、次のとおりである。

第5章 水防計画
 第4節 予報及び警報



- 注1) すべての注意報、警報は全機関（NTT 東日本又は西日本は、警報のみ）に伝達。
 注2) ◻→ は、特別警報発表時に、通知もしくは周知が義務づけられている伝達経路。
 注3) 甲府地方気象台から法定伝達機関への伝達はオンラインによる。
 注4) 甲府地方気象台から報道機関、指定公共機関、防災関係機関への伝達はインターネット版防災情報提供システムによる。
- ※1) 報道機関は、山梨日日新聞、山梨放送、テレビ山梨、エフエム富士、甲府 CATV
 ※2) 指定公共機関は東京電力 PG
 ※3) 防災関係機関は、山梨県警察本部警備第二課、陸上自衛隊北富士駐屯地第1 特務隊、インターネット版防災情報提供装置を利用している市町村及び消防本部

第2 洪水予報

県（知事）と甲府地方気象台は、共同で塩川の洪水予報を発表し、関係機関に通知する。
市は、県中北建設事務所峡北支所から、当該通知を受理する。
なお、洪水予報の対象となる基準地点及び基準水位は、次のとおりである。

〈洪水予報を行う河川名及びその区域〉

予報区域名	河川名	区域
塩川	塩川	左岸：山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番-1 地先まで 右岸：山梨県韮崎市小田町小田川字八ツ倉 923 番 4 地先から山梨県韮崎市本町四丁目 3125 番地先まで

〈洪水予報の対象となる基準地点と基準水位〉

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m

第3 水位到達情報

県（知事）は、指定した河川について、水位が避難判断水位及び氾濫危険水位等に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者及び量水標管理者に通知する。
市は、県中北建設事務所峡北支所から釜無川の水位到達情報を受理する。
水位到達情報の基準地点及び水位は、次のとおりである。

〈水位到達情報の通知を行う河川名、区域〉

河川名	区域
釜無川	左岸：北杜市白州町花水字花水 2249 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4621 番 4 地先武田橋まで 右岸：北杜市白州町台ヶ原字花水 380 番の 22 地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原 218 番 169 地先武田橋まで

〈水位到達情報の通知の対象となる基準地点と基準水位〉

観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	(計画高水位)
穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
国堺橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

第4 水防警報

1 安全確保の原則

水防警報は、洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

第5章 水防計画
第4節 予報及び警報

そのため、水防警報の発表については、水防活動に従事する者の安全確保に配慮して通知するものとする。

なお、水防活動を行うことが難しいことが想定される場合は、水防警報を発表しないという整理の仕方もある。

2 種類及び発表基準

知事は、指定した河川について水防警報を発表したときは、関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知する。

市は、県中北建設事務所峡北支所から水防警報を受理する。

水防警報の種類、内容及び発表基準は、次のとおりである。

〈水防警報の種類、内容及び発表基準〉

種類	内容	発表基準
待機	1 不意の出水あるいは水位の再上昇等が予想される場合に、状態に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの 2 水防機関の出動期間が長引くような場合に出勤人員を減らしてもさしつかえないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの	気象予報・警報等及び河川状況により、特に必要と認めるとき。
準備	水防に関する情報連絡、水防資器材の整備、水閘門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により、必要と認めるとき。
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	大雨・洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき。
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、また、氾濫注意水位（警戒水位）以上であっても水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき。
情報	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	状況により必要と認めるとき。

〈水防警報を行う河川名、区域〉

河川名	区間
塩川	左岸：山梨県北杜市明野町上手字下反保 278 番-1 地先から山梨県甲斐市宇津谷字滝沢 5577 番-1 地先まで 右岸：山梨県韮崎市中田町小田川字八ツ倉 923 番 4 地先から山梨県韮崎市本町四丁目 3125 番地先まで
釜無川	左岸：北杜市白州町花水字花水 2249 番の 3 地先花水坂橋から韮崎市水神一丁目 4621 番 4 地先武田橋まで 右岸：北杜市白州町台ヶ原字花水 380 番の 22 地先花水坂橋から韮崎市神山町鍋山字釜無河原 218 番 169 地先武田橋まで

〈水防警報の対象となる基準観測所〉

河川名	観測所名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	計画高水位
塩川	岩根橋	0.80m	1.70m	2.10m	2.50m	3.00m
釜無川	穴山橋	1.10m	1.70m	1.70m	2.30m	2.80m
	国堺橋	1.70m	2.90m	4.00m	4.60m	4.40m

第5節 水防活動

第1 水防団の非常配備

1 水防団の水防非常配備

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたとき、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認められるときは、水防団及び消防団を出動させ、又は出動の準備をさせるものとする。

その基準は、おおむね次のとおりである。

〈水防非常配備〉

配備区分	配備基準	配備態勢
待機	<ul style="list-style-type: none"> 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき。 水防警報（待機）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団の連絡員を水防管理団体の本部に詰めさせ、団長は、その後の情勢を把握することに努め、また、一般団員は、直ちに次の段階に入り得るような状態におく。
準備	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が水防団待機水位を超え、なお上昇のおそれがあるとき。 水防警報（準備）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団長及び班長は、所定の詰所に集合し、資器材及び器具の整備点検、作業員の配備計画に当たり、水閘門、樋門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員の派遣、堤防巡視等のため、一部団員を出動させる。
出動	<ul style="list-style-type: none"> 河川の水位が氾濫注意水位を超えたとき。 水防警報（出動）が発令されたとき。 その他、市長が必要と認めたとき。 	水防団の全員が所定の詰所に集合し警戒配備につく。
解除	市長が解除の指令をしたとき	

2 報告

次の場合には、水防本部長（市長）は、中北建設事務所水防支部に報告する。

- （1）氾濫注意水位に達し、またそれ以外の場合においても、水防団及び消防本部が出動したとき。
- （2）危険が増して水防作業を開始したとき。
- （3）堤防その他の異状を発見したとき。

第2 巡回及び警戒

1 平常時

水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防本部消防長（以下この章において「水防管理者等」という。）は、随時区域内の河川等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求める。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて、河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができる。

この際、水防団員等が立会又は共同で行うことが望ましい。

2 出水時

水防管理者等は、県から非常配備体制が指令されたときは、河川等の監視及び警戒をさらに厳重にし、重要水防箇所を中心として巡視する。

また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、中北建設事務所長及び河川等の管理者に連絡する。

ただし、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水を発見したときは、「決壊・漏水等の通報及びその後の措置」を講じなければならない。

- (1) 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位の上昇
- (2) 堤防の上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排・取水門の両軸又は底部よりの漏水と扉の締め具合
- (6) 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第3 水防作業

水防団長（消防団長）は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域、近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施する。

その際、水防団員（消防団員）は、自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間等を考慮して、水防団員が自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者（市長）は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

第4 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）及び消防本部に属する者並びに水防管理者（市長）から委任を受けた者は、一般交通の用に供

第5章 水防計画
第5節 水防活動

しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

市は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第5 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

また、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長（消防団長）、水防団員（消防団員）又は消防本部に属する者の職権を行うことができる。

第6 避難のための立退き

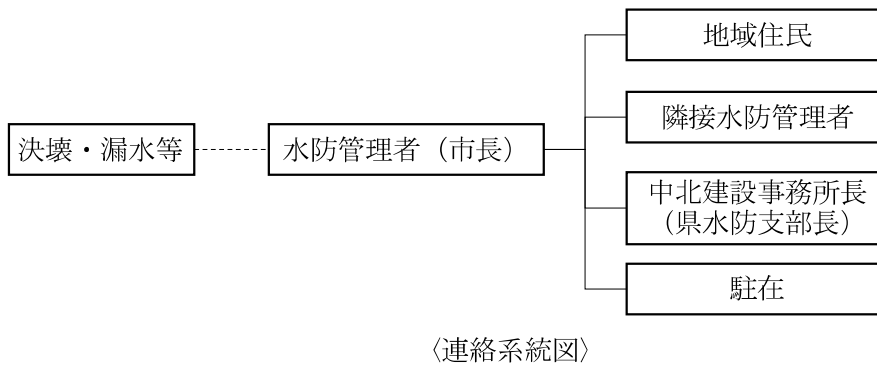
- 1 洪水等により著しい危険が切迫していると認められるときは、知事、その命を受けた県の職員又は水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者（市長）が指示をする場合においては、警察署長にその旨を通知する。
- 2 水防管理者（市長）は、避難のための立退きを指示した場合は、その状況を中北建設事務所長に速やかに報告する。
- 3 水防管理者（市長）は、警察署長と協議の上、あらかじめ危険が予想される区域について、避難計画を作成し、避難場所、避難経路その他必要な事項を定め、一般に周知する。

第7 決壊・漏水等の通報及びその後の措置

1 決壊・漏水等の通報

水防管理者等は、堤防、ダムその他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、直ちに関係者（関係機関・団体）に通報する。

決壊・漏水等の通報系統は、次のとおりである。



2 決壊等後の措置

水防管理者等は、堤防その他の施設が決壊したとき、又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努める。

第8 水防非常配備の解除

水防管理者（市長）は、水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったとき等、自らの区域内の水防活動の必要がなくなったと認めたときは、水防非常配備を解除し、これを一般に周知するとともに関係機関に通知する。

なお、水防非常配備を解除したときは、中北建設事務所を通じ県水防本部に報告する。

第6節 水防信号

水防信号は、次のとおりとする。

〈水防信号〉

信号の種類	配備	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	量水標の水位が警戒水位に達し、なお増大のおそれあることを知らせるもので、水防関係者が待機し、資材の手配準備をするもの	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 約15秒 約5秒 約15秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第2信号	水防機関に属する全員が出動すべきことを知らせるもの	○—○—○ ○—○—○ ○—○—○	約5秒 約6秒 約5秒 約6秒 約5秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第3信号	水防管理団体の区域内に居住する者の出動すべきことを知らせるもの	○—○—○—○ ○—○—○—○ ○—○—○—○	約10秒 約5秒 約10秒 約5秒 約10秒 ○— 休止 ○— 休止 ○—
第4信号	必要と認める区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○— 休止 ○—

- 1 信号は適宜の時間継続すること。
- 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することも差支えない。
- 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。

第7節 協力応援

第1 河川管理者の協力及び援助

河川管理者である県知事は、各水防管理団体との協議に基づいて自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防活動に協力する。

- (1) 水防管理団体に対して、河川に関する情報（河川の水位、河川管理施設の操作状況に関する情報、CCTVの映像、ヘリ巡視の画像等）の提供
- (2) 水防管理団体に対して、氾濫（決壊又は溢流）想定地点ごとの氾濫水到達市町村の事前提示及び水防管理者等から異常な漏水等についての通報を受けた場合には通報すべき関係者（関係機関・団体）の提示
- (3) 堤防又はダムが決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは河川管理者による関係者及び一般への周知
- (4) 重要水防箇所の合同点検の実施
- (5) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- (6) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資器材で不足するような緊急事態に際して、河川管理者の応急復旧資器材又は備蓄資器材の提供
- (7) 水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、提供するための職員の派遣

第2 自治体の協力及び援助

水防その他応急対策に関する自治体の協力及び援助は、市が締結した相互応援協定により要請する。

第3 水防管理団体相互の協力及び応援

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。

応援を求められた水防管理者又は市町村長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りその求めに応じるものとする。

応援のため派遣された者は、水防管理者（市長）の所轄の下に行動するものとする。

水防管理者（市長）は応援が円滑、迅速に行われるよう、あらかじめ隣接の水防管理者等と情報共有体制等について相互に協定しておくものとする。

第4 警察官の出動要請

水防管理者（市長）は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

その方法等については、あらかじめ警察署長と協議しておくものとする。

第5 自衛隊の派遣要請

水防管理者（市長）は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、北杜市地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。

派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- （1）災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- （2）派遣を希望する期間
- （3）派遣を希望する区域及び活動内容
- （4）派遣部隊が展開できる場所
- （5）派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者（市長）が直接、自衛隊等に派遣を要請する旨の通知等を行うことになるため、事前に通知先となる自衛隊の関係部局と調整を行うものとする。

第8節 費用負担と公用負担

第1 費用負担

1 費用負担

水防に要する費用は、市が負担する。

ただし、他の水防管理団体に対する応援のために要した費用の負担は、応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は、応援を求めた水防管理団体との間で協議によって定める。

2 利益を受ける市町村の費用負担

市の水防によって、市以外の市町村が著しく利益を受けるときは、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担する。

負担する費用の額及び負担の方法は、市と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。

当該協議が成立しないときは、知事にあつせんを申請する。

第2 公用負担

1 公用負担

水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は消防本部消防長は、次の権限を行使することができる。

- (1) 必要な土地の一部使用
- (2) 土石、竹木その他の資材の使用若しくは収用
- (3) 土地、土石、竹木その他の資材の収用
- (4) 車両その他の運搬用機器の使用
- (5) 工作物その他の障害物の処分

また、水防管理者（市長）から委任を受けた者は上記(1)から(4)（(2)における収用を除く。）の権限を行使することができる。

2 公用負担権限委任証明書

水防管理者（市長）、水防団長（消防団長）又は又は消防本部消防長は、公用負担を命ずる権限を行使するときは、その身分を示す証明書を、水防管理者（市長）から委任を受けた者は、水防管理者（市長）より交付される公用負担権限委任証を携行し、必要がある場合は、これを提示しなければならない。

<p>公用負担権限委任証</p> <p>〇〇水防団〇〇部長 氏名 〇〇 〇〇〇</p> <p>上記のものに〇〇〇〇区域における水防法第28条第1項の権限を委任したことを証明する。</p> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p style="text-align: right;">水防管理者 氏名 〇〇 〇〇〇 印</p>
--

3 公用負担命令

公用負担を命ずる権限を行使する者は、水防管理団体の定めた公用負担命令書を2通作成し、その1通を目的物の所有者、管理者又はこれに準ずる者に交付する。

<p>公用負担命令書</p> <table><tr><td>第</td><td>号</td><td></td><td></td></tr><tr><td>種類</td><td></td><td>員数</td><td></td></tr><tr><td>使用</td><td>収用</td><td>処分</td><td></td></tr></table> <p>令和〇〇年〇〇月〇〇日 水防管理者 事務取扱者 印</p> <p style="text-align: center;">殿</p>	第	号			種類		員数		使用	収用	処分	
第	号											
種類		員数										
使用	収用	処分										

4 損失補償

市は、公用負担の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償する。

第9節 水防報告

第1 水防記録

水防作業員が出動したときは、水防管理者（市長）は、次の記録を作成し、保管するように努める。

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動をした河川名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 水防団員又は消防本部に属する者の出動の時期及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防その他の施設等の異常の有無及びこれに対する処理とその効果
- (7) 使用資材の種類及び員数とその消耗分及び回収分
- (8) 法第28条による収用、使用又は器具、資材の種類及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出動の状況
- (11) 警察の援助状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した事由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点その他水防管理者の所見

第2 水防報告

水防管理者（市長）は、水防活動が終結したときは、その状況を水防活動報告書様式1及び2により、中北建設事務所長を経由して県水防本部長に報告する。

水防活動報告書様式1

水防活動実施報告書

令和 年 月 日
作成責任者

出水の概況	川 警戒水位 m 雨 量 mm								
水防実施箇所	川 左岸 地先 m 右岸								
日時	自 月 日 時 至 月 日 時								
出動人員	水防団員		消防団員		その他		合計		
	人		人		人		人		人
水防作業の概況及び工法	箇所 m 工 法								
水防の結果	効果被害	堤防 m	田 m ²	畑 m ²	家戸戸	鉄道 m	道路 m	人口 人	その他
使用資器材	かます、俵					居住者の出動状況			
	万年、土俵								
	なわ					水防関係者の死 傷			
	丸太								
	その他					雨量水位の状況			
水防活動に関する自己批判備考									

(注) 水防を行った箇所ごとに作成すること。

水防活動報告書様式2

令和〇〇年台風第〇号における水防活動
(〇〇県〇〇市消防団・令和〇〇年〇月〇日～〇月〇日)

○概要
〇〇市消防団は、令和〇〇年〇月〇日、台風第〇号の影響に伴う集中豪雨に際し、延べ〇部隊〇名が出勤。市内では、1時間雨量〇〇mm を超える豪雨により河川が増水、各地で越水、各地で越水により床上浸水等の被害を受ける危険な状況の中、堤防への土のう積みや住民の避難誘導、人命救助を行い人的被害の軽減のため活動した。

活動時間	出勤延人数	主な活動内容
〇/〇～〇/〇 約1.2時間	〇名	<ul style="list-style-type: none"> 土のう積み(〇袋) 避難誘導(〇世帯) 排水作業(〇件)

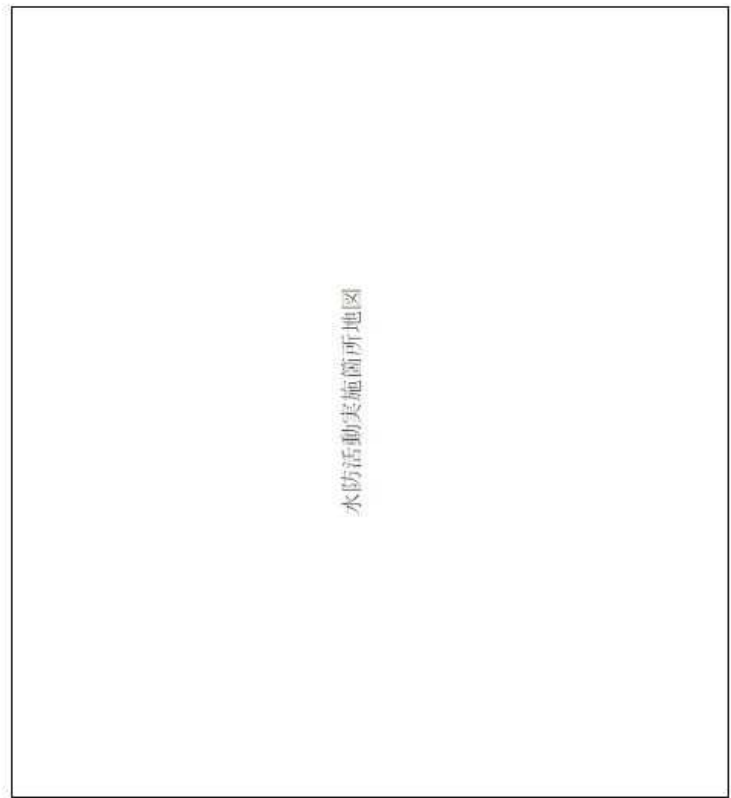
〇〇川左岸堤防巡視

〇〇川左岸積み土のう工

〇〇地区の浸水状況

〇〇川右岸月の輪工法

〇〇地区の浸水状況



水防活動実施箇所地図

第10節 水防訓練

水防管理団体（市）は、毎年1回以上なるべく出水期前に、水防団（消防団）、消防本部及び水防協力団体等と連携して水防訓練を実施し、水防技術の向上を図る。

また、県が主催する水防研修、関東地方整備局が主催する水防技術講習会へ水防団員（消防団員）を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第11節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第1 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

北杜市防災会議は、洪水予報河川、水位周知河川及びそれ以外の河川について、浸水想定区域の指定があったときは、北杜市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定める。

- (1) 洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- (2) 避難場所その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- (3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市長が行う洪水に係る避難訓練の実施に関する事項
- (4) 浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地
ア 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
イ 大規模な工場その他の施設であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）で、その洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があつた施設に限る。）
- (5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

第2 洪水ハザードマップの作成

市長は、北杜市地域防災計画において定められた上記(1)～(5)に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したハザードマップを作成し、配布、インターネットを利用した提供その他の必要な措置を講じる。

第3 予想される水災の危険の周知等

市長は、洪水予報河川等以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水した地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努める。

また、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、看板・電柱等への掲示等により、住民等に周知する。

なお、図面等を公表する場合は、住民への各戸配布、インターネット上での公表等により行う。

第5章 水防計画

第11節 浸水想定区域等における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第4 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により北杜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市に報告する。

また、当該要配慮者施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行う。

さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

市は、北杜市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

第5 大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により北杜市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成する。

また、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、自衛水防組織を置くよう努める。

市は、北杜市地域防災計画において、大規模工場等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定める。

【住民編】

住民編 目次

第1章 住民編の目的	1
第1節 住民編の目的	1
第2節 防災から減災への転換	1
第2章 自主対策と防災政策との整合	4
第1節 住民一人ひとりの自主対策	4
第2節 地域ぐるみの減災対策	7
第3節 自主防災組織の再編	9
第4節 事業所の減災対策	11
第3章 公助と整合した整備と訓練	13
第1節 避難するタイミングの徹底	13
第2節 特定地区総合防災訓練の実施	15
第3節 要配慮者包括支援の仕組みづくり	15
第4節 市民の災害支援	16
【附帯資料1】 あなた自身とあなたの家庭の減災力チェックシート	19
【附帯資料2】 緊急時用記録表の例	20

第1章 住民編の目的

第1節 住民編の目的

平成は自然災害の多い時代であった。私たちは、それらの災害を教訓に、自然災害や突発的な事故の発生において、自分の命と財産は自分で守り、支援が到着するまでしばらく互いに助け合うことが肝要であることを再認識した。特段、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災を踏まえ、国は「減災」を造語してその意図を示し、普段に家庭や地域や職場が自主的にどのような整備や訓練をしておくべきかを緊要な課題とした。平成23年3月11日に発生した東日本大震災で、「防災から減災への転換」が示された。

そこで北杜市は「減災力の強いまちづくり」を掲げ、市民一人ひとりの自助力と、家庭を取り巻く地域の共助力を高めるとともに、市内の事業所もBCP（事業継続計画）を策定して「減災力の強い事業所づくり」を図るよう、地域防災計画内に住民編を設け、市民及び事業所の主体的な減災力向上の指針とするものである。

第2節 防災から減災への転換

第1 減災の概念

「減災」という言葉は国の造語で、災害対策基本法第42条にある〔災害予防〕と同意である。阪神・淡路大震災の翌年の平成8年に内閣府が出した「減災のてびき」（下記）では、自助と共助の必要性が強調されている。

「減災」とは、自然災害や突然の事故は発生するものという前提で、被害を最小限にとどめるため普段から自助・共助・公助の備えと訓練をしておくことをいう。



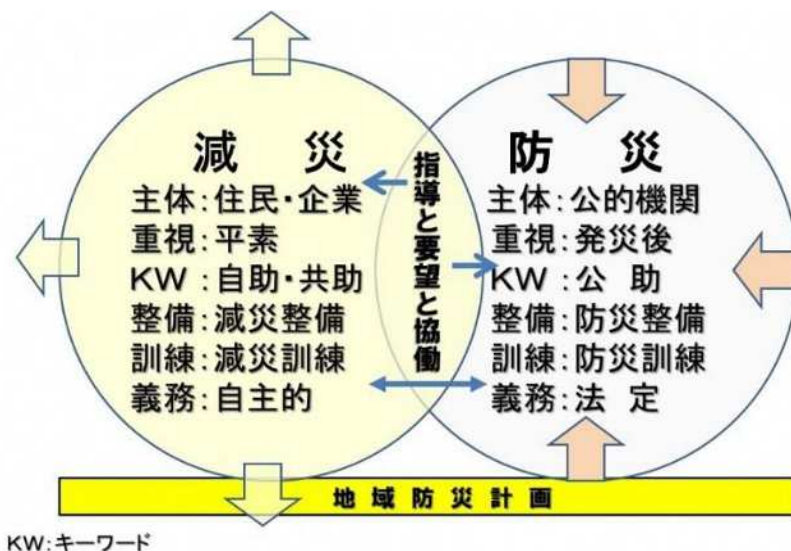
てびきに示された7つの備え

1. 災害被害を少なくする「自助」と「共助」
2. あなたのお宅や近所は安全ですか？
3. あなたのお宅は地震に耐えられますか？
4. 地震から命を守るために、お部屋の総点検を
5. 日ごろから準備しておきたいもの
6. 家族みんなで防災会議
7. ふだんからの地域のつながりが大切です

第2 防災と減災の相違

防災とは、災害対策基本法第42条に準拠して策定された地域防災計画に定める公助の責務をいい、主に発災後を重視した政策をいう。

一方の減災とは、市民や事業所が自分の命や財産を守るために、自助と共助をキーワードに、普段を重視して、自主的に整備と訓練に取り組むことをいう。



☞ 概念図の補足説明

図内の太い矢印は、市民や事業所の減災力が高まると、公助の防災力がより充実してくるという相関を示す。細い矢印は、市民や事業所で減災対策の方法が分からない場合、それを公的機関が指導し、それによって市民や事業所で減災への取り組みが行われると、あれこれ整備すべき点が見えてくる。その中で公的機関からの支援を希望する場合は要望を出し、そのような相互関係に至ることで、公的機関と市民・事業所が協働で整備や訓練を行うことができ、市全体の減災力向上を図ることを示している。

第3 想定事態の認識

北杜市地域防災計画では、起こりうる想定事態（災害の種別と規模）を定めている。概して災害を大別すると、地震や事故のように予告なしに起きる**突発性災害**と、洪水や土石流のような避難すべき兆候のある**警告性災害**がある。しかしながら、災害の種類は多様で、地域住民においてはすべての災害への対策を講じることは困難である。

よって、地域住民における想定事態も、地震や大雨、大雪など本市で起こりうる災害に対して、災害予防に取り組むものである。

ただし、社会状況の変化によって、その他の災害の事態（例えば、大気汚染やテロ）が想定される場合、市民は北杜市の警告や指示に従って行動するものとする。



第4 経過時間の概念

これまで発災時以降の経過時間の概念が不明であったが、東日本大震災以降、それまでの統計や実態を参考に経過時間の概念が示され、それに伴う整備や訓練が行われるようになった。そこで北杜市でも、地域防災計画に経過時間の概念を明記し、市民もその概念を理解した対応が求められる。



☞ 概念図の補足説明

24時間：初動～直後数時間

とにかく身の安全を確保して避難。発災直後の初動対応が最も重要である。この時点の対応如何で被災量の減少や二次災害防止を図ることができる。

2～3日目：自力期間

自力で持ちこたえる。3日目になると、市の災害対策本部ではかなり正確な被災情報が収集でき、被災者に少し落ち着きが出はじめる。一部のライフラインが復旧し、避難所等では、緊急時の避難生活が見直される。また、自衛隊や機動隊の公的支援が開始される。救出活動の目安は、発災から72時間以内である。

4～7日目：支援開始期間

外部からの支援が開始される。地域内ボランティアが活動をはじめ、災害ボランティアセンターも設置される。また、水や食料等の支援物資もかなり充実し、電気、電話はほぼ復旧する。(注)

8日目以降：復旧・復興

復旧・復興が開始される。

外部ボランティアが支援活動をはじめ、復旧・復興の対策が始まる。

(注) 大地震が発生しでも電気は3日目には復旧するとされていたが、阪神・淡路大震災や熊本地震のような活断層型地震では、家庭内の配線が壊れて通電による漏電火災(通電火災という)が発生することがあり、長期間停電を余儀なくされる場合もある。

第5 減災への家庭の役割

- (1) 「自分の身や財産は、自分で守る」という認識での安全対策の実施
- (2) 大型台風や大規模地震等を想定した家庭防災会議の開催
- (3) 市や自治会等が実施する防災訓練や講演会・研修会への積極的参加
- (4) 自主防災組織への参加と協力



第2章 自主対策と防災政策との整合

住民編に示す減災対策への指針は、以下に大別される。

(1) 市民一人ひとりの自主対策（第2章第1節～3節に解説）

家庭内や地域内や職場内で、それぞれの実情に適合した整備と訓練を自主的に実施するもので、そのための知識や技能の習得については、市が情報の提供や指導育成の機会を設け、また、適正な整備への助成を図るものである。

(2) 防災政策と整合した整備と訓練（第3章に解説）

市の防災政策において、本住民編と整合をとる必要のある、警報と避難のタイミングの徹底、地区防災計画の策定、機能する自主防災組織づくり、自主的な避難所開設力と運営力の強化、減災コミュニティの活性化等については、市と協働する整備と訓練を計画実施し、互いにその成果と課題を検証するものである。

第1節 住民一人ひとりの自主対策

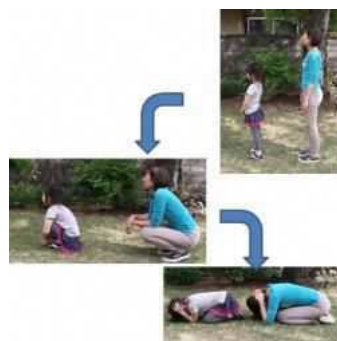
北杜市は、住民一人ひとりの自主対策が、計画的かつ体系的かつ段階的に向上するよう、「命を守るための自主対策」、「財産を守るための自主対策」、「地域ぐるみの減災対策」、「事業所の減災対策」に分類し、指導・啓発・協働訓練に取り組むものである。

第1 命を守るための自主対策 12項目

家庭内の命を守る対策として、以下の具体的な12項目をあげ、市民の自主的な取り組みを促すものである。

1 とっさのシェイクアウト体勢

大地震が発生したら、その場で身を低くして体を保護する体勢（右写真）をとり、できればテーブルの下に入って、しばらくそのまま揺れが収まるのを待ちましょう。



2 警報でたら迷わず避難

大雨警報等が発表されたら、浸水想定区域、土砂災害警戒区域内の家庭は、躊躇せずに、近隣の安全な避難場所等に避難しましょう。

3 警報でずとも率先避難

高齢者や介護認定者など、素早い避難行動が出来ない方やその家族は、警報が出なくても早めの避難を心がけましょう。

4 安全な避難経路の確保

玄関や階段などの避難経路には物を置かず、避難時の安全を確保しましょう。



5 暗闇対策

私たちは、1日のうち約4分の1～3分の1は睡眠しています。睡眠時は無防備で、急な大地震でライフラインが停止すると暗闇は恐怖であり、危険です。そのため寝室にLEDライトや、停電で自動点灯するライトなどを備えましょう。



6 頭部足元保護

避難時に、落下物が頭に当たることもあるため、頭部はヘルメットや保護の帽子などを被り、また、足元はガラス等でケガをしないようブーツや長靴で、周囲の安全を確認しながら避難しましょう。



7 緊急時持出品の整備

緊急時のために、普段から持出品を整備しておきましょう。

特段、生命維持に必要な①飲料水、②常用薬、③お薬手帳のコピー、④食料品、⑤衛生用品などは、定期的に新しいものに入れ替え、持ち出しやすい場所に保管しておきましょう。



8 緊急時備蓄品の整備

平成26年2月の大雪時のように、家庭や集落が孤立する場合があります。

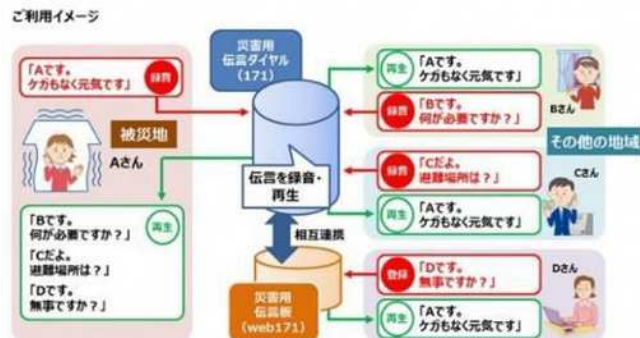
そのために、3日間程度の生活が維持できる備蓄をしましょう。

また、避難所生活を強いられる場合を想定し、備蓄品を①家の中、②倉庫、③車のトランクなどに分散しておきましょう。



9 安否確認法の決定

大規模災害が発生すると、電話が通じにくくなり、家族の安否確認ができない場合があります。そのため、いざという時に確実に安否確認できる方法を家族間で決め、普段に訓練しておきましょう。



NTTの災害用伝言ダイヤル171
NTTのホームページから

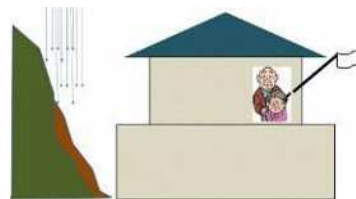
10 ガラス飛散防止対策

大地震で家が歪むと、窓ガラスが割れて飛散します。それで大ケガをする場合もあるため、窓ガラスの内側からフィルムを貼って飛散防止を図りましょう。



11 逃げ遅れた場合の対処

逃げ遅れた場合、家の中の最も安全と思われる場所で救助を待ちましょう。



12 普段に家族で話し合い

普段から家族みんなで、災害について話し合い、減災への意識を高めておきましょう。



第2 財産を守るための自主対策

家庭の財産を守る対策として、以下の具体的な7項目をあげ、市民の自主的な取り組みを促すものである。

1 建物耐震化

阪神・淡路大震災では、家屋の全壊半壊が12万棟以上、死者は6,400人。そのうち7割が家屋倒壊等による圧死・窒息死でした。家庭生活の中で最も大きな財産である家屋は、しっかり耐震化しましょう。



2 家具類転倒移動落下防止対策

大地震などで毎日使用している家具や家電類が壊れると、快適な生活が維持できなくなります。また、家具や家電の転倒落下で大ケガをする場合もあります。そうならないよう、普段にしっかり固定しておきましょう。



3 通電火災防止

災害や事故で電気の配線や家電製品が壊れると、漏電火災が発生します。特に、大地震で一旦ライフラインが止まり、その後の通電で大切な家屋が焼失しないよう、大地震で避難する時は配電盤の主電源を切るか、通電火災を防止する新型の配電盤に変えておきましょう。



4 耐火金庫の整備

大切な財産は金庫に保管しておきましょう。



5 デジタル情報のバックアップ

SNSの進化した今、私たちの生活に係る様々な情報がデジタル化されています。それらの貴重な情報を失うことがないように、定期的に他媒体にバックアップしておきましょう。また、親戚・知人・友人などの連絡先は、紙にプリントして金庫内に保管するか、緊急時持出品の中に入れておきましょう。



6 火災報知機の整備と点検

命と財産を守る火災報知機は設置を義務付けられています。できればキッチン、寝室、階段、居間の4カ所への設置が望まれ、半年ごとに点検し、電池を使用するタイプの報知機は新しい電池に交換しておきましょう。



7 災害保険への加入

日本は地震大国です。また、昨今の異常気象から想定外の事態になることも考えられます。そこで、安心して生活再開できる災害保険に加入しておきましょう。

第2節 地域ぐるみの減災対策

地域内では互いに助け合い、救助や支援が届くまでしばらく避難先で凌ぐことが求められる。ここでは地域における具体的な対策12項目をあげ、地域ぐるみの自主的な取り組みを促すものである。

1 減災の知識と技能を有する人材育成

市内全域で少子高齢化が進み、地域内のコミュニティも希薄になりつつあります。それでも大規模自然災害は発生します。その時の被害を最小限にするために、普段から家庭内や地域内の減災力向上をけん引する人材を育成しましょう。



2 機能する自主防災組織づくり

地域事情の変化・多様化に伴い、自主防災組織のあり方も変化しています。これまでは行政区等イコール自主防災組織という形態が多く、行政区等の役員は1~2年で交代することもあって、多くが整備や訓練が前例踏襲となっています。これではいざという時に混乱を招きます。そうならないよう、地域内に災害に対する知識と技能を有する人材を育成し、持続可能な自主防災組織を編成して、普段に整備を充実し、訓練を計画実施して地域の共助力を高めましょう。(組織化については、第3節に記す。)

3 効果的な訓練の計画と実施

点呼、消火、伝達など、毎年、同じ訓練内容を繰り返していることや、高齢者にはとても無理な放水訓練を消防団が行っている場合があります。そうすると徐々に参加率が低下し、一人ひとりの危機意識も低下してしまいます。そうならないよう、昨今の災害の教訓を生かした訓練を計画し、多くの参加住民から、「今日の訓練はよかったね」と言われる訓練を行いましょう。



4 避難先（一時避難場所、指定避難場所）の整備

避難生活をイメージできないと、整備の仕方が見えてきません。そこで、地域内の一時避難場所（組や班の住民が最初に避難するオープンスペースなど）や、指定避難場所（一時非難場所から次に向かう公民館など）に集合し、そこでしばらく凌ぐ



ことを前提とした整備に取り組みましょう。

5 避難経路の安全性の確保

普段に何気なく使っている道路には、電柱、ブロック塀、老木、老朽家屋など危険物がいっぱいあります。いざという時には、それらでケガを負うことや命を奪われる場合もあります。そこで、普段にみんなでなで避難経路を観察し、できるだけ安全な避難経路を確保しておきましょう。



6 要配慮者優先避難の仕組みづくり

地域内には速やかに避難行動ができない要配慮者（高齢者、病人、介護認定者、乳幼児、妊婦、障がい者など）が住んでいます。いつかは誰もが要配慮者になることを前提に、警告性災害では早いうちに高齢者等避難が出ますので、その時、家族はもとより、民生委員や消防団や近隣住民が協力して要配慮者を優先避難させる仕組みをつくりましょう。



7 避難後の行政区内の警邏体制

これまでの災害の教訓から、住民がすべて避難を終えた地域内に不審者が入り込み、盗難や物色する事態もあることから、逃げ遅れや犯罪を防ぐ警邏体制を整えましょう。

8 地域財産（神社、仏閣、公民館等）の耐震化

地域内には、伝統的な建造物や、神社仏閣などの地域資源があります。それらが大地震や大雪で倒壊しないよう、補強や耐震化を行いましょう。

9 地域内の適正備蓄と調達

大地震では、橋の落下や道路の破損などで地域が孤立する場合があります。しばらくは支援物資が届かないことを想定し、ある程度の備蓄と、水や生活物資を地域内で調達できる仕組みを考えておきましょう。

10 「地区防災計画」への初動規定の作成

大地震では、発生直後の初動が重要です。地区内で初動規定を整備し、普段、その規定に従った訓練を行い、住民への浸透を図りましょう。以下は、小地区が「組」の場合の初動規定例である。

- 【〇〇地区の大地震での初動規定】 家庭 → 指定避難所 までの初動
- 1.発災したらまず自分の身の安全を確保し、落ち着いて行動しましょう。
 - 2.用意してある緊急時持出品（リュックサック等）を持ち、速やかに一時避難場所に向かいます。
 - 3.家族内に要配慮者（介護認定者、高齢者、病人、障がい者、乳幼児等）がいた場合、
 - ① 避難先に連れて行ける状況であれば、同行します。
 - ② 避難先に連れて行けない状況ならば、要配慮者に「あとで助けに来るから」と伝え、できるだけ安全な状況下に保護します。
 - 4.一人ひとり、自分の飲み水は持って避難しましょう。
 - 5.人々でまとまり、周囲の安全を確認しながら指定避難所に向かいます。
 - 6.ウイルス感染防止のため、事前に分散避難先を決めている家庭は、そこに向かうことを地区責任者等に伝えてから分散避難先に向かいます。
 - 7.原則として徒歩で避難します。

- 8.避難の途中で、家の中から助けを求める声や、笛の音が聞こえた場合、二次災害防止のため、「すぐに助けに来るから」と声をかけます。
- 9.避難先では、班や組ごとにまとめた避難者名簿を提出します。
- 10.ペットは避難先の施設内には入れません。ゲージに入れて持参し、屋外飼育となります。
- 11.要配慮者、ケガ人、妊婦以外は、避難先の外で一時待機となります。
- 12.健常者は地区責任者の指示に従い、積極的に共助活動に参加しましょう。
- 13.すべて地区責任者の指示に従い、勝手な行動は厳禁です。

11 「地区防災計画」への減災マップの作成

自地域の安全性や避難経路を知るために、みんなで歩いて、自分たちのためのマップを作りましょう。そこに小地域や地区の初動規定も付加し、訓練に活用しましょう。



12 地域内で減災について学ぶ機会の確保

平成時代の自然災害では、多くの命と財産が失われました。しかしながら、それぞれが多くの教訓も残してくれました。また、それらの災害から、国は災害に関する法整備を行い、高い精度の気象システムも導入されました。私たちは、それらについて学んで減災意識を醸成し、減災力の強い地域づくりに関わりたい。

第3節 自主防災組織の再編

山梨県の自主防災組織率は全国2位と誇れる位置にあるが、その多くが形式的なペーパー上の組織である。そこで改めて平成の各種災害を踏まえ、「普段から主体的に整備や訓練に取り組むことで、いざと言う時に機能する自主防災組織」の再編を目指すものである。

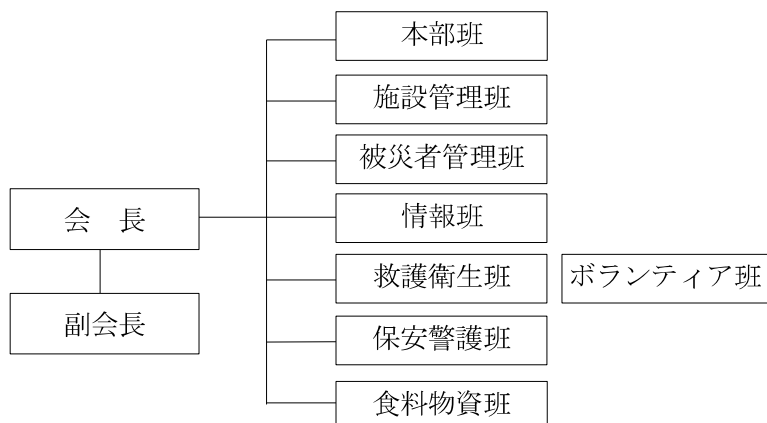
第1 自主防災組織の設置の目的

災害対策基本法第5条に基づき、「自分たちの地域は自分たちで守る」を基本に、地域住民の自発的防災組織として、町内会、自治会等を単位に「自主防災組織」を組織する。

第2 自主防災組織の結成

本市では、行政区等を単位とした自主防災組織を結成し、各自主防災組織は、地域の実情に応じた規約の作成と、災害発生時に効果的な防災活動が行えるよう平常時から準備、訓練に努めるものとする。

第3 自主防災組織の編成



1 主な役割

ほ 本部班	全体統括
し 施設管理班	施設全般の管理
ひ 被災者管理班	避難者対応
じ 情報班	情報の収集伝達
き 救護衛生班	救出・救護・衛生
ほ 保安警備班	保安警備
し 食料物資班	飲食物調達加工
プラス	ほ ボランティア班

☞ 役割の補足説明

PITS（パニック、感染、トラブル、ストレス）の少ない避難生活ができるよう、この班構成で普段に整備と訓練を行うが、いざという時には、その他の市民の共助を受けて指定避難場所や指定避難所の開設から閉鎖までを担います。

2 平常時の対策別役割（一部）

対 策	内 容	担当（協働）
避難所運営	減災・防災に向けた整備や訓練の統括責任	本部班
救出対策	1 救出用資器材の整備計画の立案 2 協定建設業者などへの重機の事前協力要請	救護衛生班 （＋消防団、自治会役員、民生委員）
救護対策	1 地域や避難所での要配慮者対策の指導啓発 2 応急手当講習会の実施 3 避難行動要支援者のリストアップと状況確認	
情報対策	1 情報の収集と伝達方法の立案 2 市防災関係機関や隣接自主防災組織との連絡方法の確立	情報班
避難対策	1 避難のタイミングの周知徹底 2 安全な避難路の決定と周知	被災者管理班

	3 集団避難行動の規定の立案	
給食給水対策	1 各世帯への備蓄の徹底 2 飲料水が確保できる場所の把握 3 炊出し、配分計画の立案	食料物資班
建物安全確認	1 構造物の安全確認	施設管理班
防災訓練	1 個別訓練の随時実施 2 市が行う防災訓練への参加	各班
備蓄	1 各班の活動に必要な資機材、物資を順次備蓄 2 備蓄資機材、物資の管理、点検	各班

3 非常時の対策別役割（一部）

対策	内容	担当
避難所運営	1 避難所の開設から閉鎖までの総責任 2 運営体制の確立 3 市災害対策本部への情報の伝達・要請・指示受け	本部班
消火対策	1 初期消火行動 2 通電火災防止行動	全員
救出対策	1 適切な初期救出の実施 2 協定建設業者などへの応援要請	救護衛生班
救護対策	1 軽傷者は世帯ごとに処置 2 各世帯で不可能な場合は救護班が処置 3 重傷者などは医療機関へ搬送	救護衛生班
情報対策	1 指定様式に従った情報の集約と本部班への報告 2 本部班から避難者への情報の伝達・指示 3 重要情報の各世帯への広報（直接、掲示板、伝言板）	情報班
避難対策	1 避難者の誘導（案内、受付、要配慮者対応） 2 車両への対応（要配慮者車両、一般車両、支援車両）	被災者管理班
給食給水対策	1 飲料水や食料の確保 2 炊出しの実施と配布	食料物資班
治安対策	1 逃げ遅れ者の確認と地域警邏 2 避難所内の風紀、防火・防犯活動	保安警護班
衛生対策	1 トイレの開設と衛生利用 2 感染症予防	救護衛生班
建物確認	1 施設の安全確認 2 施設管理側との利用合意に基づいた利用確認	施設管理班
人的支援	1 ボランティアニーズの把握と要請 2 ボランティアの受入と管理	ボランティア班

第4節 事業所の減災対策

情報通信網の高度化や物流システムの発展により、グローバルに産業の分業化・専門化がすすみ、各企業は相互の強い協力関係・信頼関係で成り立っている。そのような中で、大規模自然災

害や事故は局地的・突発的に発生する。もしも長期に操業を停止することになれば、協力会社の経済活動にも影響を与え、自他共に多大な損失を出すことになり、ひいては大切な信頼まで失うことになる。

そこで、それらの災害リスクを回避するためBCP（事業継続計画）を策定し、平素から減災力の強い事業所づくりを目指し、併せて、災害発生時に従業員も安心して仕事に復帰できる家庭づくり（LCP）を促進するものである。



民間事業所の事業継続計画の骨子例

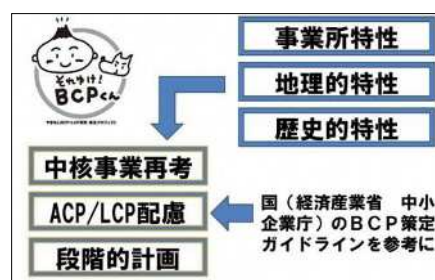
第1 市の業務継続計画

市は防災計画に準拠し、災害から市民を守る公助の責務に加えて、発災後に市の業務が速やかに再開できるよう、BCP（業務継続計画）を策定し、防災訓練と同様に毎年、各種の想定事態に沿ったBCP訓練を実施する。



第2 商工業の業務継続計画

市は産業政策において、市商工会と連携して市内の商工業事業者へのBCP（事業継続計画）の策定及び訓練の指導啓発を行い、また、定期的に協働訓練や公開訓練を計画実施するものである。



第3章 公助と整合した整備と訓練

第1節 避難するタイミングの徹底

第1 防災気象情報と警戒レベル

住民は「自らの命は自らが守る」意識を持ち、自らの判断で避難行動をとることが重要である。

このため、市、気象庁等から住民がとるべき行動を直感的に理解しやすくなるよう、5段階の警戒レベルを明記して、防災情報が提供される。

市から避難指示等が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）、河川の水位情報等を用いて自ら避難を判断することが必要である。

情報	とるべき行動	警戒レベル
<ul style="list-style-type: none"> 大雨特別警報 氾濫発生情報 キキクル（危険度分布）「災害切迫」（黒） 	何らかの災害がすでに発生している可能性が極めて高い状況となっています。命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保してください。	警戒レベル5相当
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒情報 キキクル（危険度分布）「危険」（紫） 氾濫危険情報 	災害が想定されている区域等では、市からの避難指示の発令に留意するとともに、避難指示が発令されていなくてもキキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて自ら避難の判断をしてください。	警戒レベル4相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨警報（土砂災害） 洪水警報 キキクル（危険度分布）「警戒」（赤） 氾濫警戒情報 	災害が想定されている区域等では、市からの高齢者等避難の発令に留意するとともに、高齢者等以外の方も普段の行動を見合わせ始めたり、キキクル（危険度分布）や河川の水位情報等を用いて避難の準備をしたり自ら避難の判断をしたりしてください。	警戒レベル3相当
<ul style="list-style-type: none"> キキクル（危険度分布）「注意」（黄） 氾濫注意情報 	ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路を確認してください。	警戒レベル2相当
<ul style="list-style-type: none"> 大雨注意報 洪水注意報 		警戒レベル2
<ul style="list-style-type: none"> 早期注意情報（警報級の可能性） 	最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高めてください。	警戒レベル1

第2 避難のタイミングと避難指示等の発令

1 自主避難の呼び掛け

台風の接近時等、災害発生が予想される場合は、事前に「自主避難の呼び掛け」を行う。この場合は、緊急避難場所（優先開設避難場所）を開設し、避難者を受け入れる。

2 高齢者等避難

風雨が強まることが予想される場合は、避難に時間を要する避難行動要支援者に避難を促すため、「高齢者等避難」を発令する。

この場合は、緊急避難場所（優先開設避難場所）を開設し、避難者を受け入れる。

住民の方には、事前に提供されている「避難行動要支援者名簿」を活用し、地域の避難行動要支援者の安否確認や避難誘導の支援が必要である。

3 避難指示

土砂災害、河川の氾濫等の危険がある場合は、警戒レベルとともに「避難指示」を発令し、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内の住民に避難を呼び掛ける。

この場合は、全ての緊急避難場所を開設し、避難者を受け入れる。

4 緊急安全確保

災害が発生している可能性が高い状況においては、「緊急安全確保」を発令する。

この場合は、命を守るため、避難場所等に避難せず、ただちに自宅・自宅付近の堅牢建物の上層階、斜面とは反対側の部屋に退避が必要である。

警戒レベル	状況	行動を促す情報（発信元）	住民がとるべき措置
5	災害発生又は切迫	緊急安全確保（市）	命の危険 直ちに安全確保
～〈警戒レベル4までに必ず避難！〉～			
4	災害のおそれ高い	避難指示（市）	危険な場所から全員避難
3	災害のおそれあり	高齢者等避難（市）	危険な場所から高齢者等は避難
2	気象状況悪化	大雨・洪水注意報（気象庁）	自らの避難行動を確認
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報（気象庁）	災害への心構えを高める

第3 避難先

災害発生に際し、市指定の避難場所に行くことだけが避難ではない。

避難には、次の4つの避難先があり、ふだんから、どこに避難するのか決めておくことが必要である。



第4 市民の避難行動の3原則

警報が出ると、その後の市民の行動は自己責任となる。

そこで、普段に自主防災組織などで住民に対し、次の3原則を啓発し、理解を徹底しておく必要がある。

- (1) 警報ですとも率先避難
- (2) 警報出たら迷わず避難
- (3) 避難行動は、原則徒歩で、声かけあって、戻るな、立ち止まるな

第2節 特定地区総合防災訓練の実施

毎年実施される地区の防災訓練は、各地区や自主防災組織が計画して実施しているが、指定避難所の施設を使う訓練までには至っていない。それでは、いざという時に大混乱が予想されるため、特定地区総合防災訓練と称して、市が選んだ指定避難所と、緊急時にその指定避難所を使う対象住民との合同訓練を行うものである。

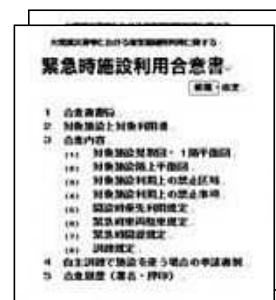


第1 特定地区総合防災訓練の意義

市が主導し、「市民が主体的に指定避難所を、開錠、開設、運営」することを目的に、そこに避難する対象住民と施設側（学校なら教育委員会と教職員）の協働訓練を行い、併せて施設の利用方法に関し協議を行うものである。

第2 施設利用合意書の作成

指定避難所が学校施設である場合、いくら緊急時といえども無闇に施設や設備を使用することはできない。そこで、特定地区総合防災訓練を機会に、施設側の意向と、住民側の要望をマッチングさせ、緊急時の施設の使い方を決めるとともに、住民は学校再開に配慮した使用を確約するものである。この決定により、指定避難所の開設に必要な鍵を住民に預託し、住民主体の訓練が可能となる。



第3 対象住民の自主的な施設利用訓練の実施

市が主導した特定地区総合防災訓練で施設利用合意書を作成しても、それを活用した自主的な訓練を繰り返し実施しないと、いざと言う時に機能しない。そこで対象住民は合同で定期的に施設利用合意書に基づいたフォローアップ訓練を実施し、徐々に避難所運営力を高めながら、施設利用合意書の見直しも行うものである。

第3節 要配慮者包括支援の仕組みづくり

平成25年5月、国（厚生労働省）は災害発生時の避難行動及びその後の避難生活に支援を要する人（高齢者、病人、介護認定者、乳幼児、妊婦、障がい者など）を今後、「要配慮者」と統一して呼ぶとした。同時に、各市町村に対して、「避難行動要支援者名簿」の作成を義務付け

た。このことについて市民は理解し、普段に要配慮者支援の仕組みについて考え、訓練しておく必要がある。

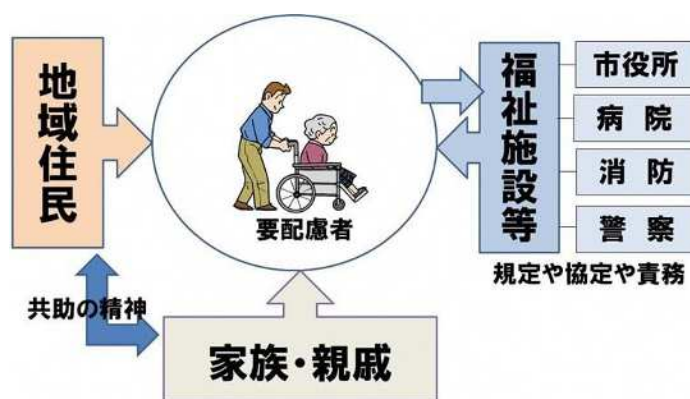
第1 避難行動要支援者名簿とは

市が認定した要配慮者の中で、「災害発生時の避難行動及びその後の生活で支援を受けたい」と希望した者が記載された名簿である。この名簿は定期的に改定され、各行政区の自治会長、民生委員、消防団長に配布される。

第2 要配慮者の包括支援体制づくり

誰もが、いつかは要配慮者になることを前提に、災害に対する地域における要配慮者対応を考えておく必要がある。いざという時には、独居高齢者はもとより、家族だけでは支えきれない事態が想定される。

そこで、公民福祉施設や市役所、病院、消防、警察などの公的機関と連携した包括支援と、平素からの整備と訓練が求められる。



第3 協定を締結した民間福祉施設との関係づくり

市は、市内の民間の福祉施設と災害時に支援を受ける協定を締結している。

このことから、要配慮者及びその家族は、緊急時にあえて遠方の指定福祉避難所（主に社会福祉協議会の施設）に向かう必要はなく、協定を締結している近くの福祉施設に向かう方がよい。ただし、施設側にも規模や職員数や事業内容など諸事情があることから、市は普段に地域と施設間の協議や訓練の機会を設け、関係づくりを図るものである。

第4節 市民の災害支援

第1 災害ボランティアとは

ボランティアとは、社会貢献（人道的・社会的）を目的に、原則として無報酬で取り組む活動のことをいい、その分野の例をあげると、福祉・介護・環境・災害・子育て・交通安全・文化・教育・森林保全・語り部・生涯学習・景観・エネルギー・地域資源保全などがある。その中で、被災地への人的支援活動を「災害ボランティア」という。

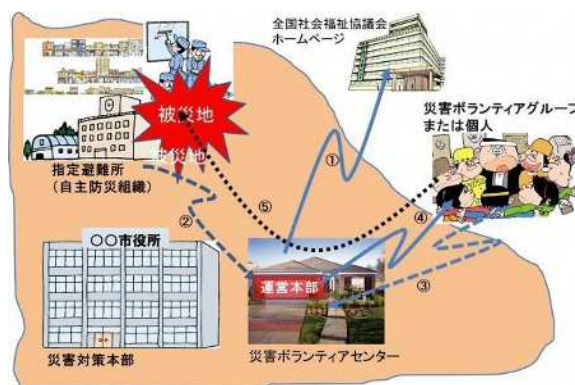
第2 災害ボランティアセンターとは

災害ボランティアセンター（Volunteer Center 略して「**災害VC**」）とは、平成7年の阪神・淡路大震災以降、国内で大規模災害等が発生した場合、避難生活や復旧・復興過程で人手が不足した場合、被災地のエリア内外から人的支援（民間力）を受けるために設置される。概して、被災地の社会福祉協議会等が主体で開設・運営し、ボランティアを受入れ、支援を必要としなくなるまで災害VCが管理運営する。

また、過剰な支援による混乱やトラブルを避ける目的もある。

その概要は、（解説番号＝図内番号）

- ① 市は、避難所や被災地域内で人的支援を必要とする状況になった時点で、災害VCを開設し、全国社会福祉協議会のホームページにその旨をアップする。
- ② 被災地域内から次々と要請が入る。
- ③ すると、それを見た国内外の支援団体や個人から災害VCに支援の申し出が来る。
- ④ 災害VCは、被災地内の要請状況から、支援を申し出ている団体や個人に支援の連絡をする。
- ⑤ 災害ボランティアが災害VC経由で被災地に入り、支援活動を実施し、活動終了後に災害VC経由で退去する。
- ⑥ 災害VCを閉鎖する場合、全国社会福祉協議会のホームページにその旨を出す。



第3 市民の被災地支援と災害VCの運営支援

大規模災害が発生すると、災害VCは長期的な運営を強いられる。しかしながら、対応できる職員数に限りがあり、疲労で体調を崩す職員もでる。

そのため、被災しなかった地域内住民は積極的に支援に参加し、普段からその訓練にも参加してもらいたい。



1 被災地支援

災害VCでは、地域外からの支援者が来る前に、近隣優先（優先順：地域内→周辺地域→国内→海外）で支援を受けることを希望している。その理由として、①地元なので信頼できる、②地理感がある、③宿泊場所がある、などがあげられる。

そこで、地域住民には、もしも地域内で大きな災害が発生した場合、積極的に支援活動に参加してもらいたい。

2 災害VC運営支援

災害VC自体の運営においても、職員数の不足が起きることから、もしも市内で大きな災害が発生し、災害VCが開設された場合は運営支援に協力していただきたい。

3 災害 VC の訓練で体験

市は毎年、災害 VC の開設・運営の訓練を実施する。そこに市民が参加して「被災地支援」、
「災害 VC 運営支援」を体験し、大規模災害発生時には災害 VC が設置され、支援を受けられる
仕組みを理解してもらいたい。

北杜市は、減災力の強いまちづくりをめざします。

- ◇ **一人ひとりの減災意識を高めましょう。**
- ◇ **家庭の減災力を高めましょう。**
- ◇ **地域の減災力を高めましょう。**
- ◇ **事業所の減災力を高めましょう。**
- ◇ **要配慮者や被災者を支援しましょう。**
- ◇ **被災したら、3日間は共助で凌ぎましょう。**

【平成の災害の教訓から減災対策ベスト5】

第1位：自分の命と財産は、自分で守る

第2位：自分が助かったならば、互いに助け合い、しばらく凌ぐ力をつける

第3位：要配慮者を優先避難させる仕組みをつくり、徹底する

第4位：指定避難所は、そこに避難した（する）住民が主体に開設・運営する

第5位：普段の整備と訓練を怠ると、いざという時に生活再開ができなくなる



減災力の強いまちづくりをめざして 家庭や地域や職場の減災力を高めるために

- 出前塾をご利用ください（市のホームページを参照）
- 地域内に、減災への知識と技能を有する減災リーダーを育成してください（同上）
- 防災政策上の整備と訓練に、ご協力ください

【**附帯資料1**】 あなた自身とあなたの家庭の減災力チェックシート
 回答が「はい」の場合はチェック欄に○を、「いいえ」の場合は×を、
 「分からない」場合は無記入で。

(1) あなた自身の減災力

番号	質問	あなた自身は・・・ ※あなたの家庭では、	チェック欄
1	居住地の一時避難場所（地）がどこか知っていますか		
2	居住地の指定避難場所（地）がどこか知っていますか		
3	居住地の指定福祉避難所がどこか知っていますか		
4	AED（Automated External Defibrillator）を使えますか		
5	基本的な救命知識と技能を持っていますか		
6	適切な救出知識を持っていますか		
7	緊急時連絡名簿を作成してありますか		
8	災害用伝言ダイヤル171を使えますか		
9	寝室に、頭部と足元を保護する物が置いてありますか		
10	パソコンのデータを、定期的に安全な場所にバックアップしていますか		
11	シェイクアウト体勢を知っていますか		
12	避難勧告と避難指示の違いを知っていますか		
13	→ その避難勧告と避難指示は、誰が出すか知っていますか		

(2) あなたの家庭の減災力

番号	質問	あなた自身は・・・ ※あなたの家庭では、	チェック欄
1	家族間で安否確認の方法を決めてありますか		
2	寝室や階段付近の暗闇対策がされていますか		
3	数日間は凌げる備蓄をしていますか		
	→ その備蓄は、定期的に入れ替えていますか		
4	非常時持出品は準備していますか		
	→ その非常時持出品は、定期的に入れ替えていますか		
	→ その非常時持出品は、安全で持ち出しやすい所にありますか		
5	寝室の家具類に、転倒・移動・落下の防止対策がされていますか		
6	その他の家具類・家電類が固定されていますか		
7	窓ガラスや食器棚などのガラスの飛散防止対策をとっていますか		
8	家庭の初動規定が決めていますか		
9	避難経路の安全性を考えてありますか		
10	建物の安全性（耐震化、一部シェルター化など）を考えてありますか		
11	避難中の泥棒対策を考えてありますか		
12	家庭内に要配慮者がいる場合、優先避難を考えていますか		
13	通電火災の対策を考えていますか		
14	定期的に配電盤の漏電ブレーカーを作動チェックしていますか		
15	家の中に閉じ込められた場合、救出を伝える方法を考えてありますか		
16	大型台風や大雪で、避難するタイミングを決めていますか		
17	家族で、災害について話し合っていますか		

【附帯資料2】 緊急時用記録表の例

緊急時に備えて避難先、連絡先、公的機関の情報などを記録しておきましょう。

わが家の避難先	一時避難場所	近隣者との避難先	大地震	
			洪水・土石流	
	指定避難場所	指定避難場所	大地震	
			洪水・土石流	
	指定避難所	指定避難所 避難生活のできる施設		☎
指定福祉避難所	指定福祉避難所 要配慮者が避難する施設		☎	
その他				☎
				☎
緊急時の家族の連絡方法				
家族の連絡先				☎
				☎
				☎
				☎
				☎
親戚・知人の連絡先			〒	
			☎	
			〒	
			☎	
家族が利用する施設などの電話番号				☎
				☎
				☎
公的機関などの電話番号	市役所 ()			☎
	消防署 ()			☎
	警察署 ()			☎
	病 院 ()			☎
	災害ボランティアセンター			☎
				☎

突然の災害や事故では、自分の命と財産は、自分で守りましょう。
 また、自分が助かったならば、人を助けましょう。
 そのために、普段から整備と訓練に取り組みましょう。

【資料編】

資料編 目次

1	条例等	1
1-1	防災会議条例	1
1-2	防災会議委員名簿	3
1-3	北杜市災害対策本部条例	4
1-4	北杜市地震災害警戒本部条例	5
2	避難等	6
2-1	避難指示等の判断基準（目安）	6
2-2	避難所・緊急避難場所	9
2-3	福祉避難所（公共施設、民間事業所）	12
2-4	優先的に開設する緊急避難場所（水害時）	14
2-5	応急仮設住宅建設候補地	15
3	協定	16
4	輸送・通信・広報	21
4-1	ヘリコプター場外離着陸場（県消防防災ヘリ関係）	21
4-2	ヘリコプター主要発着場（自衛隊ヘリ関係）	22
4-3	ヘリコプター場外離着陸場（自衛隊ヘリ関係）	23
4-4	ドクターヘリ離着陸場	23
4-5	自衛隊派遣部隊・緊急消防援助隊宿泊予定施設	24
4-6	緊急消防援助隊野営可能場所	25
4-7	緊急消防援助隊地上部隊進出拠点及び到達ルート（北杜市内）	25
5	消防・水防	26
5-1	北杜市消防団の編成	26
6	基準・様式等	28
6-1	職員動員関係様式	28
6-2	被害認定基準	29
6-3	災害救助法による救助の程度、方法及び期間	31
6-4	緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書	34

1 条例等

1-1 防災会議条例

平成16年11月1日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、北杜市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北杜市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員40人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 山梨県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 消防団長及び消防機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者
- 6 前項各号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、山梨県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年12月16日条例第116号)

1 条例等

この条例は、平成 18 年 3 月 15 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-2 防災会議委員名簿

番号	区分	機関名	職名	
1	会長	北杜市	市長	
2	1号委員(指定地方行政機関)	関東地方整備局甲府河川国道事務所	所長	
3	2号委員(山梨県)	山梨県中北地域県民センター	地域防災幹	
4	3号委員(山梨県警)	北杜警察署	署長	
5	4号委員(部内職員)	北杜市	副市長	
6		北杜市北杜未来部	部長	
7		北杜市総務部	部長	
8		北杜市企画部	部長	
9		北杜市市民環境部	部長	
10		北杜市福祉保健部	部長	
11		子ども政策部	部長	
12		北杜市産業観光部	部長	
13		北杜市建設部	部長	
14		北杜市教育部	部長	
15		北杜市会計管理者	会計管理者	
16		北杜市議会議務局	事務局長	
17		北杜市監査委員会	事務局長	
18		北杜市農業委員会	事務局長	
19		北杜市上下水道局	局長	
20		明野総合支所	支所長	
21		須玉総合支所	支所長	
22		高根総合支所	支所長	
23		長坂総合支所	支所長	
24		大泉総合支所	支所長	
25		小淵沢総合支所	支所長	
26		白州総合支所	支所長	
27		武川総合支所	支所長	
28		5号委員(教育長)	教育委員会	教育長
29		6号委員(消防団長及び消防機関の職員)	峡北広域行政事務組合峡北消防本部	消防長
30			北杜市消防団	団長
31		7号委員(指定公共機関又は指定地方公共機関)	日本赤十字社山梨県支部	事務局長
32	東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社		葦崎事務所長	
33	東日本電信電話(株)山梨支店		支店長	
34	東日本旅客鉄道(株)小淵沢駅		駅長	
35	中日本高速道路(株)甲府保全・サービスセンター		所長	
36	8号委員(自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者)	代表区長会	会長	
37		梨北農業協同組合	組合長	
38		北杜市商工会	会長	
39		北杜市社会福祉協議会	会長	
40		特定非営利活動法人減災ネットやまなし	理事長	

1-3 北杜市災害対策本部条例

平成 16 年 11 月 1 日
条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、北杜市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を補佐し、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 28 日条例第 36 号)

この条例は、公布の日から施行する。

1-4 北杜市地震災害警戒本部条例

平成16年11月1日
条例第20号

(趣旨)

第1条 この条例は、大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「法」という。)第18条第4項の規定に基づき、北杜市地震災害警戒本部(以下「警戒本部」という。)の組織等に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 地震災害警戒本部長(以下「本部長」という。)は、警戒本部の事務を総括し、その職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長(以下「副本部長」という。)、地震災害警戒本部員(以下「本部員」という。)その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 山梨県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市の教育委員会の教育長

(3) 市長がその部内の職員のうちから指名する者

(4) 市の区域において業務を行う法第2条第7号に規定する指定公共機関又は同条第8号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が任命する者

(5) 峡北広域行政事務組合峡北消防本部の消防長又は当該組合の消防吏員その他の職員のうちから市長が委嘱する者

(6) 市の消防団の団長

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員(以下「本部職員」という。)は、市の職員のうちから市長が指名する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第3条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長に事故があるときは、部に属する本部員のうちから部長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

2 避難等

2-1 避難指示等の判断基準（目安）

避難情報	基準（目安）
自主避難	<ul style="list-style-type: none"> ●災害共通 ・強い降雨を伴う台風等が24時間以内に接近・通過することが予想される場合
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 ・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達し、かつ、水位予測において引き続きの水位が上昇する予測が発表されている場合 ・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達する予測が発表されている場合（急激な水位上昇による氾濫のおそれのある場合） ・釜無川の穴山橋水位観測所又は国界橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）に到達した場合 ・堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合 ●土砂災害 ・大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）が発表され、かつ、気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「警戒（赤）」となった場合、または、山梨県の土砂災害に関するメッシュ情報で「実況又は予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達」（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）する場合 ・数時間後に避難経路等の事前通行規制等の基準値に達することが想定される場合 ・大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当情報[土砂災害]）に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合 ●災害共通 ・高齢者等避難の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令）
避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 ・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した、あるいは、水位予測に基づき急激な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位（レベル4水位）を超え、さらに水位の上昇が見込まれると発表された場合 ・洪水予報により、塩川の岩根橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達していないものの、氾濫開始相当水位に到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ・釜無川の穴山橋又は国界橋水位観測所の水位が氾濫危険水位（レベル4水位）に到達した場合 ・釜無川の穴山橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～③のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合

	<ul style="list-style-type: none"> ① 国界橋水位観測所の水位が急激に上昇している場合 ② 釜無川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ③ 穴山橋水位観測所の上流で大量な降雨が見込まれる場合 ・釜無川の国界橋水位観測所の水位が避難判断水位（レベル3水位）を超えた状態で、次の①～②のいずれかにより、急激な水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 釜無川の洪水警報の危険度分布で「危険（紫）」が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 国界橋水位観測所の上流で大量な降雨が見込まれる場合 ・堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合 ・塩川ダム又は大門ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 (洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川) ・水位観測所の水位が一定の水位に到達し、次の①～②のいずれかにより、引き続き水位上昇のおそれがある場合 <ul style="list-style-type: none"> ① 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況又は予測で洪水警報基準を大きく超過する場合） ② 水位観測所の上流で大量又は強い降雨が見込まれる場合 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報[洪水]）が出現し、引き続き水位上昇のおそれがある場合 ●土砂災害 <ul style="list-style-type: none"> ・土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）が発表された場合 ・気象庁の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）が「危険（紫）」となった場合、又は、山梨県の土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達」（警戒レベル4相当情報[土砂災害]）する場合 ・土砂災害の前兆現象（山鳴り、湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合 ●災害共通 <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、夜間から明け方に接近・通過することが予想される場合（夕刻時点で発令） ・避難指示の発令が必要となるような強い降雨を伴う台風等が、立退き避難が困難となる暴風を伴い接近・通過することが予想される場合（立退き避難中に暴風が吹き始めることがないよう暴風警報の発表後速やかに発令）
<p>緊急安全確保 【警戒レベル 5】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●浸水 <ul style="list-style-type: none"> ・塩川の岩根橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・釜無川の穴山橋水位観測所又は国界橋水位観測所の水位が、氾濫開始相当水位に到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達している蓋然性が高い場合） ・大雨特別警報（浸水害）（警戒レベル5相当情報[浸水害]）が発表された場合 ・洪水予報河川及び水位周知河川以外の河川の洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）で「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報[洪水]）が出現した場合（流域雨量指数が実況で大雨特別警報（浸水害）基準に到達した場合） ・堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合

2 避難等

<ul style="list-style-type: none">・樋門・水門等の施設の機能支障が発見された場合や排水機場の運転を停止せざるをえない場合（支川合流部の氾濫のため発令対象区域を限定する）・洪水予報により、塩川の氾濫発生情報（警戒レベル5相当[洪水]）が発表された場合・堤防の決壊、越水・溢水が発生した場合●土砂災害<ul style="list-style-type: none">・大雨特別警報（土砂災害）（警戒レベル5相当[土砂災害]）が発表された場合・土砂災害の危険度分布で「災害切迫(黒)」（警戒レベル5相当情報[土砂災害]）となった場合・土砂災害発生

2-2 避難所・緊急避難場所

No.	地区	避難所名		避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数(人)	
					洪水	土砂	地震	火災			面積(m ²)	施設: 6 m ² 場所: 10 m ²
1	明野	明野小学校	校舎	○	○	○	○	明野町上手 8418	25-2101	1,118	186	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
2	明野	明野中学校	校舎	○	○	○	○	明野町上手 8342	25-2426	1,050	175	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
3		明野多目的屋内運動場		○	○	○	○	明野町上手 8304	25-1530	1,086	181	
4		北杜市明野テニスコート		○	○	○	明野町上手 8303	1,382		138		
5		明野総合支所		○	○			明野町上手 5219-1	42-1112			
6	須玉	須玉小学校	校舎	○	○	○	○	須玉町若神子 200-2	42-2310	1,067	177	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
7		(旧) 増富小学校	体育館	○	○	○	○	須玉町比志 3611-6	42-1312 (管財課)	930	155	
			校庭		○	○	○			5,024	502	
8	須玉	須玉中学校	校舎	○	○	○	○	須玉町小倉 200	42-2021	962	160	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
9		北杜市須玉総合体育館		○	○	○	○			2,210	368	
10		北杜市須玉穂足スポーツ公園		○	○	○	○	須玉町大蔵 734	42-4844	5,000	500	
11		北杜市須玉のろしの里ふれあい広場		○	○	○	○	須玉町若神子 395		5,100	510	
12		須玉総合支所		○	○			須玉町若神子 2155	42-1113			
13		増富出張所		○	○			須玉町比志 3621-30	42-1436			
14	高根	高根東小学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山北割 1035	47-2014	721	120	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
15	高根	高根西小学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山西割 1696	47-2025	700	116	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
16	高根	(旧) 高根北小学校	校舎	○	○	○	○	高根町長澤 2141	42-1312 (管財課)	424	70	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					
17	高根	(旧) 高根清里小学校	校舎	○	○	○	○	高根町清里 3545-2083	42-1312 (管財課)	695	115	
			体育館	○	○	○	○					
			校庭		○	○	○					

2 避難等

No.	地区	避難所名		避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数(人)	
					洪水	土砂	地震	火災			面積(m ²)	施設: 6 m ² 場所: 10 m ²
18	高根	高根中学校	校舎	○	○	○	○	高根町村山東割 98	47-2026			
			体育館	○	○	○	○			1,312	218	
			校庭		○	○	○			16,486	1,648	
19	高根	北杜市高根体育館		○	○	○	○	高根町村山北割 111	47-4444	2,886	481	
20		北杜市高根ゲートボール場		○	○	○	○	高根町村山北割 100		546	91	
21		北杜市高根総合グラウンド			○	○	○			20,691	2,069	
22		北杜市高根テニスコート			○	○	○			4,232	423	
23		北杜市高根清里スポーツ広場			○	○	○	高根町浅川 267		6,647	664	
24	高根農村環境改善センター			○	○	○	高根町村山北割 3288	42-1114				
24	高根総合支所			○	○		高根町村山北割 3261	42-1114				
25	長坂	(旧) 秋田小学校	体育館	○	○	○	○	長坂町大八田 3677	42-1312 (管財課)	561	93	
			校庭		○	○	○			8,104	810	
26	長坂	長坂小学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 1603-1	32-2308			
			体育館	○	○	○	○			845	140	
			校庭		○	○	○			11,074	1,107	
27	長坂	(旧) 日野春小学校	体育館	○	○	○	○	長坂町長坂下条 1237-3	42-1312 (管財課)	561	93	
			校庭		○	○	○			11,566	1,156	
28	長坂	(旧) 小泉小学校	体育館	○	○	○	○	長坂町白井沢 4078	42-1312 (管財課)	513	85	
			校庭		○	○	○			10,832	1,083	
29	長坂	長坂中学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 1608	32-2242			
			体育館	○	○	○	○			845	140	
			校庭		○	○	○			32,858	3,285	
30	長坂	甲陵中・高等学校	校舎	○	○	○	○	長坂町長坂上条 2003	32-3050			
			体育館	○	○	○	○			1,333	222	
			校庭		○	○	○			11,395	1,139	
31	長坂	長坂総合スポーツ公園	体育館	○	○	○	○	長坂町大八田 6811- 187	32-2278	2,399	399	
			屋内ゲートボール場	○	○	○	○			567	94	
			柔剣道場	○	○	○	○			547	91	
			野球場		○	○	○			14,370	1,437	
			陸上競技場		○	○	○			18,250	1,825	
32	北杜市郷土資料館		○	○	○	○	長坂町中丸 1996-2	32-6498	459	76		
33	長坂総合支所		○	○			長坂町長坂上条 2575-19					

No.	地区	避難所名		避難所	緊急避難場所				住所	電話番号	収容人数(人)	
					洪水	土砂	地震	火災			面積(m ²)	施設: 6 m ² 場所: 10 m ²
34	大泉	泉小学校	校舎	○	○	○	○	大泉町谷戸 2870	38-2025			
			体育館	○	○	○	○			767	127	
			校庭		○	○	○			21,724	2,172	
35	大泉	泉中学校	校舎	○	○	○	○	大泉町谷戸 2087	38-2012			
			体育館	○	○	○	○			1,080	180	
			校庭		○	○	○			16,686	1,668	
36		大泉体育館	○	○	○	○	大泉町谷戸 1915	45-6130	2,165	360		
37		大泉総合支所		○	○	○	大泉町西井出 3164-1	42-1116				
38	小淵沢	小淵沢小学校	校舎	○	○	○	○	小淵沢町 7741	36-2055			
			体育館	○	○	○	○			741	123	
			校庭		○	○	○			10,000	1,000	
39	小淵沢	小淵沢中学校	校舎	○	○	○	○	小淵沢 732	36-2160			
			体育館	○	○	○	○			1,190	198	
			校庭		○	○	○			15,553	1,555	
40	小淵沢	小淵沢総合スポーツセンター	体育館	○	○	○	○	小淵沢 2161	45-7750	1,020	170	
			グラウンド		○	○	○			17,256	1,725	
41		小淵沢東スポーツセンター	体育館	○	○	○	○	小淵沢上笹尾 1240	45-7750	612	102	
			グラウンド		○	○	○			10,378	1,037	
42		小淵沢総合支所		○	○			小淵沢町 7711	42-1119			
43	白州	白州小学校	校舎	○	○	○	○	白州町白須 225	35-2733			
			体育館	○	○	○	○			750	125	
			校庭		○	○	○			9,990	999	
44	白州	白州中学校	校舎	○	○	○	○	白州町白須 1920	35-2534			
			体育館	○	○	○	○			1,538	256	
			校庭		○	○	○			10,497	1,049	
45		白州体育館	○			○	白州町鳥原 2913-208	35-3553	3,635	605		
46		北杜市白州総合運動場				○	白州町白須 7458-2		27,500	2,750		
47		白州総合会館		○	○		白州町白須 288-1	42-1473				
48		白州総合支所		○	○		白州町白須 312	42-1117				
49	武川	武川小学校	校舎	○	○	○	○	武川町牧原 944	26-2110			
			体育館	○	○	○	○			730	121	
			校庭		○	○	○			12,232	1,223	
50	武川	武川中学校	校舎	○			○	武川町山高 1457	26-3715			
			体育館	○			○			960	160	
			校庭				○			21,714	2,171	
51		武川体育館	○			○	武川町三吹 2218	26-3261	1,229	204		
52		北杜市武川運動公園		○	○	○	武川町新奥 1112		17,662	1,766		
53		甲斐駒センターせせらぎ	○			○	武川町牧原 1243	20-3019	286	47		
54		武川総合支所		○	○		武川町山高 1457-3	42-1118				

2 避難等

2-3 福祉避難所（公共施設、民間事業所）

1 公共施設

No.	避難所名	住所	電話番号
1	北杜市保健センター	高根町箕輪 697	42-1401
2	北杜市障害者支援センター	長坂町長坂上条 2233	42-1334
3	明野ゆうゆうふれあい館	明野町浅尾新田 1499-1	42-1333
4	須玉町デイサービスセンター	須玉町藤田 799-1	
5	高根町デイサービスセンター	高根町箕輪新町 50	
6	大泉町デイサービスセンター	大泉町谷戸 1880	
7	小淵沢町デイサービスセンター	小淵沢町 6266	
8	武川町デイサービスセンター	武川町牧原 1322	

2 民間事業所

No.	法人名	事業所名	区分	住所	電話番号
1	(社) 緑の風	障害福祉サービス事業所緑の風	障害	長坂町大井ヶ森 994-1	20-4400
2	(社) しあわせ会	白州いずみの家	障害	白州町白須 8438	35-3324
3	(特非) あさひ	グループホームあさひテレサホーム	障害	高根町村山北割 86-6	47-3950
4	(特非) キッズステーション	キッズステーション	障害	須玉町藤田 441-2	42-3870
5	(社) 緑樹会	グリーンヒルホーム	障害	明野町上手 520	25-2512
6		特別養護老人ホーム明山荘	介護		
7	(社) 愛寿会	障害者支援施設第二仁生園	障害	長坂町小荒間 27-4	32-8270
8		仁生園デイサービスセンター	介護	長坂町小荒間 1293	32-7425
9	(社) 友和会	ホクト甲斐	障害	武川町柳澤 2946-16	23-6525
10		フレンズ武川	障害	武川町柳澤 2946-12	
11	(社) 高根福祉みのる会	北杜市障害福祉サービス事業所 パル実郷	障害	高根町箕輪 2270-1	090- 1558-
12		北杜の郷	障害	高根町村山北割 1689-2	7128
13	(社) ハヶ岳名水会	菜の花	障害	長坂町長坂下条 1368-1	32-0035
14		春の陽	障害		
15		星の里	障害		
16	(社) 新友会	ふれんどりー・ゆう	障害	須玉町比志 3621-31	42-6661
17	(有) ほくと夢ポケット	ほくと夢ポケット デイサービスセンター	介護	高根町村山西割 2051-1	47-6661
18		ほくと夢ポケットⅡ デイサービスセンター	介護	高根町村山西割 2044-1	47-6662
19		ほくと夢ポケットⅢ デイサービスセンター	介護	長坂町大八田 1576-27	32-6300

No.	法人名	事業所名	区分	住所	電話番号
20	(医) あとべ会	峡北シルバーケアホーム	介護	長坂町渋沢 907	32-6211
21	(社) 友伸福祉会	通所介護事業所 ほくと・ぬくもり	介護	須玉町若神子 2120-1	20-6255
22		小規模多機能型居宅介護事業所 ほく・ぬくもり	介護		
23		特別養護老人ホーム長寿荘	介護	須玉町若神子 2169-1	30-7732
24	(医) 燦生会	介護老人保健施設フルリールむ かわ	介護	武川町柳澤 740-1	26-0111
25		デイサービスよりあいどころ・ ほくと・さくら苑	介護	長坂町白井沢 1172-19	32-8301

2 避難等

2-4 優先的に開設する緊急避難場所（水害時）

1 緊急避難場所

地区	施設名	連絡先
明野	1. 明野総合支所 2. 明野小学校	42-1112（明野総合支所）
須玉	1. 須玉総合支所・増富出張所 2. 須玉総合体育館	42-1113（須玉総合支所） 42-1436（増富出張所）
高根	1. 高根総合支所 2. 高根農村環境改善センター	42-1114（高根総合支所）
長坂	1. 長坂総合支所 2. 長坂総合スポーツ公園体育館	42-1115（長坂総合支所）
大泉	1. 大泉総合支所 2. 泉小学校	42-1116（大泉総合支所）
小淵沢	1. 小淵沢総合支所 2. 小淵沢小学校	42-1119（小淵沢総合支所）
白州	1. 白州総合会館 2. 白州中学校	42-1117（白州総合支所）
武川	1. 武川総合支所 2. 武川小学校	42-1118（武川総合支所）

※1→2の順で開設する。

2 福祉避難所

施設名	連絡先
北杜市保健センター	42-1401（ネウボラ推進課）
北杜市障害者総合支援センター	42-1334（福祉課）
高根町デイサービスセンター	42-1333（介護支援課）
明野ゆうゆうふれあい館	42-1333（介護支援課）

2-5 応急仮設住宅建設候補地

No.	候補地の名称	所在地	敷地面積 (㎡)	特記事項
1	明野中学校校庭	明野町浅尾 5259-112	16,300	
2	北杜市営多麻団地住宅南側空き地	須玉町東向 2231-4	4,045	
3	須玉ふれあい館北側駐車場	須玉町若神子 521-23	5,920	
4	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	21,000	
5	ふれあい交流広場駐車場	高根町村山北割 3311-1	4,922	
6	長坂総合スポーツ公園（駐車場）	長坂町大八田 6811	4,000	
7	北杜市長坂総合スポーツ公園（野球場）	長坂町大八田 6811-187	14,370	
8	北杜市長坂総合スポーツ公園（陸上競技場・テニスコート）	長坂町大八田 6811-170	24,793	
9	北杜市小淵沢総合スポーツセンターグラウンド	小淵沢町 2161	17,256	
10	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	27,500	
11	武川小学校校庭	武川町牧原 944	5,250	
12	北杜市武川運動公園	武川町新興 1112	17,662	
計			163,018	

3 協定

3 協定

(1) 消防関係

No.	締結日	区分	協定名	締結先	備考
1	昭和43年9月1日 昭和44年12月25日	消防	富士見町北杜市広域 消防相互応援協定書	富士見町・北杜市（旧小淵 沢町・旧白州町）	
2	昭和46年3月29日	消防	消防計画に伴う火災 出動に関する細目協 定書	韮崎市（消防団）・甲斐市 （消防団）・峡北広域行政事 務組合・北杜市（消防団）	
3	平成6年12月22日	消防	消防相互応援協定書	南牧村（消防団）・北杜市 （消防団：旧高根町）	
4	平成18年6月14日	消防	中央自動車道消防相 互応援協定書	上野原市・大月市・都留 市・富士五湖広域行政事務 組合・富士吉田市・西桂 町・富士河口湖町・東山梨 行政事務組合・甲州市・東 八代広域行政事務組合・笛 吹市・甲府地区広域行政事 務組合・甲府市・甲斐市・ 中央市・昭和町・峡北広域 行政事務組合・韮崎市・北 杜市	

(2) 協定等

No.	締結日	区分	協定名	締結先	備考
1	平成8年7月24日	災害	災害時の相互応援に 関する協定書	袋井市（旧浅羽町）・北杜市 （旧明野村）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
2	平成8年11月1日	災害	災害相互応援協定	羽村市・北杜市（旧高根 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供、一時収容 施設の提供等）
3	平成9年8月6日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	甲府市・南アルプス市・韮 崎市・甲斐市・中央市・昭 和町・市川三郷町・身延 町・富士川町・早川町・南 部町・静岡市・佐久市・佐 久穂町・小海町・川上村・ 南牧村・南相木村・北相木 村・北杜市	災害時の相互応援（職員派 遣、食料、生活必需品、応 急対策用防災資機材の提 供、一時収容施設の提供 等）
4	平成9年12月24日	災害	災害時における日野 春郵便局、北杜市間 の協力に関する覚書	日野春郵便局・北杜市（旧 小淵沢町）	郵便、貯金、簡易保険等の 災害特別事務、施設・用 地・情報の相互協定
5	平成11年3月29日	災害	新宿区と北杜市との 相互援助協定	新宿区・北杜市（旧長坂 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
6	平成15年5月26日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	西東京市・北杜市（旧須玉 町）	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）

7	平成 19 年 1 月 12 日	災害	大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書	甲府市・富士吉田市・都留市・大月市・韮崎市・南アルプス市・甲斐市・笛吹市・上野原市・山梨市・甲州市・中央市・北杜市	大規模災害時及び国民保護計画が対象とする事態における相互応援協定（食料他必要資機材の提供、救援及び救助に必要な車両等の提供、救助及び応急復旧に必要な職員の派遣）
8	平成 19 年 4 月 1 日	災害	災害時における放送要請に関する協定	特定非営利活動法人八ヶ岳コミュニティ放送（FM八ヶ岳）	災害時の避難情報における緊急放送に関する協定
9	平成 20 年 3 月 25 日	災害	災害時における物資の供給に関する協定	梨北農業協働組合※	災害時における生活物資の供給に関する協定
10	平成 20 年 3 月 25 日	災害	災害時における施設等の提供協力に関する協定	八ヶ岳ロイヤルホテル 清里高原ホテル キープ協会（清泉寮） ダイヤモンド八ヶ岳美術館ソサイエティセラビリティリゾート泉郷八ヶ岳高原 八ヶ岳グレイスホテル	災害時における帰宅困難者の施設受け入れに関する協定
11	平成 20 年 7 月 28 日	災害	災害時における生活必需物資の調達に関する協定	㈱いちやまマート ㈱オギノ ㈱クスリのサンロード ㈱くろがねや	災害時における生活物資の供給に関する協定
12	平成 20 年 7 月 28 日	災害	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	社団法人山梨県トラック協会 峡北支部 赤帽山梨県軽自動車運送共同組合	災害時等の物資等の輸送に関する協定
13	平成 20 年 10 月 20 日	災害	災害時における応急対策業務に関する協定	北杜市建設安全協議会 69 社（土木建築 60 社 電設 9 社）	災害時の公共土木施設等の応急対策業務に関する協定
14	平成 21 年 10 月 6 日	災害	北杜市防災行政無線の使用に関する覚書	東京電力(株)山梨支店	電力供給に関わる事故停電が発生した場合における防災行政無線の使用に関する協定
15	平成 22 年 3 月 9 日	災害	災害時における石油燃料等の供給に関する協定	山梨県石油協同組合北巨摩支部長	災害時における庁舎、避難所等における石油燃料等の供給に関する協定
16	平成 22 年 3 月 24 日	災害	特設公衆電話設置に関する覚書	東日本電信電話(株)関東地方整備局	災害時用公衆電話の設置、利用、管理等
17	平成 23 年 4 月 1 日	災害	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換、リエゾンの派遣等に関する協定
18	平成 24 年 10 月 19 日	災害	福祉避難所の指定に関する協定書	社会福祉法人緑の風・社会福祉法人しあわせ会・特定非営利活動法人あさひ・特定非営利活動法人キッズステーション・社会福祉法人緑樹会・社会福祉法人愛寿会・社会福祉法人友和会・社会福祉法人高根福祉みのる会・社会福祉法人八ヶ岳名水会・社会福祉法人新友会・有限会社ほくと夢ボケ	災害時における福祉避難所開設に関する協定

3 協定

				ット・医療法人あとべ会・ 社会福祉法人友伸福祉会・ 医療法人燦生会	
19	平成 26 年 1 月 24 日	医療	医療連携協定書	富士見高原医療福祉センター	災害時における患者受入等 医療連携に関する協定
20	平成 26 年 1 月 28 日	災害	災害時における協力 に関する協定	社団法人韮崎青年会議所	災害時における人的支援、 物的支援に関する協定
21	平成 26 年 1 月 28 日	災害	アマチュア無線による 災害時応援協定	八ヶ岳アマチュア無線クラ ブ・八獣会アマチュア無線 クラブ	アマチュア無線による災害 情報の収集、伝達協力
22	平成 26 年 1 月 28 日	災害	災害時医療連携に関 する協定書	北巨摩医師会	災害時等における医療救護 班の派遣
23	平成 26 年 6 月 1 日	災害	災害時における避難 所等の施設利用に関 する協定	社会福祉法人八ヶ岳名水会	災害時における避難所利用 に関する協定
24	平成 27 年 3 月 1 日	災害	災害時における避難 所等の施設利用に関 する協定	株式会社ホリスティックホ ールディングス（旧小泉小 学校グラウンド）	災害時における避難所利用 に関する協定
25	平成 27 年 3 月 23 日	災害	災害時における応急 対策業務用レンタル 機材の提供に関する 協定書	株式会社アクティオ	災害時における応急対策資 機材の提供に関する協定
26	平成 27 年 4 月 1 日	災害	データ放送による情 報の取り扱いに関す る確認書	株式会社日本ネットワー クサービス	災害時のデータ放送の表示 による情報発信
27	平成 27 年 6 月 5 日	災害	災害時における相互 応援に関する協定書	荒川区	災害時の相互応援（食料、 生活必需品、応急対策用防 災資機材の提供等）
28	平成 27 年 12 月 1 日	災害	山梨県・市町村被災 者生活再建支援制度 に関する協定	山梨県	住宅等が全壊した県内世帯 の生活の早期再建を支援
29	平成 28 年 1 月 15 日	災害	災害時における応急 活動の協力に関する 協定書	一般社団法人山梨県トラ ック協会、峡北陸送株式会 社	協定先が備蓄している食 料、水等の提供
30	平成 28 年 4 月 6 日	災害	富士山火災噴火時に おける富士吉田市の 広域避難に関する覚 書	富士吉田市長	富士山噴火における避難者 の受入に関する協定
31	平成 28 年 4 月 8 日	災害	連携協定書（災害 時における物資の供 給）	高根ベビーリーフ菜園株式 会社	災害時の救援物資の提供に 関する協定
32	平成 29 年 2 月 1 日	災害	大規模災害時におけ る被災者支援に関す る協定書	山梨県行政書士会長	災害救助法適用時の相談窓 口の設置、罹災証明等発行 等支援
33	平成 29 年 3 月 29 日	災害	減災力に強いまちづ くり協定書	特定非営利活動人減災ネッ トやまなし	減災力の強いまちづくり事 業推進に関する協定
34	平成 29 年 4 月 1 日	災害	災害防災情報等の放 送に関する協定書	株式会社日本ネットワー クサービス	災害時防災情報の伝達に関 する協定
35	令和 2 年 9 月 1 日	災害	災害時等における無 人航空機による情報	ホリスティックホールディ ングス	災害時におけるドローン を利用した情報収集

			収集活動に関する協定書		
36	令和2年7月6日	災害	災害時等における物資供給に関する協定書	山梨銘醸株式会社、株式会社木次商事、有限会社わたなべ	災害時における消毒液の供給に関する協定
37	令和2年8月31日	災害	災害時における無人航空機の運用に関する協定書	有限会社山梨ドローンテクノロジー、	災害時におけるドローンを利用した情報収集
38	令和2年8月31日	災害	災害時における緊急輸送等に関する協定書	北杜市地域交通連絡会	災害時におけるタクシー、バス等による物資等の輸送
39	令和2年10月7日	災害	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	災害に関する情報発信
40	令和3年1月7日	災害	「みんな元気になるトイレ」派遣協力に関する協定書	一般社団法人助けあいジャパン	災害時におけるトイレトレーラー派遣に関する協定
41	令和3年2月24日	災害	災害時におけるLPガスの供給等に関する協定書	山梨県LPガス協会峡北地区 地区長	災害時におけるLPガス等の供給
42	令和3年3月30日	災害	大規模災害時における法律相談に関する協定書	山梨県弁護士会会長	大規模災害時に市民に対して行う法律相談業務の体制確保
43	令和3年6月29日	災害	災害時における避難所等の施設設備に関する協定書	韮崎自動車教習所	災害時における施設の利用に関する協定
44	令和3年7月30日	災害	災害時における電力復旧のための連携等に関する基本協定	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の電力復旧等に関する連携、情報共有、職員派遣
45	令和3年8月1日	災害	災害時等における福祉避難所への人材派遣に関する協定書	社会福祉法人北杜市社会福祉協議会、株式会社やさしい手甲府	災害時における福祉避難所への専門職員の派遣に関する協定
46	令和3年9月1日	災害	災害時等における協力に関する協定書	山梨住宅工業株式会社	災害時における避難所への従業員の派遣等に関する協定
47	令和3年12月1日	災害	災害時等における物資供給に関する協定書	NPO法人コメリ災害対策センター	災害時における生活物資の供給に関する協定
48	令和4年5月19日	災害	山梨県における広域避難等に関する協定書	山梨県、県内27市町村	災害時における広域避難に関する協定
49	令和4年8月8日	災害	災害時等における協力に関する協定書	一般社団法人 コミュニティーパーク	災害時における施設の利用に関する協定
50	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社アルプス	災害時における施設（道の駅はくしゅう）の利用に関する協定
51	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社アルプス	災害時における施設（道の駅南きよさと）の利用に関する協定

3 協定

52	令和5年6月29日	災害	災害時等における協力に関する協定書	株式会社スパティオ小淵沢	災害時における施設（道の駅こぶちさわ）の利用に関する協定
53	令和5年8月31日	災害	災害におけるレジリエンス強化推進に関する連携協定	東日本電信電話株式会社山梨市江店	災害におけるレジリエンス強化推進に関する協定
54	令和5年7月30日	災害	災害時における停電復旧及び電力啓開作業の連携に関する覚書	東京電力パワーグリッド株式会社	災害時の電力復旧等における道路啓開作業に関する覚書
55	令和6年3月26日	災害	災害時における応急活動の支援に関する協定書	山梨県厚生農業協同組合連合会	県央ネットやまなしによる災害時における電源車等の提供に関する協定

4 輸送・通信・広報

4-1 ヘリコプター場外離着陸場（県消防防災ヘリ関係）

No.	区分	名称	所在地	電話番号
1	場外	明野中学校校庭	明野町上手 8342	25-2426
2	場外	塩川ダム原石広場	須玉町小尾 1067	45-0789
3	場外	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	42-2021
4	場外	北杜市長根総合体育館	高根町村山北割 100	47-4444
5	場外	財団法人キープ協会清泉寮	高根町清里 3545（事務所）	48-2111
6	場外	旧峡北高校校庭	長坂町日野 2444	32-8250
7	場外	北杜市長坂総合スポーツ公園陸上競技場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
8	場外	サンメドウズ清里スキー場第3駐車場	大泉町西井出 8240-1	48-4111
9	場外	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	35-3553
10	場外	大武川河川公園フレンドパークむかわ	武川町柳沢 3506-1	26-3381
11	緊急	みずがき山リーゼンヒュッテ	須玉町小尾 6498-1	45-0911
12	緊急	みずがき湖ビジターセンター	須玉町比志 3730	45-0081
13	緊急	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6869	45-0510
14	緊急	北杜市長根総合体育館駐車場	高根町村山北割 100	47-4444
15	緊急	北杜市長坂総合スポーツ公園（野球場）	長坂町大八田 6811-187	32-2278
16	緊急	北杜市大泉スポーツ広場（泉小校庭）	大泉町谷戸 2870	38-2025
17	緊急	サンメドウズ清里スキー場（研修センター駐車場）	大泉町西井出 8240-1	48-4111
18	緊急	小淵沢まきば荘	小淵沢町 10183-1	36-2415
19	緊急	北杜市小淵沢総合スポーツセンター	小淵沢町 2161	32-2278
20	緊急	武川中学校校庭（北杜市武川体育広場）	武川町三吹 2600	26-3715

4-2 ヘリコプター主要発着場（自衛隊ヘリ関係）

No.	名称	所在地	施設管理者	施設規模	広さ（幅×長さ）（m）	消防署からの所要時間（分）
1	明野中学校校庭	明野町上手 8342	学校長	大型	100×200	10
2	大正館前広場	須玉町下津金 2963	市長	中型	60×50	15
3	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	学校長	大型	100×100	5
4	江草広場	須玉町江草 7623	市長	中型	50×60	12
5	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6896	学校長	大型	100×50	37
6	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	教育長	大型	110×170	2
7	長坂中学校校庭	長坂町長坂上条 1608	学校長	大型	100×140	12
8	（旧）日野春小学校校庭	長坂町長坂下条 1237-3	市長	大型	60×130	18
9	（旧）小泉小学校校庭	長坂町白井沢 4078	市長	大型	50×100	10
10	（旧）秋田小学校校庭	長坂町大八田 3677	市長	大型	55×100	6
11	長坂小学校校庭	長坂町長坂上条 1603-1	学校長	大型	90×110	12
12	北杜市長坂総合スポーツ公園	長坂町大八田 6811-187	教育長	大型	115×120	3
13	泉小学校校庭	大泉町谷戸 2870	学校長	大型	100×200	10
14	小淵沢中学校校庭	小淵沢町 732	学校長	中型	130×80	15
15	北杜市小淵沢東スポーツセンターグラウンド	小淵沢町上笹尾 1240	教育長	中型	80×50	10
16	北杜市小淵沢総合スポーツセンターグラウンド	小淵沢町 2161	教育長	中型	100×50	20
17	小淵沢小学校校庭	小淵沢町 7741	学校長	中型	110×80	15
18	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	教育長	大型	220×100	7
19	白州中学校校庭	白州町白須 1920	学校長	中型	100×70	5
20	白州小学校校庭	白州町白須 225	学校長	大型	100×90	4
21	東村山市山の家 （旧駒城小学校校庭）	白州町横手 997	東村山市長	中型	100×50	8
22	武川中学校校庭	武川町三吹 2600	学校長	中型	100×170	8
23	武川小学校校庭	武川町牧原 944	学校長	小型	50×150	7

4-3 ヘリコプター場外離着陸場(自衛隊ヘリ関係)

No.	名称	所在地	電話番号
1	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割100	47-4444
2	北杜市長坂総合スポーツ公園陸上競技場	長坂町大八田6811-187	32-2278
3	北杜市白州総合運動場	白州町白須7458-2	35-3553
4	北杜市泉小学校校庭(大泉スポーツ広場)	大泉町谷戸2870	38-2025

4-4 ドクターヘリ離着陸場

No.	名称	所在地	電話番号
1	明野中学校校庭	明野町上手 8342	25-2426
2	塩川ダム原石広場	須玉町小尾 1067	45-0789
3	みずがき山リーゼンヒュッテ	須玉町小尾 6498-1	45-0911
4	みずがき湖ビジターセンター	須玉町比志 3730	45-0081
5	みずがき山自然公園	須玉町小尾 8862-1	45-0277
6	基督自然学園高校校庭	須玉町小尾 6869	45-0510
7	北杜市須玉穂足スポーツ公園	須玉町大蔵 734	42-4844
8	江草広場	須玉町江草 7623	42-2262
9	須玉町農業体験農園施設(大正館) グラウンド	須玉町下津金 2963	20-7200
10	のろしの里ふれあい公園北駐車場	須玉町若神子 395	42-4844
11	須玉中学校校庭	須玉町小倉 200	42-2021
12	北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	47-4444
13	北杜市高根体育館 駐車場	高根町村山北割 111	47-4444
14	清里丘の公園 ボールゲーム場	高根町清里 3545-5	48-3411
15	旧峡北高校校庭	長坂町日野 2444	32-8250
16	北杜市長坂町総合スポーツ公園 陸上競技場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
17	北杜市長坂総合スポーツ公園 野球場	長坂町大八田 6811-187	32-2278
18	(旧)秋田小学校校庭	長坂町大八田 3677	
19	(旧)日野春小学校校庭	長坂町長坂下条 1237-3	
20	(旧)小泉小学校校庭	長坂町白井沢 4078	
21	長坂中学校校庭	長坂町長坂上条 1608	32-2242
22	泉小学校校庭	大泉町谷戸 2870	38-2025
23	北杜市小淵沢総合スポーツセンター グラウンド	小淵沢町 2161	45-7750
24	小淵沢小学校校庭	小淵沢町 7741	36-2055
25	北杜市小淵沢東スポーツセンター グラウンド	小淵沢町上笹尾 1240	45-7750
26	小淵沢中学校校庭	小淵沢町 732	36-2160
27	小淵沢まきば荘(テニスハウス)	小淵沢町 10183	36-2415
28	北杜市白州総合運動場	白州町白須 7458-2	35-3553
29	白州小学校	白州町白須 225	35-2733
30	白州中学校	白州町白須 1920	35-2534
31	東村山市山の家(旧駒城小学校校庭)	白州町横手 997	
32	大武川河川公園(フレンドパーク武川)	武川町柳沢 3506-1	26-3381
33	武川運動公園	武川町新興 1112	26-3261
34	武川中学校校庭	武川町三吹 2600	26-3715
35	武川小学校校庭	武川町牧原 944	26-2110

4-5 自衛隊派遣部隊・緊急消防援助隊宿泊予定施設

地区	No.	施設名	面積	人員	所在地	電話番号
明野地区	1	明野小学校体育館	1,118	186	明野町上手 8418	25-2101
	2	明野中学校体育館	1,050	175	明野町上手 8342	25-2426
	3	北杜市明野多目的屋内運動場	1,086	181	明野町上手 8304	25-1530
須玉地区	4	須玉小学校体育館	1,067	177	須玉町若神子 200-2	42-2310
	5	須玉中学校体育館	962	160	須玉町小倉 200	42-2021
	6	北杜市須玉総合体育館	2,210	368	須玉町大蔵 734	42-4844
高根地区	7	高根東小学校体育館	721	120	高根町村山北割 1035	47-2014
	8	高根西小学校体育館	700	116	高根町村山西割 1696	47-2025
	9	(旧)高根清里小学校体育館	695	115	高根町清里 3545-2083	48-2515
	10	高根中学校体育館	1,312	218	高根町村山東割 98	47-2026
	11	北杜市高根体育館	2,886	481	高根町村山北割 111	47-4444
長坂地区	12	長坂小学校体育館	845	140	長坂町長坂上条 1603-1	32-2308
	13	長坂中学校体育館	913	152	長坂町長坂上条 1608	32-2242
	14	北杜市長坂総合スポーツ公園体育館	2,399	399	長坂町大八田 6811-187	32-2278
	15	甲陵高校体育館	1,333	222	長坂町長坂上条 2003	32-3050
大泉地区	16	泉小学校体育館	767	127	大泉町谷戸 2870	38-2025
	17	泉中学校体育館	1,080	180	大泉町谷戸 2087	38-2012
	18	北杜市大泉体育館	2,165	360	大泉町谷戸 1915	45-6130
小淵沢地区	19	小淵沢小学校体育館	741	123	小淵沢町 7741	36-2055
	20	小淵沢中学校体育館	1,190	198	小淵沢町 732	36-2160
	21	北杜市小淵沢総合スポーツセンター体育館	1,020	170	小淵沢町 2161	45-7750
	22	北杜市小淵沢東スポーツセンター体育館	612	102	小淵沢町上笹尾 1240	45-7750
白州地区	23	白州小学校体育館	750	1225	白州町白須 225	35-2733
	24	白州中学校体育館	1,538	256	白州町白須 1920	35-2534
	25	北杜市白州体育館	3,635	605	白州町鳥原 2913-208	35-3553
武川地区	26	武川小学校体育館	730	121	武川町牧原 944	26-2110
	27	武川中学校体育館	960	160	武川町山高 1457	26-3715
	28	北杜市武川体育館	1,229	204	武川町三吹 2219	26-3261
	29	北杜市甲斐駒センターせせらぎ	286	47	武川町牧原 1243	20-3019

※1) 宿泊予定施設は指定避難所に位置づけられていることから、災害対策本部において調整の上、その使用を指示するものとする。

※2) 電話番号は施設の連絡先であり、施設の使用に係る問合せは北杜市災害対策本部へ行うものとする。

4-6 緊急消防援助隊野営可能場所

名称	所在地	面積(m ²)	土地の状況	水道	トイレ	駐車可能台数	電話番号
北杜市高根総合グラウンド	高根町村山北割 100	20,691	転圧地	有	有	50	47-4444
北杜市長坂総合スポーツ公園(陸上競技場)	長坂町大八田 6811-187	18,250	芝生	有	有	50	32-2278
北杜市白州体育館駐車場	白州町鳥原 2913-208	5,000	アスファルト	有	有	20	35-3553

※1) 野営可能場所は指定避難地に位置づけられていることから、災害対策本部において調整の上、その使用を指示するものとする。

※2) 電話番号は施設の連絡先であり、施設の使用に係る問合せは北杜市災害対策本部へ行うものとする。

4-7 緊急消防援助隊地上部隊進出拠点及び到達ルート(北杜市内)

受入方面	ルート(道路別)	名称・所在地	面積(m ²)	駐車台数
長野県諏訪方面 (長野県東部)	中央自動車道上り	八ヶ岳パーキングエリア 長坂町大八田 6811-15	144,400	大型 32 台、 小型 40 台
長野県諏訪方面 (長野県東部)	国道 20 号	北杜市白州体育館 駐車場 白州町鳥原 2913-208	5,000	20 台(一部利用)
長野県諏訪方面 (長野県東部)	国道 20 号	道の駅はくしゅう 白州町白須 1308		大型 4 台、 小型 71 台
長野県諏訪方面 (長野県東部)	県道 11 号 北杜富士見線	道の駅こぶちざわ 小淵沢町 2968-1		大型 8 台、 小型 45 台
長野県佐久方面 (長野県北東部)	国道 141 号	道の駅南きよさと 高根町長沢 179	12,000	50 台(一部利用)

5 消防・水防

5-1 北杜市消防団の編成

(1) 消防団の編成

所属	団長	副団長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
本部	1	4	(8)	(24)	2	2	22	31
明野分団			1	3	10	15	123	152
須玉分団			1	2	4	9	194	210
高根分団			1	5	10	51	205	272
長坂分団			1	4	7	59	200	271
大泉分団			1	3	5	15	134	158
小淵沢分団			1	2	5	50	121	179
白州分団			1	3	6	34	106	150
武川分団			1	2	5	28	89	125
ラッパ隊					1	1	22	24
女性消防隊					1	1	14	16
計	1	4	8	24	54	263	1,194	1,548

(2) 分団の名称及び担当区域

北杜市 消防団本部	明野分団	第1部	三之蔵、厚芝、原、小笠原、正楽寺、大内・緑ヶ丘	第6部	谷井、旭ヶ丘、辺見
		第2部	戸崎、南組、一本松、つつじヶ丘、西村	第7部	小袖、中込、浅尾原、東光
		第3部	中筋、大久保、藤内、前宮	第8部	浅尾新田
		第4部	北組、富士見ヶ丘	第9部	浅尾
		第5部	永井	第10部	上神取、下神取、御領平
	須玉分団	第1部	和田、下原、大和、桑原、御所	第4部	上小倉、中小倉、中尾、下小倉、東向上、東向下、多麻住宅、小池平、前尾根、後村・中村・下村、儀生・湯戸・駒ヶ入、根古屋、平・孫女、後藤田、馬場、下仲田、上仲田・横畑、下八巻、漆戸、大渡、原、宮平、比志1.2.3、日向、日影、東小尾、和田、黒森、御門南北、神戸西東、塩川
		第2部	上宿1.2.3、仲町、下宿、竹の内、下和田、さつき団地、さくら団地、若神子新町、境之沢、川又、前村、中村、二日市場		
		第3部	大蔵、大蔵新田、藤田上、藤田下、みさき団地、みずきタウン、田屋、覚林寺、大豆生田、百観音、サンゴボラス須玉団地		
	高根分団	第1部	川俣、長沢、東井出	第6部	蔵原、小池
		第2部	堤、村山北割	第7部	五町田
		第3部	箕輪新町、海道上、海道下、新田、大林、大坪	第8部	上黒沢、下黒沢
		第4部	仲尾根、久保、梅ノ木、横森上、横森下、村山東割	第9部	浅川、東原、上手、西村、下念場、東念場
		第5部	村山西割	第10部	八ヶ岳、駅前、朝日ヶ丘、朝日ヶ丘住宅、学校寮、清里の森

長坂分団	第1部	原町・渋沢、富岡、塚川
	第2部	長坂上条、日野、長坂下条
	第3部	上町・本町・仲町
	第4部	夏秋・下村三区・下村四区・栗林・東原
	第5部	町添・成岡・大和田・南新居
	第6部	東村・中村・横針・菅沼・上野原、大井ヶ森、小荒間東・小荒間中・小荒間西
	第7部	中丸、柿平、鳥久保、蕪・中島
大泉分団	第1部	下井出・寺所・山崎住宅、天神・宮地
	第2部	中村・辻林・若林・東原、姥神・新井・姥神住宅
	第3部	城南・町屋、宮上・宮下・西泉・西田住宅
	第4部	豊武・富谷・湧水、宮川・下新居
	第5部	油川・石堂第1・石堂第2、大泉帰農・大泉駅前・大開上
小淵沢分団	第1部	宮久保、高野
	第2部	久保、岩窪、小淵、尾根
	第3部	本町、大東豊
	第4部	上笹尾、女取、篠原
	第5部	下笹尾、松向
白州分団	第1部	大武川、上教来石、下教来石
	第2部	鳥原、荒田、松原
	第3部	台ヶ原、花水
	第4部	白須下、白須上
	第5部	前沢、竹宇
	第6部	横手、大坊
武川分団	第1部	新開地、牧原
	第2部	上三吹、下三吹
	第3部	宮脇
	第4部	山高、柳澤
	第5部	新奥、黒澤

6 基準・様式等

6-1 職員動員関係様式

様式第1号

動 員 名 簿				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
合 計 (人)				

様式第2号

動 員 個 人 表				
				課長名
所 属 課	氏 名	係 名	参 集 場 所	任 務
<p>動員時の心得</p> <p>1 参集時の携行品 手拭、手袋、水とう、食料、懐中電灯、その他必要な用具</p> <p>2 動員途上の緊急措置 職員は、動員途上において火災、人身事故等に遭遇した時は、付近住民に協力し、適切な処置をとるとともに、その被害状況を所属課長（班長）に報告するものとする。</p>				

6-2 被害認定基準

1	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なもの
2	行方不明者	所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの
3	重傷者・軽傷者	重傷者～1月以上の治療を要する見込みのもの 軽傷者～1月未満で治癒できる見込みのもの
4	住家	社会通念上の住家であるか否かを問わず、現実に居住している建物
5	棟	建築物の単位で、独立した1つの建築物。渡り廊下のように2以上の母屋に付着しているものは、各母屋として扱う。
6	世帯	生計を一にしている実際の生活単位。同一家屋内の親子であっても生計が別々であれば2世帯となる。寄宿舎等共同生活を営んでいるものについては、寄宿舎等を1単位として扱う。
7	被害額	物的被害の概算額を千円単位で計上する。
8	全壊 (全壊、流失)	住家がその住居のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通り再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
9	床上浸水	建物の床上以上に浸水したもの、又は全壊又は半壊に該当しないが、堆積物等のために一時的に居住できないもの
10	床下浸水	建物の床上に達しない程度に浸水したもの
11	一部破損	建物の損壊が半壊に達しない程度のもの、但し、軽微なものは除く。
12	非住家	住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないもの 非住家は、全壊又は半壊のもの
13	非住家 (公共建物)	国、県、市町村、JR、NTT等の管理する建物
14	非住家 (その他)	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物
15	文教施設	学校(含む各種学校)全壊及び半壊程度の被害を受けたもの

6 基準・様式等

16	病院	医療法に定める病院（20人以上）
17	流失埋没	田畑の耕土が流出し、又は堆積のために耕作が不能となったもの
18	冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水に浸かったもの
19	農業用施設	水路、ため池、揚水機、農道、ハウス、蚕室等
20	林業用施設	治山施設、林道、林産施設、苗畑施設等
21	農産物	食料作物、園芸作物、工芸作物、肥・飼料作物、茶、桑等
22	畜産被害	家畜、畜舎等の被害
23	水産被害	養魚場、漁船等の被害
24	林産物	立木、素材、製材、薪炭原木、木炭、椎茸、わさび、竹等
25	商工被害	建物以外の商工被害、工業原材料、商品、生産機械器具等
26	道路	高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道
27	橋梁	市町村道以上の道路に架設した橋
28	河川	堤防、護岸、水制、床止等付属物を含む
29	砂防	砂防法適用の砂防施設及び同法準用の砂防施設
30	下水道	下水道法適用の公共下水道、流域下水道、都市下水路
31	林道	新生崩壊地、拡大崩壊地、新生地すべり地、拡大地すべり地
32	鉄道不通	汽車、電車の運行が不能になった程度の被害
33	清掃施設	ごみ処理場及びし尿処理施設
34	通信被害	電話、電信が故障し、通信不能になった回線数
35	被災世帯	通常的生活を維持することができなくなった世帯をいい、全壊、半壊及び床上浸水に該当する世帯を計上する。
36	被災者	被災世帯の構成員

6-3 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

令和5年7月21日現在（山梨県災害救助法施行細則による）

救助の種類	対象	費用の限度額		期間	備考						
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者を収容する。	(基本額) 避難所設置費 1人1日当たり <u>340</u> 円 (加算額) 冬季(10~3月) 別に定める。 高齢者、障害者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する福祉避難所を設置した場合は、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館その他の宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。		災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とする。 2 輸送費は別途計上						
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 建設型応急住宅 (1)規格 地域の実情、世帯構成等により設定 (2)限度額 1戸当たり <u>6,775,000</u> 円以内 (3)同一敷地内に概ね 50 戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できる。 (規模、費用は知事が別に定める。) 2 賃貸型応急住宅 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて1(2)に定める規模に準ずる。 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。		災害発生の日から20日以内に着工	1 高齢者等の要配慮者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 2 供与期間 完成の日から最高2年以内						
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受けて炊事のできない者	1 1人1日当たり <u>1,230</u> 円以内		災害発生の日から7日以内	1 炊き出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物 2 費用は、主食、副食及び燃料等の経費						
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	水の購入費、給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品費及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。		災害発生の日から7日以内							
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全壊(焼)半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他日用品を喪失又ははき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期(4月~9月)、冬期(10月~3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。		災害発生の日から10日以内	1 現物給付に限ること (1)被服、寝具及び身の回り品 (2)日用品 (3)炊事用具及び食器 (4)光熱材料						
		2 下記金額の範囲内									
		区分				1人 世帯	2人 世帯	3人 世帯	4人 世帯	5人 世帯	6人以上 1人増すごとに加算
		単位円									
全壊・全焼・流失		夏	<u>19,200</u>	<u>24,600</u>	<u>36,500</u>	<u>43,600</u>	<u>55,200</u>	<u>8,000</u>			
		冬	<u>31,800</u>	<u>41,100</u>	<u>57,200</u>	<u>66,900</u>	<u>84,300</u>	<u>11,600</u>			
半壊・半焼・床上浸水		夏	<u>6,300</u>	<u>8,400</u>	<u>12,600</u>	<u>15,400</u>	<u>19,400</u>	<u>2,700</u>			
		冬	<u>11,100</u>	<u>13,200</u>	<u>18,800</u>	<u>22,300</u>	<u>28,100</u>	<u>3,700</u>			

6 基準・様式等

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的に処置）	1 救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料、医療器具破損修繕等の実費 2 病院又は診療所による場合は、国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者による場合は、協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	1 医療の範囲 (1) 診療 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容 (5) 看護
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の2割引以内の額	分べんした日から7日以内	1 助産の範囲 (1) 分べんの介助 (2) 分べん前及び分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	
被災した住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者	<u>1 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>一世帯当たり五万円以内の額とする。</u> <u>2 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行う (1) 半壊又は半焼した世帯 1世帯当たり <u>706,000</u> 円以内 (2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 1世帯当たり <u>34,3000</u> 円	<u>災害発生の日から10日以内</u> 災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出て、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費 2 文房具及び通学用品は、次の金額以内 小学校児童1人当たり <u>4,800</u> 円 中学校生徒1人当たり <u>5,100</u> 円 高等学校等生徒1人当たり <u>5,600</u> 円	災害発生の日から (教科書) 1ヵ月以内 (その他の学用品) 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入学時の場合には個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者について、死体の応急的処置程度のものを行う。	1 棺（付属品含む） 2 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む） 3 骨つぼ及び骨箱 埋葬費 1体当たり 大人（12歳以上） <u>219,100</u> 円以内 小人（12才未満） <u>175,200</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	搜索のための機械器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、費用額は当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
死体の処理	災害の際死亡した者についての死体に関する処理(埋葬を除く。)	(洗浄・縫合、消毒等) 1体当たり3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり <u>5,500</u> 円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金額以内	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班が行う。 2 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は、当該地域における通常の実績を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力では除去することができない者	ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇用費等 1世帯当たり <u>138,700</u> 円以内	災害発生の日から10日以内	
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	

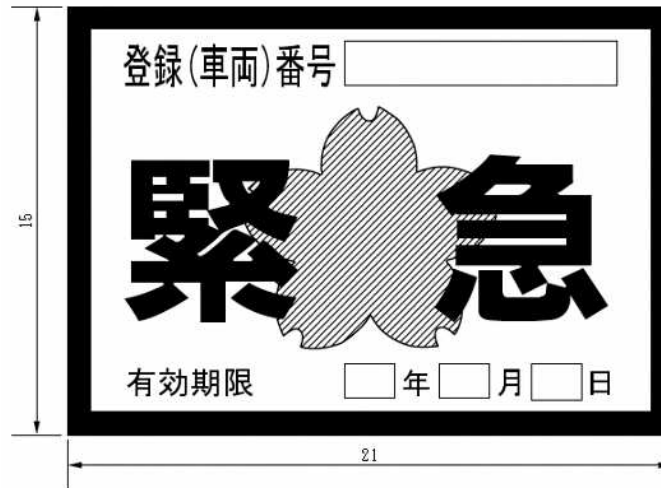
救助の種類	範囲	費用の限度額等	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者 同第10条第5号から第10号までに規定する者	(1) 医師、歯科医師 1人1日当たり <u>25,300</u> 円 (2) 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師 1人1日当たり <u>16,800</u> 円 (3) 保健師、助産師、看護師、准看護師、歯科衛生士 1人1日当たり <u>15,600</u> 円 (4) 救急救命士 1人1日当たり 14,600円 (5) 土木技術者、建築技術者 1人1日当たり <u>16,500</u> 円 (6) 大工 1人1日当たり <u>27,700</u> 円 (7) 左官 1人1日当たり <u>28,200</u> 円 (8) とび職 1人1日当たり <u>26,700</u> 円 地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した額以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は、一般職の職員との均衡を考慮して算定した額

6 基準・様式等

6-4 緊急通行（輸送）車両の標章及び確認証明書

1 標章

緊急通行車両の標章



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

2 確認証明書

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		知 事 会 ⑩ 公 安 委 員 会 ⑩	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所 氏名	() 局 番	
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備考			

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。